

伊勢市地域防災計画新旧対照表

資料①

P	節項	修正案	修正箇所	備考	修正根拠
本編・推進計画・強化計画					
第1編 総則					
3	第1章 計画の考え方 第2節 基本方針 第4項 風水害による被害を低減する対策	<p>宮川や五十鈴川をはじめ、多くの河川が市域を流れ伊勢湾に注いでおり、その地理的特徴から河川の増水や高潮などの被害が過去にも発生しています。<b>平成29年台風第21号では、市内の河川のうち観測所にて観測される全ての河川において、氾濫危険水位を超える水位を観測し、勢田川、桧尻川、矢田川、汁谷川及び横輪川では、水位上昇により溢水するなど大きな被害が発生しております。</b>また、近年、全国的にゲリラ豪雨に代表されるような集中豪雨による土砂災害などの懸念もあり、平成26年8月豪雨では広島市で土砂災害による多数の死者が発生しました。</p> <p>このような過去の災害を踏まえ、市民の皆さんとのリスクコミュニケーションや、ソフト対策、ハード対策をより充実させて万全を期することにより、風水害による被害を大幅に低減させていくことを目指します。</p>	<p>宮川や五十鈴川をはじめ、多くの河川が市域を流れ伊勢湾に注いでおり、その地理的特徴から河川の増水や高潮などの被害が過去にも発生しています。また、近年、全国的にゲリラ豪雨に代表されるような集中豪雨による土砂災害などの懸念もあり、平成26年8月豪雨では広島市で土砂災害による多数の死者が発生しました。</p> <p>このような過去の災害を踏まえ、市民の皆さんとのリスクコミュニケーションや、ソフト対策、ハード対策をより充実させて万全を期することにより、風水害による被害を大幅に低減させていくことを目指します。</p>	追加	台風第21号に関する記述の追加
11	第2章 被害想定 第2節 被害想定 第1項 風水害	<p>① 台風・洪水 平成16年9月の台風第21号では、記録的な雨量を観測し、大台町(旧宮川村)において、土砂災害により7人の死者・行方不明が発生しました。旧伊勢市では床上浸水207件、床下浸水107件の被害が発生し救助法の適用を受けています。 <b>平成29年台風第21号では、アメダス小俣観測所で最大48時間降水量が539.0mm(これまでの最高値400mm(平成12年9月12日)の1.35倍)となり、観測史上最高値を更新する大雨となり、市内で床上浸水408件、床下浸水674件、店舗、倉庫等の浸水763件(平成30年1月31日時点)の被害が発生し救助法の適用を受けています。</b> また、宮川は、多雨地帯である大台ヶ原を源流にもち、熊野灘から吹く季節風が雨雲を形成し、夏期を中心に豪雨をもたらす特性があります。流域の約8割が山地部にあたり、河川勾配が急なもの、平地部に至って急に勾配が緩やかになる点も洪水の要因になっています。宮川の下流部では、五十鈴川、勢田川が合流し、本市の市街地の平地部はこれらの河川沿いにあります。その地盤高は、河川の計画高水位以下であり、ひとたび氾濫すると被害は甚大となります。その他に、外城田川、大堀川、五十鈴川では三重県が特別警戒水位を定めており、浸水想定区域が示されています。</p> <p>③土砂災害(略) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、「土砂災害防止法」という。)における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域では、集中豪雨や長雨の際には災害の発生が予想され、災害が発生すると住宅や人命などに多大な被害がでるおそれがあります。また、大規模な場合は広範囲の家屋や道路等に甚大な災害が及び、多くの人命が失われるおそれがあります。伊勢市には405箇所の土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所263箇所、土石流危険渓流140箇所、地すべり危険箇所2箇所)が存在し、土砂災害警戒区域210箇所、内土砂災害特別警戒区域187箇所が指定されています。</p>	<p>① 台風・洪水 平成16年9月の台風21号では、記録的な雨量を観測し、大台町(旧宮川村)において、土砂災害により7人の死者・行方不明が発生しました。旧伊勢市では床上浸水207件、床下浸水107件の被害が発生し救助法の適用を受けています。 また、宮川は、多雨地帯である大台ヶ原を源流にもち、熊野灘から吹く季節風が雨雲を形成し、夏期を中心に豪雨をもたらす特性があります。流域の約8割が山地部にあたり、河川勾配が急なもの、平地部に至って急に勾配が緩やかになる点も洪水の要因になっています。宮川の下流部では、五十鈴川、勢田川が合流し、本市の市街地の平地部はこれらの河川沿いにあります。その地盤高は、河川の計画高水位以下であり、ひとたび氾濫すると被害は甚大となります。その他に、外城田川、大堀川、五十鈴川では三重県が特別警戒水位を定めており、浸水想定区域が示されています。</p> <p>③土砂災害(略) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、「土砂災害防止法」という。)における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域では、集中豪雨や長雨の際には災害の発生が予想され、災害が発生すると住宅や人命などに多大な被害がでるおそれがあります。また、大規模な場合は広範囲の家屋や道路等に甚大な災害が及び、多くの人命が失われるおそれがあります。伊勢市には405箇所の土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所263箇所、土石流危険渓流140箇所、地すべり危険箇所2箇所)が存在し、土砂災害警戒区域106箇所、内土砂災害特別警戒区域62箇所が指定されています。</p>	修正・追加	表現の適正化及び台風第21号に関する記述の追加
				修正	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に伴うもの

## 伊勢市地域防災計画新旧対照表

21	第2章 被害想定 第4節 防災上の事務又は業務の大綱 第1項 市の処理すべき防災上の事務又は業務の大綱	② 災害対策本部の組織 本部組織の各職務は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">役職</th> <th style="width: 80%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督します。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行します。</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>各災害対応実施の責任者となります。</td> </tr> <tr> <td>チーム員</td> <td>災害対応にあたります。</td> </tr> </tbody> </table> ※本部長が不在等の非常時には、市長権限委譲順位を次のとおりとします。 1 副市長 2 危機管理部長 3 参集した職員から最上席の者 ※職務代理者との関係 災害発生初動期の順位を決めるもので、職務代理者が決定した場合は、職務代理者が本部長の代理を行う	役職	職務	本部長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督します。	副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行します。	本部員	各災害対応実施の責任者となります。	チーム員	災害対応にあたります。	② 災害対策本部の組織 本部組織の各職務は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">役職</th> <th style="width: 80%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督します。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行します。</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>各災害対応実施の責任者となります。</td> </tr> <tr> <td>チーム員</td> <td>災害対応にあたります。</td> </tr> </tbody> </table> ※本部長が不在等の非常時には、市長権限委譲順位を次のとおりとします。 1 副市長 2 危機管理部長 3 総務部長 4 本部員の中から選出	役職	職務	本部長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督します。	副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行します。	本部員	各災害対応実施の責任者となります。	チーム員	災害対応にあたります。		業務継続計画の修正に伴うもの
役職	職務																								
本部長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督します。																								
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行します。																								
本部員	各災害対応実施の責任者となります。																								
チーム員	災害対応にあたります。																								
役職	職務																								
本部長	災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督します。																								
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行します。																								
本部員	各災害対応実施の責任者となります。																								
チーム員	災害対応にあたります。																								
第2編 自助・共助																									
42	第1章 災害への備え 第2節 防災に対する知識を習得する 第7項 被害想定に関する情報	市の取り組み 3 伊勢市防災マップ(危機管理課・監理課) 伊勢市では、下記のハザードマップとともに災害発生時に市民の皆さんが取るべき行動を記載した「伊勢市防災マップ」を作成しており、市のホームページで確認できます。また、危機管理課、総合支所窓口でも配布しています。 ●津波ハザードマップ:平成23年度 防災堤等の施設がないとした場合 M=9.0 ●洪水ハザードマップ:宮川・勢田川・五十鈴川・外城田川・大堀川 ●土砂災害ハザードマップ	市の取り組み 3 伊勢市防災マップ(危機管理課・監理課) 伊勢市では、下記のハザードマップとともに災害発生時に市民の皆さんが取るべき行動を記載した「伊勢市防災マップ」を作成しており、市のホームページで確認できます。また、危機管理課、総合支所窓口でも配布しています。 ●津波ハザードマップ:平成23年度 防災堤等の施設がないとした場合 M=9.0 ●洪水ハザードマップ:宮川・五十鈴川・外城田川・大堀川 ●土砂災害ハザードマップ	追加	洪水浸水想定区域図【勢田川】の公表に伴うもの																				
54	第1章 災害への備え 第4節 家庭での対策 第6項 防災に関する団体、講習会への参加	市の取り組み 21 伊勢市防災センター(危機管理課) 防災について子供から大人まで「見て」「体験して」楽しく学べる防災体験学習室の利用と、防災研修室、防災多目的ホールの活用により、防災センターが「もしも」の災害に対応できる防災に関する知識と技術を身につける「市民防災学習の場」となるよう努めます。 また、地域住民等を対象に伊勢市防災大学を開催し、防災意識の向上に取り組んでいます。	市の取り組み 21 伊勢市防災センター(危機管理課) 防災について子供から大人まで「見て」「体験して」楽しく学べる防災体験学習室の利用と、防災研修室、防災多目的ホールの活用により、防災センターが「もしも」の災害に対応できる防災に関する知識と技術を身につける「市民防災学習の場」となるよう努めます。	追加	伊勢市防災大学の開催に伴うもの																				

# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

85	第4章 再建への足掛かり 第2節 様々な支援を活用した生活復旧	市の取り組み 53 住宅再建に対する支援策(建築住宅課) (略) イ 建設の場合の融資限度額 基本融資額 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">基本融資額 (建設資金)</td> <td style="width: 25%;">特例加算額 (建設資金)</td> <td style="width: 25%;">基本融資額 (土地取得資金)</td> <td style="width: 25%;">基本融資額 (整地資金)</td> </tr> <tr> <td>1,650(注1)</td> <td>510万円</td> <td>970万円(注2)</td> <td>440万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 被災親族同居の場合は2,280万円が限度となります。被災親族同居とは、別居していた直系親族の関係にある方がそれぞれ被災し、かつ、新たに建設された住宅にこれらの方が同居する場合をいいます。</p> <p>(注2) 賃借権を取得した場合の土地取得資金は、580万円が限度となります。</p> <p>定期借地権等を取得した場合の保証金についても、一定の条件を満たす場合は融資の対象となりますが、この場合の基本融資額(土地取得資金)は、380万円が限度となります。</p> <p>② 二重ローン対策 被災した住居に対する住宅ローンが残っていた場合、新たな住宅再建における更なる住宅ローン(いわゆる、二重ローン)が必要となるため、円滑な住宅再建に向けた二重ローン対策について、国や県の動向を踏まえ、支援を行います。</p>	基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得資金)	基本融資額 (整地資金)	1,650(注1)	510万円	970万円(注2)	440万円	市の取り組み 53 住宅再建に対する支援策(建築住宅課) (略) イ 建設の場合の融資限度額 基本融資額 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">基本融資額 (建設資金)</td> <td style="width: 25%;">特例加算額 (建設資金)</td> <td style="width: 25%;">基本融資額 (土地取得資金)</td> <td style="width: 25%;">基本融資額 (整地資金)</td> </tr> <tr> <td>1,500万円(注1)</td> <td>460万円</td> <td>970万円(注2)</td> <td>400万円</td> </tr> </table> <p>(注1) 被災親族同居の場合は2,070万円が限度となります。被災親族同居とは、別居していた直系親族の関係にある方がそれぞれ被災し、かつ、新たに建設された住宅にこれらの方が同居する場合をいいます。</p> <p>(注2) 賃借権を取得した場合の土地取得資金は、580万円が限度となります。</p> <p>定期借地権等を取得した場合の保証金についても、一定の条件を満たす場合は融資の対象となりますが、この場合の基本融資額(土地取得資金)は、380万円が限度となります。</p> <p>② 二重ローン対策 被災した住居に対する住宅ローンが残っていた場合、新たな住宅再建における更なる住宅ローン(いわゆる、二重ローン)が必要となるため、円滑な住宅再建に向けた二重ローン対策について、国や県の動向を踏まえ、支援を行います。</p>	基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得資金)	基本融資額 (整地資金)	1,500万円(注1)	460万円	970万円(注2)	400万円	修正	融資限度額の変更に伴うもの																																						
基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得資金)	基本融資額 (整地資金)																																																								
1,650(注1)	510万円	970万円(注2)	440万円																																																								
基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得資金)	基本融資額 (整地資金)																																																								
1,500万円(注1)	460万円	970万円(注2)	400万円																																																								
第3編 公助																																																											
94	第1章 災害応急活動の体制づくり 第3節 消防体制の整備	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対策名</th> <th style="width: 30%;">担当</th> <th style="width: 40%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 消防力の強化</td> <td style="text-align: center;">消防本部</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">                     「消防力の整備指針」に基づく拠点や消火栓、防火水槽等の消防施設の整備に努めます。                      また、火災等の災害拡大防止のため、消防車両等の資器材整備の充実を図ります。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">                     ●消防関係団体 ①消防組織 P.69.                      消防関係団体 ②消防施設の整備 P.79.                      消防関係団体 ③化学消火薬剤保有現況 P.78.                 </td> </tr> <tr> <td>2. 火災予防対策</td> <td style="text-align: center;">消防本部</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">                     災害時に予想される出火危険を排除するため、火災予防啓発の実施、立入検査の強化、防火管理者の効果的な運用・再教育、施設管理者への指導に努めます。                      また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を行います。                      特定防火対象物は、防火管理者を選任し、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、避難及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱に関する監督、その他防火管理に必要な業務を行うように消防機関を通じて指導するとともに、不備を発見した場合は設備改善の指導をします。                 </td> </tr> <tr> <td>3. 林野火災予防対策</td> <td style="text-align: center;">消防本部</td> <td style="text-align: center;">三重県、自衛隊</td> </tr> <tr> <td colspan="3">                     林野火災が発生すると、地理的条件、気象状況等によって消火活動に困難をきたすため、関係機関との調整を行い、空中消火の要請体制の確立に努めます。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">●消防関係団体 ④林野火災対策備蓄器材(市保有) P.78.</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 消防力の強化	消防本部	-	「消防力の整備指針」に基づく拠点や消火栓、防火水槽等の消防施設の整備に努めます。 また、火災等の災害拡大防止のため、消防車両等の資器材整備の充実を図ります。			●消防関係団体 ①消防組織 P.69. 消防関係団体 ②消防施設の整備 P.79. 消防関係団体 ③化学消火薬剤保有現況 P.78.			2. 火災予防対策	消防本部	-	災害時に予想される出火危険を排除するため、火災予防啓発の実施、立入検査の強化、防火管理者の効果的な運用・再教育、施設管理者への指導に努めます。 また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を行います。 特定防火対象物は、防火管理者を選任し、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、避難及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱に関する監督、その他防火管理に必要な業務を行うように消防機関を通じて指導するとともに、不備を発見した場合は設備改善の指導をします。			3. 林野火災予防対策	消防本部	三重県、自衛隊	林野火災が発生すると、地理的条件、気象状況等によって消火活動に困難をきたすため、関係機関との調整を行い、空中消火の要請体制の確立に努めます。			●消防関係団体 ④林野火災対策備蓄器材(市保有) P.78.			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対策名</th> <th style="width: 30%;">担当</th> <th style="width: 40%;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 消防力の強化</td> <td style="text-align: center;">消防本部</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">                     「消防力の整備指針」に基づく拠点や消防車両、消火栓や防火水槽等の消防施設の整備、に努めます。                      また、危険物災害事故等の拡大防止のための資器材準備をします。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">                     ●消防関係団体 ①消防組織 P.66.                      消防関係団体 ②消防施設の整備 P.70.                      消防関係団体 ③化学消火薬剤保有現況 P.70.                 </td> </tr> <tr> <td>2. 火災予防対策</td> <td style="text-align: center;">消防本部</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">                     災害時に予想される出火危険を排除するため、火災予防啓発の実施、立入検査の強化、防火管理者の効果的な運用・再教育、施設管理者への指導に努めます。                      また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を行います。                      特定防火対象物は、防火管理者を選任し、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、避難及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱に関する監督、その他防火管理に必要な業務を行うように消防機関を通じて指導するとともに、不備を発見した場合は設備改善の指導をします。                 </td> </tr> <tr> <td>3. 林野火災予防対策</td> <td style="text-align: center;">消防本部</td> <td style="text-align: center;">三重県、自衛隊</td> </tr> <tr> <td colspan="3">                     林野火災が発生すると、地理的条件、気象状況等によって消火活動に困難をきたすため、関係機関との調整を行い、空中消火の要請体制の確立に努めます。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">●消防関係団体 ④林野火災対策備蓄器材(市保有) P.70.</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 消防力の強化	消防本部	-	「消防力の整備指針」に基づく拠点や消防車両、消火栓や防火水槽等の消防施設の整備、に努めます。 また、危険物災害事故等の拡大防止のための資器材準備をします。			●消防関係団体 ①消防組織 P.66. 消防関係団体 ②消防施設の整備 P.70. 消防関係団体 ③化学消火薬剤保有現況 P.70.			2. 火災予防対策	消防本部	-	災害時に予想される出火危険を排除するため、火災予防啓発の実施、立入検査の強化、防火管理者の効果的な運用・再教育、施設管理者への指導に努めます。 また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を行います。 特定防火対象物は、防火管理者を選任し、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、避難及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱に関する監督、その他防火管理に必要な業務を行うように消防機関を通じて指導するとともに、不備を発見した場合は設備改善の指導をします。			3. 林野火災予防対策	消防本部	三重県、自衛隊	林野火災が発生すると、地理的条件、気象状況等によって消火活動に困難をきたすため、関係機関との調整を行い、空中消火の要請体制の確立に努めます。			●消防関係団体 ④林野火災対策備蓄器材(市保有) P.70.			修正	表現の適正化及び地域防災計画資料編の変更に伴うもの
対策名	担当	関係機関																																																									
1. 消防力の強化	消防本部	-																																																									
「消防力の整備指針」に基づく拠点や消火栓、防火水槽等の消防施設の整備に努めます。 また、火災等の災害拡大防止のため、消防車両等の資器材整備の充実を図ります。																																																											
●消防関係団体 ①消防組織 P.69. 消防関係団体 ②消防施設の整備 P.79. 消防関係団体 ③化学消火薬剤保有現況 P.78.																																																											
2. 火災予防対策	消防本部	-																																																									
災害時に予想される出火危険を排除するため、火災予防啓発の実施、立入検査の強化、防火管理者の効果的な運用・再教育、施設管理者への指導に努めます。 また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を行います。 特定防火対象物は、防火管理者を選任し、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、避難及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱に関する監督、その他防火管理に必要な業務を行うように消防機関を通じて指導するとともに、不備を発見した場合は設備改善の指導をします。																																																											
3. 林野火災予防対策	消防本部	三重県、自衛隊																																																									
林野火災が発生すると、地理的条件、気象状況等によって消火活動に困難をきたすため、関係機関との調整を行い、空中消火の要請体制の確立に努めます。																																																											
●消防関係団体 ④林野火災対策備蓄器材(市保有) P.78.																																																											
対策名	担当	関係機関																																																									
1. 消防力の強化	消防本部	-																																																									
「消防力の整備指針」に基づく拠点や消防車両、消火栓や防火水槽等の消防施設の整備、に努めます。 また、危険物災害事故等の拡大防止のための資器材準備をします。																																																											
●消防関係団体 ①消防組織 P.66. 消防関係団体 ②消防施設の整備 P.70. 消防関係団体 ③化学消火薬剤保有現況 P.70.																																																											
2. 火災予防対策	消防本部	-																																																									
災害時に予想される出火危険を排除するため、火災予防啓発の実施、立入検査の強化、防火管理者の効果的な運用・再教育、施設管理者への指導に努めます。 また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を行います。 特定防火対象物は、防火管理者を選任し、当該防火対象物について消防計画の作成を徹底させ、当該消防計画に基づく消火、避難及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱に関する監督、その他防火管理に必要な業務を行うように消防機関を通じて指導するとともに、不備を発見した場合は設備改善の指導をします。																																																											
3. 林野火災予防対策	消防本部	三重県、自衛隊																																																									
林野火災が発生すると、地理的条件、気象状況等によって消火活動に困難をきたすため、関係機関との調整を行い、空中消火の要請体制の確立に努めます。																																																											
●消防関係団体 ④林野火災対策備蓄器材(市保有) P.70.																																																											

# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

No.	項目	旧計画	新計画	変更内容																																																																																																						
99	第1章 災害応急活動の体制づくり 第8節 災害時要配慮者の支援体制の整備	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難行動要支援者の把握</td> <td>介護保険課、高齢者支援課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害時要配慮者のうち、要介護状態の高齢者や重度障がい者等、避難行動に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といいます。避難行動要支援者への支援においては、「自助」、「共助」、「公助」が一体となって取り組みを進める必要があることから、これらの支援を適切かつ円滑に実施する体制を整えます。また、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、<b>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用で支援が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努め、緊急時には関係機関で共有し対策を講じます。</b>（基本法第49条の10、第49条の11）。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●避難行動要支援者対策計画 P.46。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>2. 災害時要保護者の把握</td> <td>高齢者支援課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">避難行動要支援者のうち、避難時に本人や家族以外の第三者の支援が必要であると市に申請をした方を、市では「災害時要保護者」と位置づけ、「災害時要保護者台帳」を整備しています。この台帳を地域団体等と情報共有し、災害に備えた地域づくりを支援します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●避難行動要支援者対策計画 P.46。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>3. 情報伝達・避難誘導体制の整備</td> <td>避難所チーム、高齢者支援課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害時要配慮者に対して適切な情報を提供するために手話通訳者等の把握、派遣・協力システムの整備、避難活動を円滑に行うためのマニュアル作成等の情報伝達体制を整備します。また、災害時に迅速かつ的確に避難行動要支援者が避難できるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制作りを推進します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">また、洪水の浸水想定区域内の施設を把握し、河川の増水時に早期の避難を呼びかけることができる体制を整備します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●浸水区域内要配慮者利用施設 P.50。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>4. 女性や子どもに配慮した防災対策の強化</td> <td>こども課、市民交流課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">被災時における男女ニーズの違い等、男女双方の視点や子ども、高齢者の視点に立った防災活動に十分配慮するよう努めます。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●協定等一覧 P.124。</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 避難行動要支援者の把握	介護保険課、高齢者支援課	-	災害時要配慮者のうち、要介護状態の高齢者や重度障がい者等、避難行動に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といいます。避難行動要支援者への支援においては、「自助」、「共助」、「公助」が一体となって取り組みを進める必要があることから、これらの支援を適切かつ円滑に実施する体制を整えます。また、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、 <b>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用で支援が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努め、緊急時には関係機関で共有し対策を講じます。</b> （基本法第49条の10、第49条の11）。			●避難行動要支援者対策計画 P.46。			対策名	担当	関係機関	2. 災害時要保護者の把握	高齢者支援課	-	避難行動要支援者のうち、避難時に本人や家族以外の第三者の支援が必要であると市に申請をした方を、市では「災害時要保護者」と位置づけ、「災害時要保護者台帳」を整備しています。この台帳を地域団体等と情報共有し、災害に備えた地域づくりを支援します。			●避難行動要支援者対策計画 P.46。			対策名	担当	関係機関	3. 情報伝達・避難誘導体制の整備	避難所チーム、高齢者支援課	-	災害時要配慮者に対して適切な情報を提供するために手話通訳者等の把握、派遣・協力システムの整備、避難活動を円滑に行うためのマニュアル作成等の情報伝達体制を整備します。また、災害時に迅速かつ的確に避難行動要支援者が避難できるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制作りを推進します。			また、洪水の浸水想定区域内の施設を把握し、河川の増水時に早期の避難を呼びかけることができる体制を整備します。			●浸水区域内要配慮者利用施設 P.50。			対策名	担当	関係機関	4. 女性や子どもに配慮した防災対策の強化	こども課、市民交流課	-	被災時における男女ニーズの違い等、男女双方の視点や子ども、高齢者の視点に立った防災活動に十分配慮するよう努めます。			●協定等一覧 P.124。			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 避難行動要支援者の把握</td> <td>介護保険課、高齢・障がい福祉課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害時要配慮者のうち、要介護状態の高齢者や重度障がい者等、避難行動に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といいます。避難行動要支援者への支援においては、「自助」、「共助」、「公助」が一体となって取り組みを進める必要があることから、これらの支援を適切かつ円滑に実施する体制を整えます。また、「避難行動要支援者名簿」を作成し、緊急時には関係機関で共有し対策を講じます。（基本法第49条の10、第49条の11）。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●避難行動要支援者対策計画 P.43。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>2. 災害時要保護者の把握</td> <td>高齢・障がい福祉課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">避難行動要支援者のうち、避難時に本人や家族以外の第三者の支援が必要であると市に申請をした方を、市では「災害時要保護者」と位置づけ、「災害時要保護者台帳」を整備しています。この台帳を地域団体等と情報共有し、災害に備えた地域づくりを支援します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●避難行動要支援者対策計画 P.43。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>3. 情報伝達・避難誘導体制の整備</td> <td>避難所チーム、高齢・障がい福祉課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害時要配慮者に対して適切な情報を提供するために手話通訳者等の把握、派遣・協力システムの整備、避難活動を円滑に行うためのマニュアル作成等の情報伝達体制を整備します。また、災害時に迅速かつ的確に避難行動要支援者が避難できるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制作りを推進します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">また、洪水の浸水想定区域内の施設を把握し、河川の増水時に早期の避難を呼びかけることができる体制を整備します。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●浸水区域内要配慮者利用施設 P.47。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>4. 女性や子どもに配慮した防災対策の強化</td> <td>こども課、市民交流課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">被災時における男女ニーズの違い等、男女双方の視点や子ども、高齢者の視点に立った防災活動に十分配慮するよう努めます。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●協定等一覧 P.118。</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 避難行動要支援者の把握	介護保険課、高齢・障がい福祉課	-	災害時要配慮者のうち、要介護状態の高齢者や重度障がい者等、避難行動に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といいます。避難行動要支援者への支援においては、「自助」、「共助」、「公助」が一体となって取り組みを進める必要があることから、これらの支援を適切かつ円滑に実施する体制を整えます。また、「避難行動要支援者名簿」を作成し、緊急時には関係機関で共有し対策を講じます。（基本法第49条の10、第49条の11）。			●避難行動要支援者対策計画 P.43。			対策名	担当	関係機関	2. 災害時要保護者の把握	高齢・障がい福祉課	-	避難行動要支援者のうち、避難時に本人や家族以外の第三者の支援が必要であると市に申請をした方を、市では「災害時要保護者」と位置づけ、「災害時要保護者台帳」を整備しています。この台帳を地域団体等と情報共有し、災害に備えた地域づくりを支援します。			●避難行動要支援者対策計画 P.43。			対策名	担当	関係機関	3. 情報伝達・避難誘導体制の整備	避難所チーム、高齢・障がい福祉課	-	災害時要配慮者に対して適切な情報を提供するために手話通訳者等の把握、派遣・協力システムの整備、避難活動を円滑に行うためのマニュアル作成等の情報伝達体制を整備します。また、災害時に迅速かつ的確に避難行動要支援者が避難できるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制作りを推進します。			また、洪水の浸水想定区域内の施設を把握し、河川の増水時に早期の避難を呼びかけることができる体制を整備します。			●浸水区域内要配慮者利用施設 P.47。			対策名	担当	関係機関	4. 女性や子どもに配慮した防災対策の強化	こども課、市民交流課	-	被災時における男女ニーズの違い等、男女双方の視点や子ども、高齢者の視点に立った防災活動に十分配慮するよう努めます。			●協定等一覧 P.118。			修正
対策名	担当	関係機関																																																																																																								
1. 避難行動要支援者の把握	介護保険課、高齢者支援課	-																																																																																																								
災害時要配慮者のうち、要介護状態の高齢者や重度障がい者等、避難行動に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といいます。避難行動要支援者への支援においては、「自助」、「共助」、「公助」が一体となって取り組みを進める必要があることから、これらの支援を適切かつ円滑に実施する体制を整えます。また、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、 <b>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用で支援が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努め、緊急時には関係機関で共有し対策を講じます。</b> （基本法第49条の10、第49条の11）。																																																																																																										
●避難行動要支援者対策計画 P.46。																																																																																																										
対策名	担当	関係機関																																																																																																								
2. 災害時要保護者の把握	高齢者支援課	-																																																																																																								
避難行動要支援者のうち、避難時に本人や家族以外の第三者の支援が必要であると市に申請をした方を、市では「災害時要保護者」と位置づけ、「災害時要保護者台帳」を整備しています。この台帳を地域団体等と情報共有し、災害に備えた地域づくりを支援します。																																																																																																										
●避難行動要支援者対策計画 P.46。																																																																																																										
対策名	担当	関係機関																																																																																																								
3. 情報伝達・避難誘導体制の整備	避難所チーム、高齢者支援課	-																																																																																																								
災害時要配慮者に対して適切な情報を提供するために手話通訳者等の把握、派遣・協力システムの整備、避難活動を円滑に行うためのマニュアル作成等の情報伝達体制を整備します。また、災害時に迅速かつ的確に避難行動要支援者が避難できるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制作りを推進します。																																																																																																										
また、洪水の浸水想定区域内の施設を把握し、河川の増水時に早期の避難を呼びかけることができる体制を整備します。																																																																																																										
●浸水区域内要配慮者利用施設 P.50。																																																																																																										
対策名	担当	関係機関																																																																																																								
4. 女性や子どもに配慮した防災対策の強化	こども課、市民交流課	-																																																																																																								
被災時における男女ニーズの違い等、男女双方の視点や子ども、高齢者の視点に立った防災活動に十分配慮するよう努めます。																																																																																																										
●協定等一覧 P.124。																																																																																																										
対策名	担当	関係機関																																																																																																								
1. 避難行動要支援者の把握	介護保険課、高齢・障がい福祉課	-																																																																																																								
災害時要配慮者のうち、要介護状態の高齢者や重度障がい者等、避難行動に支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といいます。避難行動要支援者への支援においては、「自助」、「共助」、「公助」が一体となって取り組みを進める必要があることから、これらの支援を適切かつ円滑に実施する体制を整えます。また、「避難行動要支援者名簿」を作成し、緊急時には関係機関で共有し対策を講じます。（基本法第49条の10、第49条の11）。																																																																																																										
●避難行動要支援者対策計画 P.43。																																																																																																										
対策名	担当	関係機関																																																																																																								
2. 災害時要保護者の把握	高齢・障がい福祉課	-																																																																																																								
避難行動要支援者のうち、避難時に本人や家族以外の第三者の支援が必要であると市に申請をした方を、市では「災害時要保護者」と位置づけ、「災害時要保護者台帳」を整備しています。この台帳を地域団体等と情報共有し、災害に備えた地域づくりを支援します。																																																																																																										
●避難行動要支援者対策計画 P.43。																																																																																																										
対策名	担当	関係機関																																																																																																								
3. 情報伝達・避難誘導体制の整備	避難所チーム、高齢・障がい福祉課	-																																																																																																								
災害時要配慮者に対して適切な情報を提供するために手話通訳者等の把握、派遣・協力システムの整備、避難活動を円滑に行うためのマニュアル作成等の情報伝達体制を整備します。また、災害時に迅速かつ的確に避難行動要支援者が避難できるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制作りを推進します。																																																																																																										
また、洪水の浸水想定区域内の施設を把握し、河川の増水時に早期の避難を呼びかけることができる体制を整備します。																																																																																																										
●浸水区域内要配慮者利用施設 P.47。																																																																																																										
対策名	担当	関係機関																																																																																																								
4. 女性や子どもに配慮した防災対策の強化	こども課、市民交流課	-																																																																																																								
被災時における男女ニーズの違い等、男女双方の視点や子ども、高齢者の視点に立った防災活動に十分配慮するよう努めます。																																																																																																										
●協定等一覧 P.118。																																																																																																										
108	第2章 災害に強いまちづくり 第1節 都市の防災機能強化計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 都市構造の強化</td> <td>所管課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害に強い都市構造の形成を図るため、地震・津波、風水害等、想定される災害特性に配慮し、伊勢市総合計画や伊勢市都市計画マスタープラン等において、土地利用の誘導や、道路、公園等の整備を位置づけ、災害に強いまちの形成を図ります。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●市道の整備、公共空地の整備 P.81。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>2. 建築物等に対する対策促進</td> <td>所管課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害に対する公共建築物、民間建築物、文化財等の建築物の安全性を高めるため、特に耐震診断が義務化された一定規模以上の大規模建築物や避難路沿道（第1次緊急輸送道路）建築物の耐震化を図り、災害時の被害拡大を防止します。また、防災活動の拠点となりうる建築物や災害時要配慮者利用施設等の耐震化や、<b>浸水想定区域外への移転、老朽危険空家対策等</b>を実施し、災害対策の促進を図ります。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●公共施設の整備 P.81。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>3. 道路・橋梁の対策促進</td> <td>維持課</td> <td>三重河川国道事務所、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3">道路・橋梁は震災時の避難、救援・救護、消防活動等の動脈となり、火災の延焼を防止するオープンスペースとしても多様な機能を有します。このため、防災効果の高い道路の整備及び橋梁の耐震性の向上等を図ります。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>4. 地籍調査及び都市部官民境界基本調査の促進</td> <td>用地課</td> <td>国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td colspan="3">市が事業主体となる地籍調査及び国が事業主体となる都市部官民境界基本調査を促進し、被災後における迅速な復旧・復興をするため、まちづくり等の再編に不可欠な土地に関する基本的な情報（境界線の測量座標値及び現況測量座標値等）を整備し、災害に備えます。</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 都市構造の強化	所管課	-	災害に強い都市構造の形成を図るため、地震・津波、風水害等、想定される災害特性に配慮し、伊勢市総合計画や伊勢市都市計画マスタープラン等において、土地利用の誘導や、道路、公園等の整備を位置づけ、災害に強いまちの形成を図ります。			●市道の整備、公共空地の整備 P.81。			対策名	担当	関係機関	2. 建築物等に対する対策促進	所管課	-	災害に対する公共建築物、民間建築物、文化財等の建築物の安全性を高めるため、特に耐震診断が義務化された一定規模以上の大規模建築物や避難路沿道（第1次緊急輸送道路）建築物の耐震化を図り、災害時の被害拡大を防止します。また、防災活動の拠点となりうる建築物や災害時要配慮者利用施設等の耐震化や、 <b>浸水想定区域外への移転、老朽危険空家対策等</b> を実施し、災害対策の促進を図ります。			●公共施設の整備 P.81。			対策名	担当	関係機関	3. 道路・橋梁の対策促進	維持課	三重河川国道事務所、三重県	道路・橋梁は震災時の避難、救援・救護、消防活動等の動脈となり、火災の延焼を防止するオープンスペースとしても多様な機能を有します。このため、防災効果の高い道路の整備及び橋梁の耐震性の向上等を図ります。			対策名	担当	関係機関	4. 地籍調査及び都市部官民境界基本調査の促進	用地課	国土交通省中部地方整備局	市が事業主体となる地籍調査及び国が事業主体となる都市部官民境界基本調査を促進し、被災後における迅速な復旧・復興をするため、まちづくり等の再編に不可欠な土地に関する基本的な情報（境界線の測量座標値及び現況測量座標値等）を整備し、災害に備えます。			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 都市構造の強化</td> <td>所管課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害に強い都市構造の形成を図るため、地震・津波、風水害等、想定される災害特性に配慮し、伊勢市総合計画や伊勢市都市計画マスタープラン等において、土地利用の誘導や、道路、公園等の整備を位置づけ、災害に強いまちの形成を図ります。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">●市道の整備、公共空地の整備 P.78。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>2. 建築物等に対する対策促進</td> <td>所管課</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害に対する公共建築物、民間建築物、文化財等の建築物の安全性を高めるため、特に耐震診断が義務化された一定規模以上の大規模建築物や避難路沿道（第1次緊急輸送道路）建築物の耐震化を図り、災害時の被害拡大を防止します。また、防災活動の拠点となりうる建築物や災害時要配慮者利用施設等の耐震化や、<b>老朽危険空家対策等</b>を実施し、災害対策の促進を図ります。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>3. 道路・橋梁の対策促進</td> <td>維持課</td> <td>三重河川国道事務所、三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3">道路・橋梁は震災時の避難、救援・救護、消防活動等の動脈となり、火災の延焼を防止するオープンスペースとしても多様な機能を有します。このため、防災効果の高い道路の整備及び橋梁の耐震性の向上等を図ります。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>4. 地籍調査及び都市部官民境界基本調査の促進</td> <td>用地課</td> <td>国土交通省中部地方整備局</td> </tr> <tr> <td colspan="3">市が事業主体となる地籍調査及び国が事業主体となる都市部官民境界基本調査を促進し、被災後における迅速な復旧・復興をするため、まちづくり等の再編に不可欠な土地に関する基本的な情報（境界線の測量座標値及び現況測量座標値等）を整備し、災害に備えます。</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 都市構造の強化	所管課	-	災害に強い都市構造の形成を図るため、地震・津波、風水害等、想定される災害特性に配慮し、伊勢市総合計画や伊勢市都市計画マスタープラン等において、土地利用の誘導や、道路、公園等の整備を位置づけ、災害に強いまちの形成を図ります。			●市道の整備、公共空地の整備 P.78。			対策名	担当	関係機関	2. 建築物等に対する対策促進	所管課	-	災害に対する公共建築物、民間建築物、文化財等の建築物の安全性を高めるため、特に耐震診断が義務化された一定規模以上の大規模建築物や避難路沿道（第1次緊急輸送道路）建築物の耐震化を図り、災害時の被害拡大を防止します。また、防災活動の拠点となりうる建築物や災害時要配慮者利用施設等の耐震化や、 <b>老朽危険空家対策等</b> を実施し、災害対策の促進を図ります。			対策名	担当	関係機関	3. 道路・橋梁の対策促進	維持課	三重河川国道事務所、三重県	道路・橋梁は震災時の避難、救援・救護、消防活動等の動脈となり、火災の延焼を防止するオープンスペースとしても多様な機能を有します。このため、防災効果の高い道路の整備及び橋梁の耐震性の向上等を図ります。			対策名	担当	関係機関	4. 地籍調査及び都市部官民境界基本調査の促進	用地課	国土交通省中部地方整備局	市が事業主体となる地籍調査及び国が事業主体となる都市部官民境界基本調査を促進し、被災後における迅速な復旧・復興をするため、まちづくり等の再編に不可欠な土地に関する基本的な情報（境界線の測量座標値及び現況測量座標値等）を整備し、災害に備えます。			修正																					
対策名	担当	関係機関																																																																																																								
1. 都市構造の強化	所管課	-																																																																																																								
災害に強い都市構造の形成を図るため、地震・津波、風水害等、想定される災害特性に配慮し、伊勢市総合計画や伊勢市都市計画マスタープラン等において、土地利用の誘導や、道路、公園等の整備を位置づけ、災害に強いまちの形成を図ります。																																																																																																										
●市道の整備、公共空地の整備 P.81。																																																																																																										
対策名	担当	関係機関																																																																																																								
2. 建築物等に対する対策促進	所管課	-																																																																																																								
災害に対する公共建築物、民間建築物、文化財等の建築物の安全性を高めるため、特に耐震診断が義務化された一定規模以上の大規模建築物や避難路沿道（第1次緊急輸送道路）建築物の耐震化を図り、災害時の被害拡大を防止します。また、防災活動の拠点となりうる建築物や災害時要配慮者利用施設等の耐震化や、 <b>浸水想定区域外への移転、老朽危険空家対策等</b> を実施し、災害対策の促進を図ります。																																																																																																										
●公共施設の整備 P.81。																																																																																																										
対策名	担当	関係機関																																																																																																								
3. 道路・橋梁の対策促進	維持課	三重河川国道事務所、三重県																																																																																																								
道路・橋梁は震災時の避難、救援・救護、消防活動等の動脈となり、火災の延焼を防止するオープンスペースとしても多様な機能を有します。このため、防災効果の高い道路の整備及び橋梁の耐震性の向上等を図ります。																																																																																																										
対策名	担当	関係機関																																																																																																								
4. 地籍調査及び都市部官民境界基本調査の促進	用地課	国土交通省中部地方整備局																																																																																																								
市が事業主体となる地籍調査及び国が事業主体となる都市部官民境界基本調査を促進し、被災後における迅速な復旧・復興をするため、まちづくり等の再編に不可欠な土地に関する基本的な情報（境界線の測量座標値及び現況測量座標値等）を整備し、災害に備えます。																																																																																																										
対策名	担当	関係機関																																																																																																								
1. 都市構造の強化	所管課	-																																																																																																								
災害に強い都市構造の形成を図るため、地震・津波、風水害等、想定される災害特性に配慮し、伊勢市総合計画や伊勢市都市計画マスタープラン等において、土地利用の誘導や、道路、公園等の整備を位置づけ、災害に強いまちの形成を図ります。																																																																																																										
●市道の整備、公共空地の整備 P.78。																																																																																																										
対策名	担当	関係機関																																																																																																								
2. 建築物等に対する対策促進	所管課	-																																																																																																								
災害に対する公共建築物、民間建築物、文化財等の建築物の安全性を高めるため、特に耐震診断が義務化された一定規模以上の大規模建築物や避難路沿道（第1次緊急輸送道路）建築物の耐震化を図り、災害時の被害拡大を防止します。また、防災活動の拠点となりうる建築物や災害時要配慮者利用施設等の耐震化や、 <b>老朽危険空家対策等</b> を実施し、災害対策の促進を図ります。																																																																																																										
対策名	担当	関係機関																																																																																																								
3. 道路・橋梁の対策促進	維持課	三重河川国道事務所、三重県																																																																																																								
道路・橋梁は震災時の避難、救援・救護、消防活動等の動脈となり、火災の延焼を防止するオープンスペースとしても多様な機能を有します。このため、防災効果の高い道路の整備及び橋梁の耐震性の向上等を図ります。																																																																																																										
対策名	担当	関係機関																																																																																																								
4. 地籍調査及び都市部官民境界基本調査の促進	用地課	国土交通省中部地方整備局																																																																																																								
市が事業主体となる地籍調査及び国が事業主体となる都市部官民境界基本調査を促進し、被災後における迅速な復旧・復興をするため、まちづくり等の再編に不可欠な土地に関する基本的な情報（境界線の測量座標値及び現況測量座標値等）を整備し、災害に備えます。																																																																																																										

組織体制の変更、防災基本計画の変更及び地域防災計画資料編の変更に伴うもの

業務内容の見直し及び地域防災計画資料編の変更に伴うもの

# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

No.	項目	旧計画	新計画	変更																																																																																																																																																																	
112	第2章 災害に強いまちづくり 第5節 宅地災害予防計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 危険宅地等の保全対策</td> <td>都市計画課</td> <td>三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3">土砂流出、擁壁崩壊等、宅地に危険を及ぼすような状況を見出した際には、県等の監督機関に対して改善勧告を行うよう要請し、危険宅地の解消を図ります。</td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>2. 液状化対策</td> <td>危機管理課</td> <td>三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3">液状化予測図などの液状化についての情報を提供し、周知に努めます。</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 危険宅地等の保全対策	都市計画課	三重県	土砂流出、擁壁崩壊等、宅地に危険を及ぼすような状況を見出した際には、県等の監督機関に対して改善勧告を行うよう要請し、危険宅地の解消を図ります。			対策名	担当	関係機関	2. 液状化対策	危機管理課	三重県	液状化予測図などの液状化についての情報を提供し、周知に努めます。			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 危険宅地等の保全対策</td> <td>都市計画課、建築住宅課</td> <td>三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3">土砂流出、擁壁崩壊等、宅地に危険を及ぼすような状況を見出した際には、県等の監督機関に対して改善勧告を行うよう要請し、危険宅地の解消を図ります。 <b>また、改善を必要とする宅地について、住宅金融支援機構による貸付制度について啓発します。</b></td> </tr> <tr> <th>対策名</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>2. 液状化対策</td> <td>危機管理課</td> <td>三重県</td> </tr> <tr> <td colspan="3">液状化予測図などの液状化についての情報を提供し、周知に努めます。</td> </tr> </tbody> </table>	対策名	担当	関係機関	1. 危険宅地等の保全対策	都市計画課、建築住宅課	三重県	土砂流出、擁壁崩壊等、宅地に危険を及ぼすような状況を見出した際には、県等の監督機関に対して改善勧告を行うよう要請し、危険宅地の解消を図ります。 <b>また、改善を必要とする宅地について、住宅金融支援機構による貸付制度について啓発します。</b>			対策名	担当	関係機関	2. 液状化対策	危機管理課	三重県	液状化予測図などの液状化についての情報を提供し、周知に努めます。			修正	担当の見直しに伴うもの																																																																																																																												
対策名	担当	関係機関																																																																																																																																																																			
1. 危険宅地等の保全対策	都市計画課	三重県																																																																																																																																																																			
土砂流出、擁壁崩壊等、宅地に危険を及ぼすような状況を見出した際には、県等の監督機関に対して改善勧告を行うよう要請し、危険宅地の解消を図ります。																																																																																																																																																																					
対策名	担当	関係機関																																																																																																																																																																			
2. 液状化対策	危機管理課	三重県																																																																																																																																																																			
液状化予測図などの液状化についての情報を提供し、周知に努めます。																																																																																																																																																																					
対策名	担当	関係機関																																																																																																																																																																			
1. 危険宅地等の保全対策	都市計画課、建築住宅課	三重県																																																																																																																																																																			
土砂流出、擁壁崩壊等、宅地に危険を及ぼすような状況を見出した際には、県等の監督機関に対して改善勧告を行うよう要請し、危険宅地の解消を図ります。 <b>また、改善を必要とする宅地について、住宅金融支援機構による貸付制度について啓発します。</b>																																																																																																																																																																					
対策名	担当	関係機関																																																																																																																																																																			
2. 液状化対策	危機管理課	三重県																																																																																																																																																																			
液状化予測図などの液状化についての情報を提供し、周知に努めます。																																																																																																																																																																					
114	第3章 災害発生・活動体制の立ち上げ 第1節 災害対策本部の設置	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 3時間 以内</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害対策本部機能の設置・設置</td> <td>全てのチーム</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">災害から市民の皆さんの生命・財産を保護し、より対策の推進が必要な場合、速やかに市役所本庁舎に<b>災害対策本部</b>を各チーム設置のもと設置し、情報収集、応急対策等を実施します。また、地震や津波により本部設置が市役所本庁舎で不可能な場合は、代替施設として伊勢市防災センターに<b>災害対策本部</b>を設置します。（基本法第23条の2）</td> </tr> <tr> <td>2 災害対策本部会議の実施</td> <td>企画チーム、情報チーム</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">災害対策本部会議を実施し、<b>災害対策本部</b>の活動の基本方針、時間帯ごとの活動目標や重要かつ緊急の応急対策に関する協議等を行います。また会議では情報を共有するとともに、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行います。</td> </tr> <tr> <td>3 配備体制の決定</td> <td>企画チーム、情報チーム、後方支援チーム</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">本部長は、災害の規模、種類、被害発生状況等を考慮し、職員の配備体制の基準に基づき、応急対策を迅速かつ的確に進めるために必要な実施体制を決定します。なお、第3配備（非常体制）以外の配備体制は目安とし、実際の動員は各チームでローテーションを考慮し必要な人員を招集します。</td> </tr> <tr> <td>4 動員及び参集</td> <td>全てのチーム</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">配備体制の決定に基づき、応急対策に必要な職員を速やかに動員します。また、職員は所定の場所に参集し、組織体制を確立します。後方支援チームは職員の参集状況、時点ごとのリーダーの報告を受け、組織全体の参集状況を把握します。</td> </tr> <tr> <td>5 災害対応の進行管理</td> <td>企画チーム</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">各チームが実施する災害対応の進行管理を行い、全体の進捗を把握します。また、進捗状況を客観的に把握し、遅れがある場合は対応チームと今後の方針を企画します。</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	発災後 3時間 以内	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 災害対策本部機能の設置・設置	全てのチーム							災害から市民の皆さんの生命・財産を保護し、より対策の推進が必要な場合、速やかに市役所本庁舎に <b>災害対策本部</b> を各チーム設置のもと設置し、情報収集、応急対策等を実施します。また、地震や津波により本部設置が市役所本庁舎で不可能な場合は、代替施設として伊勢市防災センターに <b>災害対策本部</b> を設置します。（基本法第23条の2）								2 災害対策本部会議の実施	企画チーム、情報チーム							災害対策本部会議を実施し、 <b>災害対策本部</b> の活動の基本方針、時間帯ごとの活動目標や重要かつ緊急の応急対策に関する協議等を行います。また会議では情報を共有するとともに、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行います。								3 配備体制の決定	企画チーム、情報チーム、後方支援チーム							本部長は、災害の規模、種類、被害発生状況等を考慮し、職員の配備体制の基準に基づき、応急対策を迅速かつ的確に進めるために必要な実施体制を決定します。なお、第3配備（非常体制）以外の配備体制は目安とし、実際の動員は各チームでローテーションを考慮し必要な人員を招集します。								4 動員及び参集	全てのチーム							配備体制の決定に基づき、応急対策に必要な職員を速やかに動員します。また、職員は所定の場所に参集し、組織体制を確立します。後方支援チームは職員の参集状況、時点ごとのリーダーの報告を受け、組織全体の参集状況を把握します。								5 災害対応の進行管理	企画チーム							各チームが実施する災害対応の進行管理を行い、全体の進捗を把握します。また、進捗状況を客観的に把握し、遅れがある場合は対応チームと今後の方針を企画します。								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 3時間 以内</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害対策本部機能の設置・設置</td> <td>全てのチーム</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">災害から市民の皆さんの生命・財産を保護し、より対策の推進が必要な場合、速やかに市役所本庁舎に<b>災害対策本部</b>を各チーム設置のもと設置し、情報収集、応急対策等を実施します。また、地震や津波により本部設置が市役所本庁舎で不可能な場合は、代替施設として伊勢市防災センターに<b>災害対策本部</b>を設置します。（基本法第23条の2）</td> </tr> <tr> <td>2 災害対策本部会議の実施</td> <td>企画チーム、情報チーム</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">災害対策本部会議を実施し、<b>災害対策本部</b>の活動の基本方針、時間帯ごとの活動目標や重要かつ緊急の応急対策に関する協議等を行います。また会議では情報を共有するとともに、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行います。</td> </tr> <tr> <td>3 配備体制の決定</td> <td>企画チーム、情報チーム、後方支援チーム</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">本部長は、災害の規模、種類、被害発生状況等を考慮し、職員の配備体制の基準に基づき、応急対策を迅速かつ的確に進めるために必要な実施体制を決定します。なお、第3配備（非常体制）以外の配備体制は目安とし、実際の動員は各チームでローテーションを考慮し必要な人員を招集します。</td> </tr> <tr> <td>4 動員及び参集</td> <td>全てのチーム</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">配備体制の決定に基づき、応急対策に必要な職員を速やかに動員します。また、職員は所定の場所に参集し、組織体制を確立します。後方支援チームは職員の参集状況、時点ごとのリーダーの報告を受け、組織全体の参集状況を把握します。</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	発災後 3時間 以内	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 災害対策本部機能の設置・設置	全てのチーム							災害から市民の皆さんの生命・財産を保護し、より対策の推進が必要な場合、速やかに市役所本庁舎に <b>災害対策本部</b> を各チーム設置のもと設置し、情報収集、応急対策等を実施します。また、地震や津波により本部設置が市役所本庁舎で不可能な場合は、代替施設として伊勢市防災センターに <b>災害対策本部</b> を設置します。（基本法第23条の2）								2 災害対策本部会議の実施	企画チーム、情報チーム							災害対策本部会議を実施し、 <b>災害対策本部</b> の活動の基本方針、時間帯ごとの活動目標や重要かつ緊急の応急対策に関する協議等を行います。また会議では情報を共有するとともに、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行います。								3 配備体制の決定	企画チーム、情報チーム、後方支援チーム							本部長は、災害の規模、種類、被害発生状況等を考慮し、職員の配備体制の基準に基づき、応急対策を迅速かつ的確に進めるために必要な実施体制を決定します。なお、第3配備（非常体制）以外の配備体制は目安とし、実際の動員は各チームでローテーションを考慮し必要な人員を招集します。								4 動員及び参集	全てのチーム							配備体制の決定に基づき、応急対策に必要な職員を速やかに動員します。また、職員は所定の場所に参集し、組織体制を確立します。後方支援チームは職員の参集状況、時点ごとのリーダーの報告を受け、組織全体の参集状況を把握します。								追加	台風第21号の課題対応
業務内容	担当	発災後 3時間 以内	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																																																														
1 災害対策本部機能の設置・設置	全てのチーム																																																																																																																																																																				
災害から市民の皆さんの生命・財産を保護し、より対策の推進が必要な場合、速やかに市役所本庁舎に <b>災害対策本部</b> を各チーム設置のもと設置し、情報収集、応急対策等を実施します。また、地震や津波により本部設置が市役所本庁舎で不可能な場合は、代替施設として伊勢市防災センターに <b>災害対策本部</b> を設置します。（基本法第23条の2）																																																																																																																																																																					
2 災害対策本部会議の実施	企画チーム、情報チーム																																																																																																																																																																				
災害対策本部会議を実施し、 <b>災害対策本部</b> の活動の基本方針、時間帯ごとの活動目標や重要かつ緊急の応急対策に関する協議等を行います。また会議では情報を共有するとともに、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行います。																																																																																																																																																																					
3 配備体制の決定	企画チーム、情報チーム、後方支援チーム																																																																																																																																																																				
本部長は、災害の規模、種類、被害発生状況等を考慮し、職員の配備体制の基準に基づき、応急対策を迅速かつ的確に進めるために必要な実施体制を決定します。なお、第3配備（非常体制）以外の配備体制は目安とし、実際の動員は各チームでローテーションを考慮し必要な人員を招集します。																																																																																																																																																																					
4 動員及び参集	全てのチーム																																																																																																																																																																				
配備体制の決定に基づき、応急対策に必要な職員を速やかに動員します。また、職員は所定の場所に参集し、組織体制を確立します。後方支援チームは職員の参集状況、時点ごとのリーダーの報告を受け、組織全体の参集状況を把握します。																																																																																																																																																																					
5 災害対応の進行管理	企画チーム																																																																																																																																																																				
各チームが実施する災害対応の進行管理を行い、全体の進捗を把握します。また、進捗状況を客観的に把握し、遅れがある場合は対応チームと今後の方針を企画します。																																																																																																																																																																					
業務内容	担当	発災後 3時間 以内	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																																																														
1 災害対策本部機能の設置・設置	全てのチーム																																																																																																																																																																				
災害から市民の皆さんの生命・財産を保護し、より対策の推進が必要な場合、速やかに市役所本庁舎に <b>災害対策本部</b> を各チーム設置のもと設置し、情報収集、応急対策等を実施します。また、地震や津波により本部設置が市役所本庁舎で不可能な場合は、代替施設として伊勢市防災センターに <b>災害対策本部</b> を設置します。（基本法第23条の2）																																																																																																																																																																					
2 災害対策本部会議の実施	企画チーム、情報チーム																																																																																																																																																																				
災害対策本部会議を実施し、 <b>災害対策本部</b> の活動の基本方針、時間帯ごとの活動目標や重要かつ緊急の応急対策に関する協議等を行います。また会議では情報を共有するとともに、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行います。																																																																																																																																																																					
3 配備体制の決定	企画チーム、情報チーム、後方支援チーム																																																																																																																																																																				
本部長は、災害の規模、種類、被害発生状況等を考慮し、職員の配備体制の基準に基づき、応急対策を迅速かつ的確に進めるために必要な実施体制を決定します。なお、第3配備（非常体制）以外の配備体制は目安とし、実際の動員は各チームでローテーションを考慮し必要な人員を招集します。																																																																																																																																																																					
4 動員及び参集	全てのチーム																																																																																																																																																																				
配備体制の決定に基づき、応急対策に必要な職員を速やかに動員します。また、職員は所定の場所に参集し、組織体制を確立します。後方支援チームは職員の参集状況、時点ごとのリーダーの報告を受け、組織全体の参集状況を把握します。																																																																																																																																																																					

# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

115	第3章 災害発生・活動体制の立ち上げ 第2節 情報の収集・伝達	業務内容							業務内容							修正	台風第21号の課題 対応	
		業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日			7日 ～ 1ヶ月
		<b>1 状況の把握</b> 情報チーム、教育チーム、消防チーム、応急復旧チーム																
		災害発生に備え、気象条件等を考慮し、気象庁及び県からの情報や本市が所有する各種システムからの情報等を整理・分析し、今後の本市への影響を予測します。また、大規模事故発生時には、職員を現場へ派遣し状況を把握します。																
		<b>2 市民への伝達</b> 企画チーム、情報チーム																
		津波の注警報や特別警報が発表された場合には、防災行政無線やメール配信サービスなど多様な手段で市民の皆さんに伝達します。																
		<b>3 外部への情報発信</b> 情報チーム																
		伊勢市だけでは災害対応が不可能な場合、報道機関やホームページ等を通じ、地域外へ市内の状況を発信し、防災関係機関・民間企業・ボランティアなど多様な支援を求めます。																
		<b>4 被害情報の収集</b> 全てのチーム																
		被害情報の収集方針に基づき、被害状況を迅速かつ的確に収集・伝達することにより、災害の全体像及び進捗状況の把握に努めます。（基本法第51条）																
		<b>5 被害情報の記録</b> 情報チーム																
		各チームが収集した情報を、災害の記録としてまとめることができるよう、写真、映像を含め整理します。																
		<b>6 被害状況の集約・分析</b> 企画チーム																
		種類別に実施された被害情報を集約し、災害の全体像の把握、被害の進捗状況の分析及び今後の予測を行います。																
		<b>7 県・関係機関への被害状況の報告</b> 企画チーム、情報チーム																
		県、関係機関に対し、集約結果を迅速に報告します。また、特に重要なものは電話等で関係機関に報告します。																
		<b>1 状況の把握</b> 情報チーム、教育チーム、消防チーム、応急復旧チーム																
		災害発生に備え、気象条件等を考慮し、気象庁及び県からの情報や本市が所有する各種システムからの情報等を整理・分析し、今後の本市への影響を予測します。また、大規模事故発生時には、職員を現場へ派遣し状況を把握します。																
		<b>2 市民への伝達</b> 企画チーム、情報チーム																
		津波の注警報や特別警報が発表された場合には、防災行政無線やメール配信サービスなど多様な手段で市民の皆さんに伝達します。																
		<b>3 外部への情報発信</b> 情報チーム																
		伊勢市だけでは災害対応が不可能な場合、報道機関やホームページ等を通じ、地域外へ市内の状況を発信し、防災関係機関・民間企業・ボランティアなど多様な支援を求めます。																
		<b>4 被害情報の収集</b> 全てのチーム																
		被害情報の収集方針に基づき、被害状況を迅速かつ的確に収集・伝達することにより、災害の全体像及び進捗状況の把握に努めます。（基本法第51条）																
		<b>5 被害情報の記録</b> 情報チーム																
		各チームが収集した情報を、災害の記録としてまとめることができるよう、写真、映像を含め整理します。																
		<b>6 被害状況の集約・分析</b> 企画チーム																
		種類別に実施された被害情報を集約し、災害の全体像の把握、被害の進捗状況の分析及び今後の予測を行います。																
		<b>7 県・関係機関への被害状況の報告</b> 企画チーム、情報チーム																
		県、関係機関に対し、集約結果を迅速に報告します。																

# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

No.	項目	旧計画							新計画							変更	備考
		業務内容	担当	発災後 3時間 ～ 24時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	業務内容	担当	発災後 3時間 ～ 24時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日		
119	第3章 災害発生・活動体制の立ち上げ 第4節 受援体制の確立	業務内容	担当						業務内容	担当						修正	伊勢市消防受援計画の策定及び三重県地域防災計画の修正に伴うもの
		1 応援要請	全てのチーム						1 応援要請	全てのチーム							
		伊勢市のみでは災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁、他市町等に対しては県を通じ、県、防災関係機関、協定先企業、協定先自治体に対しては直接応援要請を行います。（基本法第67条、基本法第68条、基本法第68条の2）		伊勢市のみでは災害対応が不可能な場合、又は不可能と予想される場合、自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁、他市町等に対しては県を通じ、県、防災関係機関、協定先企業、協定先自治体に対しては直接応援要請を行います。（基本法第67条、基本法第68条、基本法第68条の2）													
		2 応援の受け入れ	全てのチーム						2 応援の受け入れ	全てのチーム							
		人的支援及び物的支援を受け入れ、応援機関等が円滑に活動できるよう、迅速な受入体制や活動体制の構築に努めます。		人的支援及び物的支援を受け入れ、応援機関等が円滑に活動できるよう、迅速な受入体制や活動体制の構築に努めます。													
		3 支援申し出窓口	後方支援チーム						3 支援申し出窓口	後方支援チーム							
各種支援の申し出の窓口を一元化し、支援申請者を支援が必要な関係者と迅速に結びつけます。		各種支援の申し出の窓口を一元化し、支援申請者を支援が必要な関係者と迅速に結びつけます。															
4 活動拠点の確保	企画チーム、消防チーム						4 活動拠点の確保	企画チーム、消防チーム									
自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点を、倉田山公園のほか、佐八車庫、大仏山公園、五十鈴公園、 <b>県営サンアリーナ、市営宇治駐車場</b> に確保します。		自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点を、倉田山公園のほか、佐八車庫、大仏山公園、五十鈴公園に確保します。															
5 応援を受けた場合の費用負担	後方支援チーム						5 応援を受けた場合の費用負担	後方支援チーム									
他の市町村等からの応援を受けた場合には、対策実施に掛かった経費は伊勢市で負担します。なお、伊勢市が費用を支弁するいとまがない場合には一時繰替え支弁を求め迅速に対応します。（基本法第92条）		他の市町村等からの応援を受けた場合には、対策実施に掛かった経費は伊勢市で負担します。なお、伊勢市が費用を支弁するいとまがない場合には一時繰替え支弁を求め迅速に対応します。（基本法第92条）															
6 受援状況の取りまとめ	後方支援チーム						6 受援状況の取りまとめ	後方支援チーム									
応援職員の受け入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。		応援職員の受け入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。															
122	第3章 災害発生・活動体制の立ち上げ 第5節 災害救助法の適用	業務内容	担当						業務内容	担当						修正	表現の適正化
		1 災害救助法の適用	生活再建チーム						1 災害救助法の適用	生活再建チーム							
救助法の適用を迅速に判断し、災害による同法の適用基準に該当する場合又は該当すると予想される場合は、県知事に同法の適用を申請します。また、決定後は各 <b>チーム</b> で適切に運用し、県に報告します。		救助法の適用を迅速に判断し、災害による同法の適用基準に該当する場合又は該当すると予想される場合は、県知事に同法の適用を申請します。また、決定後は各 <b>各班</b> で適切に運用し、県に報告します。															
なお、救助法の適用にあたっては、災害救助法施行令第1条第1項第4号で定められる、被害情報が不明、未確定で正確には判明していない場合や災害による被害の発生が将来予測される場合に適用申請を行うことができる基準を原則採用し、災害に対して迅速に対応します。		なお、救助法の適用にあたっては、災害救助法施行令第1条第1項第4号で定められる、被害情報が不明、未確定で正確には判明していない場合や災害による被害の発生が将来予測される場合に適用申請を行うことができる基準を原則採用し、災害に対して迅速に対応します。															
また、救助の程度については、被害の実情に応じて特別基準の設定を前提に検討を行います。		また、救助の程度については、被害の実情に応じて特別基準の設定を前提に検討を行います。															

# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

No.	項目	旧計画							新計画							変更	備考		
		業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日			7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
124	第3章 災害発生・活動体制の立ち上げ 第6節 職員の健康管理・安全管理	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	修正	内容の見直し
		1 職員の健康管理・安全管理	後方支援チーム							1 職員の健康管理・安全管理	後方支援チーム								
		災害対策活動に従事する職員等は、発災直後から過酷な状況において支援活動に従事しなければならぬことから、休養が確保できる勤務体制・安全管理体制を早期に確立します。		災害対策活動に従事する職員等は、発災直後から過酷な状況において支援活動に従事しなければならぬことから、休養が確保できる勤務体制・安全管理体制を早期に確立します。															
		2 災害対応従事者のこころのケア	後方支援チーム							2 災害対応従事者のこころのケア	後方支援チーム								
被災地活動に従事する消防団、行政職員等の災害対応従事者は、災害直後から過酷な状況の中さまざまな支援活動に従事しなければなりません。このような特殊な環境のもとでの支援活動はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい状況下にあります。そのため、災害対応従事者が健康相談を受けられる体制や、個別カウンセリングの実施を行います。		被災地活動に従事する消防団、行政職員等の災害対応従事者は、災害直後から過酷な状況の中さまざまな支援活動に従事しなければなりません。このような特殊な環境のもとでの支援活動はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい状況下にあります。そのため、災害対応従事者が健康相談を受けられる体制や、個別カウンセリングの実施を行います。																	
3 職員用物資の調達	後方支援チーム								3 職員用物資の調達	後方支援チーム								修正	内容の見直し
災害対策活動に従事する職員等は、泊まり込みで不眠不休の活動を続けるのが通常であるため、各人がめいめいに食物を取り寄せることも災害時には不可能となります。このため、職員用の備蓄・物資調達を行い、業務継続可能な環境を整えます。		災害対策活動に従事する職員等は、泊まり込みで不眠不休の活動を続けるのが通常であるため、各人がめいめいに食物を取り寄せることも災害時には不可能となります。このため、職員用の備蓄・物資調達を行い、業務継続可能な環境を整えます。																	
131	第4章 いのちを守る 第5節 医療救護活動	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	修正	業務内容の見直し
		1 応急医療体制の確立	医療保健チーム							1 応急医療体制の確立	医療保健チーム								
		災害により市内の医療機能の停止、医療機関の混乱等が生じた場合、伊勢保健所、伊勢地区医師会等と連携し迅速に応急医療体制を確立し、被災状況に応じて避難生活施設に救護所を開設し応急医療活動を行います。		災害により市内の医療機能の停止、医療機関の混乱等が生じた場合、伊勢保健所、伊勢地区医師会等と連携し迅速に応急医療体制を確立し、被災状況に応じて中学校の保健室を救護所として開設し応急医療活動を行います。															
		2 応援関係機関との連携	消防チーム、医療保健チーム							2 応援関係機関との連携	消防チーム、医療保健チーム								
救急指定病院、広域的な医療応援関係機関と連携して、傷病者の応急治療、搬送、医薬品の調達等の応急医療活動を行います。		救急指定病院、広域的な医療応援関係機関と連携して、傷病者の応急治療、搬送、医薬品の調達等の応急医療活動を行います。																	
132	第4章 いのちを守る 第6節 消火活動	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	修正	表現の適正化
		1 消火活動初期対応	消防チーム							1 消火活動初期対応	消防チーム								
		火災発生時は、ただちに状況を把握し、必要であれば消防職員・消防団員を招集・配備して初動体制を確立し消火活動にあたり、延焼拡大を防止します。		地震、大規模事故発生後には、ただちに消防職員・消防団員を招集して初動体制を確立し消火活動にあたり、延焼拡大の防止を行います。(基本法58条)															
		2 消火活動における応援関係機関との連携	消防チーム							2 消火活動における応援関係機関との連携	消防チーム								
市の消防力だけで対応できない場合には、三重県内相互応援協定先及び緊急消防援助隊等に応援を要請し、消火活動にあたります。		市の消防力だけで対応できない場合には、三重県内相互応援協定先及び緊急消防援助隊等に応援を要請し、火災防備にあたります。																	



# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

No.	項目	旧計画							新計画							変更	備考
		業務内容	担当	震災後 3時間 ～ 24時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	業務内容	担当	震災後 3時間 ～ 24時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日		
150	第5章 いのちをつなぐ 第1節 避難所運営	業務内容	担当	震災後 3時間 ～ 24時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	業務内容	担当	震災後 3時間 ～ 24時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
		1 避難所運営	避難所チーム							1 避難所運営	避難所チーム						
		避難者の受入れ、避難者情報の管理、避難所環境の保護、 <b>災害時要配慮者</b> への支援などを行い、地域住民や避難者による避難所の運営が円滑にできるよう管理します。また、 <b>避難所運営について専門家と定期的に意見交換を行い</b> 、災害関連死の予防、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりや避難者の自立支援やペット対策等に取り組みます。		避難者の受入れ、避難者情報の管理、避難所環境の保護、 <b>災害時要配慮者</b> への支援などを行い、地域住民や避難者による避難所の運営が円滑にできるよう管理します。また、 <b>避難所運営について専門家と定期的に意見交換を行い</b> 、災害関連死の予防、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりや避難者の自立支援やペット対策等に取り組みます。													
		2 広域避難を行う	企画チーム、避難所チーム							2 広域避難を行う	企画チーム、避難所チーム						
		市内の避難生活施設でスペースが確保できない場合には、避難者の受入先として市外、県外の施設を確保できるよう、近隣市町と協議します。また、市に調整の暇が無い場合には、県に受入先について助言を求めます。（基本法第86条の2、第86条の8、第86条の9）		市内の避難生活施設でスペースが確保できない場合には、避難者の受入先として市外、県外の施設を確保できるよう、近隣市町と協議します。また、市に調整の暇が無い場合には、県に受入先について助言を求めます。（基本法第86条の2、第86条の8、第86条の9）													
3 車中泊等対策	避難所チーム							3 車中泊等対策	避難所チーム								
車中泊やテント泊等、避難所の外で避難生活を送る人たちの居場所や健康状態を把握します。また、避難所情報や物資の配布、医療支援、エコノミークラス症候群の予防法などの周知にも努めます。		車中泊やテント泊等、避難所の外で避難生活を送る人たちの居場所や健康状態を把握します。また、避難所情報や物資の配布、医療支援、エコノミークラス症候群の予防法などの周知にも努めます。															
152	第5章 いのちをつなぐ 第2節 災害時要配慮者対策	業務内容	担当	震災後 3時間 ～ 24時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	業務内容	担当	震災後 3時間 ～ 24時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
		1 避難所避難者対策	避難所チーム							1 避難所避難者対策	避難所チーム						
		災害時要配慮者に配慮した避難所づくりを支援し、健康の維持及び災害関連死の予防に努めます。また、場合によってはヘルパーの派遣、 <b>市が手配した車両等による福祉避難所</b> や医療施設への搬送を行います。		災害時要配慮者に配慮した避難所づくりを支援し、健康の維持及び災害関連死の予防に努めます。また、場合によってはヘルパーの派遣、 <b>市が手配した車両等による福祉避難所</b> や医療施設への搬送を行います。													
		2 在宅避難者対策	避難所チーム							2 在宅避難者対策	避難所チーム						
		平時より <b>災害時要配慮者</b> の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。		平時より <b>災害時要配慮者</b> の把握に努め、発災時には自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域住民の協力を得ながら在宅の要配慮者の安否確認や人命の確保を図ります。													
3 福祉避難所	避難所チーム							3 福祉避難所	避難所チーム								
災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な <b>災害時要配慮者</b> を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。		災害時の状況等に応じて、避難所での生活が困難な <b>災害時要配慮者</b> を受け入れる福祉避難所を開設します。福祉避難所へは、原則として、避難所から市が手配した車両等により搬送します。なお、福祉避難所は、市が各施設の状況や収容可能人数を確認したうえで開設するものであり、災害発生と同時に開設するものではありません。															
4 外国人対策	避難所チーム							4 外国人対策	避難所チーム								
言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくいため、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した情報伝達・支援活動に努めます。		言語、生活習慣の異なる外国人は、災害時に正確な情報が伝わりにくいため、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した情報伝達・支援活動に努めます。															
163	第5章 いのちをつなぐ 第13節 災害ボランティア活動支援	業務内容	担当	震災後 3時間 ～ 24時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	業務内容	担当	震災後 3時間 ～ 24時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
		1 災害ボランティア活動支援	生活再建チーム							1 災害ボランティア活動支援	生活再建チーム						
		自治会や各種団体と調整し、災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、社会福祉協議会と共に災害ボランティアセンターを運営します。また、受け付けや調整に必要な体制や活動拠点、資機材等の確保に努めます。		自治会や各種団体と調整し、災害ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、社会福祉協議会と共に災害ボランティアセンターを運営します。また、受け付けや調整に必要な体制や活動拠点、資機材等の確保に努めます。													
2 災害対策本部からのボランティア要請	生活再建チーム							2 災害ボランティア活動要請	生活再建チーム								
災害対策本部が実施する対策に災害ボランティアの活動が必要な場合には、 <b>各チームが要望をまとめて生活再建チームに連絡</b> します。生活再建チームは各チームの要望を確認し、災害ボランティアセンターへ連絡します。		災害対策本部が実施する対策に災害ボランティアの活動が必要な場合には、 <b>各チームが要望をまとめて生活再建チームに連絡</b> します。生活再建チームは各チームの要望を確認し、災害ボランティアセンターへ連絡します。															

伊勢市地域防災計画新旧対照表

167	第6章 再建への足掛かり 第4節 他市町村の支援体制の確立	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 被災地の被害状況の確認</td> <td>企画チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">大規模災害発生直後から、被災地からの支援要請により、効率的、効果的な災害応急対策、災害復旧を積極的に支援します。なお、被災地災害対策本部との連絡、調整等を行うため、2人以上の職員で編成した調整チームの派遣を検討します。</td> </tr> <tr> <td>2 人的支援を行う</td> <td>後方支援チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">被災自治体からの支援要請や現地へ派遣した調整チームからの情報等から、被災地域や災害の特性等の職員派遣に必要な検討を行い、庁内合意を得て派遣を決定します。</td> </tr> <tr> <td>3 被災地へ派遣する職員のケア</td> <td>後方支援チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">被災地へ派遣する職員の食糧等の確保については原則、市で飲料水、食糧、寝袋、燃料等を準備し、携行していきます。また、現地での活動を終えた職員が帰庁した際、健康相談、検査等、職員の健康管理を実施します。</td> </tr> <tr> <td>4 物資の支援を行う</td> <td>企画チーム、物資チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">被災自治体からの支援要請や現地へ派遣した調整チームからの情報等から、被災地のニーズにより必要な支援物資の品目、数量を検討します。なお、支援による物資送付の上限は市の備蓄数量の50%とします。(基本法第86条)</td> </tr> <tr> <td>5 経費の負担</td> <td>後方支援チーム、各チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">救助活動等に係る経費は、救助法、基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村、防災関係機関が負担します。各チームは救助に関する経費を記録し、後方支援チームは求償等の事務を行います。</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 被災地の被害状況の確認	企画チーム							大規模災害発生直後から、被災地からの支援要請により、効率的、効果的な災害応急対策、災害復旧を積極的に支援します。なお、被災地災害対策本部との連絡、調整等を行うため、2人以上の職員で編成した調整チームの派遣を検討します。								2 人的支援を行う	後方支援チーム							被災自治体からの支援要請や現地へ派遣した調整チームからの情報等から、被災地域や災害の特性等の職員派遣に必要な検討を行い、庁内合意を得て派遣を決定します。								3 被災地へ派遣する職員のケア	後方支援チーム							被災地へ派遣する職員の食糧等の確保については原則、市で飲料水、食糧、寝袋、燃料等を準備し、携行していきます。また、現地での活動を終えた職員が帰庁した際、健康相談、検査等、職員の健康管理を実施します。								4 物資の支援を行う	企画チーム、物資チーム							被災自治体からの支援要請や現地へ派遣した調整チームからの情報等から、被災地のニーズにより必要な支援物資の品目、数量を検討します。なお、支援による物資送付の上限は市の備蓄数量の50%とします。(基本法第86条)								5 経費の負担	後方支援チーム、各チーム							救助活動等に係る経費は、救助法、基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村、防災関係機関が負担します。各チームは救助に関する経費を記録し、後方支援チームは求償等の事務を行います。								<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務内容</th> <th>担当</th> <th>発災後 ～ 3時間</th> <th>3時間 ～ 24時間</th> <th>24時間 ～ 3日</th> <th>3日 ～ 7日</th> <th>7日 ～ 1ヶ月</th> <th>1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 被災地の被害状況の確認</td> <td>企画チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">大規模災害発生直後から、被災地からの支援要請により、効率的、効果的な災害応急対策、災害復旧を積極的に支援します。なお、被災地災害対策本部との連絡、調整等を行うため、2人以上の職員で編成した調整チームの派遣を検討します。</td> </tr> <tr> <td>2 被災地へ派遣する職員のケア</td> <td>後方支援チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">被災地へ派遣する職員の食糧等の確保については原則、市で飲料水、食糧、寝袋、燃料等を準備し、携行していきます。また、現地での活動を終えた職員が帰庁した際、健康相談、検査等、職員の健康管理を実施します。</td> </tr> <tr> <td>3 人的支援を行う</td> <td>後方支援チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">被災自治体からの支援要請や現地へ派遣した調整チームからの情報等から、被災地のニーズにより、職員派遣に必要な検討を行い、庁内合意を得て派遣を決定します。</td> </tr> <tr> <td>4 物資の支援を行う</td> <td>後方支援チーム、物資チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">被災自治体からの支援要請や現地へ派遣した調整チームからの情報等から、被災地のニーズにより必要な支援物資の品目、数量を検討します。なお、支援による物資送付の上限は市の備蓄数量の50%とします。(基本法第86条)</td> </tr> <tr> <td>5 経費の負担</td> <td>後方支援チーム、生活再建チーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">救助活動等に係る経費は、救助法、基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村、防災関係機関が負担します。生活再建チームは救助に関する経費を記録し、後方支援チームは求償等の事務を行います。</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 被災地の被害状況の確認	企画チーム							大規模災害発生直後から、被災地からの支援要請により、効率的、効果的な災害応急対策、災害復旧を積極的に支援します。なお、被災地災害対策本部との連絡、調整等を行うため、2人以上の職員で編成した調整チームの派遣を検討します。								2 被災地へ派遣する職員のケア	後方支援チーム							被災地へ派遣する職員の食糧等の確保については原則、市で飲料水、食糧、寝袋、燃料等を準備し、携行していきます。また、現地での活動を終えた職員が帰庁した際、健康相談、検査等、職員の健康管理を実施します。								3 人的支援を行う	後方支援チーム							被災自治体からの支援要請や現地へ派遣した調整チームからの情報等から、被災地のニーズにより、職員派遣に必要な検討を行い、庁内合意を得て派遣を決定します。								4 物資の支援を行う	後方支援チーム、物資チーム							被災自治体からの支援要請や現地へ派遣した調整チームからの情報等から、被災地のニーズにより必要な支援物資の品目、数量を検討します。なお、支援による物資送付の上限は市の備蓄数量の50%とします。(基本法第86条)								5 経費の負担	後方支援チーム、生活再建チーム							救助活動等に係る経費は、救助法、基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村、防災関係機関が負担します。生活再建チームは救助に関する経費を記録し、後方支援チームは求償等の事務を行います。								修正	業務内容の見直し
		業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																																																																												
1 被災地の被害状況の確認	企画チーム																																																																																																																																																																																				
大規模災害発生直後から、被災地からの支援要請により、効率的、効果的な災害応急対策、災害復旧を積極的に支援します。なお、被災地災害対策本部との連絡、調整等を行うため、2人以上の職員で編成した調整チームの派遣を検討します。																																																																																																																																																																																					
2 人的支援を行う	後方支援チーム																																																																																																																																																																																				
被災自治体からの支援要請や現地へ派遣した調整チームからの情報等から、被災地域や災害の特性等の職員派遣に必要な検討を行い、庁内合意を得て派遣を決定します。																																																																																																																																																																																					
3 被災地へ派遣する職員のケア	後方支援チーム																																																																																																																																																																																				
被災地へ派遣する職員の食糧等の確保については原則、市で飲料水、食糧、寝袋、燃料等を準備し、携行していきます。また、現地での活動を終えた職員が帰庁した際、健康相談、検査等、職員の健康管理を実施します。																																																																																																																																																																																					
4 物資の支援を行う	企画チーム、物資チーム																																																																																																																																																																																				
被災自治体からの支援要請や現地へ派遣した調整チームからの情報等から、被災地のニーズにより必要な支援物資の品目、数量を検討します。なお、支援による物資送付の上限は市の備蓄数量の50%とします。(基本法第86条)																																																																																																																																																																																					
5 経費の負担	後方支援チーム、各チーム																																																																																																																																																																																				
救助活動等に係る経費は、救助法、基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村、防災関係機関が負担します。各チームは救助に関する経費を記録し、後方支援チームは求償等の事務を行います。																																																																																																																																																																																					
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																																																																														
1 被災地の被害状況の確認	企画チーム																																																																																																																																																																																				
大規模災害発生直後から、被災地からの支援要請により、効率的、効果的な災害応急対策、災害復旧を積極的に支援します。なお、被災地災害対策本部との連絡、調整等を行うため、2人以上の職員で編成した調整チームの派遣を検討します。																																																																																																																																																																																					
2 被災地へ派遣する職員のケア	後方支援チーム																																																																																																																																																																																				
被災地へ派遣する職員の食糧等の確保については原則、市で飲料水、食糧、寝袋、燃料等を準備し、携行していきます。また、現地での活動を終えた職員が帰庁した際、健康相談、検査等、職員の健康管理を実施します。																																																																																																																																																																																					
3 人的支援を行う	後方支援チーム																																																																																																																																																																																				
被災自治体からの支援要請や現地へ派遣した調整チームからの情報等から、被災地のニーズにより、職員派遣に必要な検討を行い、庁内合意を得て派遣を決定します。																																																																																																																																																																																					
4 物資の支援を行う	後方支援チーム、物資チーム																																																																																																																																																																																				
被災自治体からの支援要請や現地へ派遣した調整チームからの情報等から、被災地のニーズにより必要な支援物資の品目、数量を検討します。なお、支援による物資送付の上限は市の備蓄数量の50%とします。(基本法第86条)																																																																																																																																																																																					
5 経費の負担	後方支援チーム、生活再建チーム																																																																																																																																																																																				
救助活動等に係る経費は、救助法、基本法等の関係法令に基づいて、国、県、市町村、防災関係機関が負担します。生活再建チームは救助に関する経費を記録し、後方支援チームは求償等の事務を行います。																																																																																																																																																																																					

# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

170	第8章 被災者への生活支援 第1節 被災者支援対応	業務内容								業務内容								修正	台風21号の課題
		業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～		
		1 租税等の特例措置	課税課、医療保険課、介護保険課、こども課、 <b>教育総務課</b>							1 租税等の特例措置	課税課、医療保険課、介護保険課、こども課								
		被災した市税等納付者の救済措置として、市税等の納期限の延長、徴収猶予及び減免について条例に基づき速やかに適切な措置を講じます。国税、県税等についても同様の措置がとられます。また、保育料についても全部または一部を減免することができるなど、各種特例措置を的確に運用します。								被災した市税等納付者の救済措置として、市税等の納期限の延長、徴収猶予及び減免について条例に基づき速やかに適切な措置を講じます。国税、県税等についても同様の措置がとられます。また、保育料についても全部または一部を減免することができるなど、各種特例措置を的確に運用します。									
		2 公共料金等の特例措置	料金課							2 公共料金等の特例措置	料金課								
		郵便料金、電話料金、電気料金、ガス料金等の公共料金について、各事業者がそれぞれの基準に基づいて減免や支払い期限延伸などの特例措置を講じます。								郵便料金、電話料金、電気料金、ガス料金等の公共料金について、各事業者がそれぞれの基準に基づいて減免や支払い期限延伸などの特例措置を講じます。									
		3 離職者への措置	商工労政課							3 離職者への措置	商工労政課								
		ハローワーク伊勢が実施する臨時職業相談窓口の設置、職業訓練受講指示、職業転換給付金制度等の活用などに対し、市は適切に協力して広報や案内を行います。								ハローワーク伊勢が実施する臨時職業相談窓口の設置、職業訓練受講指示、職業転換給付金制度等の活用などに対し、市は適切に協力して広報や案内を行います。									
		4 雇用保険の失業給付に関する特例措置	商工労政課							4 雇用保険の失業給付に関する特例措置	商工労政課								
		ハローワーク伊勢が行う証明書による失業の認定や、 <b>激甚災害</b> による休業者に対する基本手当の支給などを適切に案内します。								ハローワーク伊勢が行う証明書による失業の認定や、 <b>激甚災害</b> による休業者に対する基本手当の支給などを適切に案内します。									
		5 被災者台帳の作成	生活再建チーム							5 被災者台帳の整理	生活再建チーム								
		災害後の被災者支援を円滑に進めるため、被災状況や支援の状況などの情報を共有し、統括的に管理する被災者台帳を作成し、生活再建に係る相談窓口を設置し対応します。また、被災者の自立に対する援助や <b>助成措置</b> を行います。								災害後の被災者支援を円滑に進めるため、被災状況や支援の状況などの情報を共有し、統括的に管理する被災者台帳を作成し、生活再建に係る相談窓口を設置し対応します。また、被災者の自立に対する援助や助成措置について、 <b>広報・連絡体制を確立して周知</b> します。									
		6 被災者相談窓口の設置	生活再建チーム							6 被災者相談窓口の設置	生活再建チーム								
		被災者が生活の再建に向けて、的確な支援を早期に受けることができるように、関係機関と連携しながら、様々な相談・問い合わせに、一元的かつ柔軟に対応するため被災者相談窓口を開設します。(基本法第8条)								被災者が生活の再建に向けて、的確な支援を早期に受けることができるように、関係機関と連携しながら、様々な相談・問い合わせに、一元的かつ柔軟に対応するため被災者相談窓口を開設します。(基本法第8条)									
171	第8章 被災者への生活支援 第1節 被災者支援対応	業務内容								業務内容								修正・追加	台風21号の課題
		業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～		
		7 被災者支援パンフレット	生活再建チーム							7 被災者支援パンフレット	生活再建チーム								
		被災者が「いつもの生活を取り戻すため」に、生活の再建に向けて受けることができる様々な支援について広く周知するため、関係 <b>チーム</b> 、 <b>関係機関</b> と連携しながら、一定の期間ごとに最新の情報を提供します。								被災者が「いつもの生活を取り戻すため」に、生活の再建に向けて受けることができる様々な支援について広く周知するため、関係 <b>チーム</b> と連携しながら、一定の期間ごとに最新の情報を提供を行います。									
		8 学用品の給与	教育チーム																
		被災により学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、必要な学用品を給与し、 <b>就学を援助</b> します。																	

# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

No.	項目	旧計画							新計画							変更	備考
		業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日		
175	第8章 被災者への生活支援 第5節 生活資金等の支給・融資	<b>業務内容</b> <b>1 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金の支給</b>	生活再建チーム						<b>業務内容</b> <b>1 災害弔慰金、災害見舞金等の支給</b>	生活再建チーム						修正	台風21号の課題及び業務内容の見直し
		<p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいた「伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給します。また、災害による負傷または疾病から精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給します。</p> <p>「伊勢市災害見舞金支給要綱」の定めるところにより、市民の居住する家屋が災害により被害を受けた場合、その世帯主に対し災害見舞金を支給します。</p>		<p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいた「伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の災害により死亡した市民の皆さんの遺族に対し災害弔慰金を支給します。また、災害による負傷または疾病から精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給します。</p>													
		<b>業務内容</b> <b>2 災害援護資金の貸付</b>	生活再建チーム						<b>業務内容</b> <b>2 災害援護資金の貸付</b>	生活再建チーム							
		<p>災害により、被害を受けた方に対し、生活の再建や安定を図るため、「伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、資金の貸し付けを行います。</p>		<p>災害により、被害を受けた方に対し、生活の再建や安定を図るため、「伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、資金の貸し付けを行います。</p>													
		<b>業務内容</b> <b>3 住宅復興資金の融資</b>	建築住宅課						<b>業務内容</b> <b>3 住宅復興資金の融資</b>	生活再建チーム							
<p>住宅金融支援機構による災害復興住宅資金の融資制度についてホームページ等で情報提供することにより活用促進を図ります。</p>		<p>住宅金融支援機構による災害復興住宅資金の融資適用が円滑に行えるよう、県と連携し、必要な調査・認定、手続き指導等を行います。</p>															
176	第8章 被災者への生活支援 第6節 災害義援金の配布	<b>業務内容</b> <b>1 義援金の募集</b>	情報チーム、生活再建チーム、避難所チーム、物資チーム						<b>業務内容</b> <b>1 義援金の募集</b>	情報チーム、生活再建チーム、避難所チーム、物資チーム						修正	台風21号の課題
		<p>義援金の受付窓口及びび口座を開設し、県と連携し、報道機関等の協力を得て、募集及び受け付けを実施します。</p>		<p>義援金の受付窓口を設置し、県と連携し、報道機関等の協力を得て、募集及び受け付けを実施します。時間経過とともに変わる被災者等のニーズに応じた物資を把握し、募集に反映させます。</p>													
		<b>業務内容</b> <b>2 義援金の受付・保管</b>	生活再建チーム、避難所チーム、物資チーム、						<b>業務内容</b> <b>2 義援金の受付・保管</b>	生活再建チーム、避難所チーム、物資チーム、							
		<p>受領した義援金は、被災者に配分するまでの間、受付記録を作成して蔵計外現金として保管手続きを行うとともに、寄託者に礼状及び受領書（希望者のみ）を発行します。</p>		<p>受領した義援金は、受付記録を作成して保管手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行します。義援金は、被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座をつくり保管します。</p>													
		<b>業務内容</b> <b>3 義援金の配分</b>	生活再建チーム						<b>業務内容</b> <b>3 義援金の配分</b>	生活再建チーム							
<p>伊勢市及び福祉関係団体等により義援金配分委員会を設置し、公平な配分方法の協議結果を受け決定し実施します。</p>		<p>伊勢市及び福祉関係団体等により義援金配分委員会を設置し、公平な配分方法の協議結果を受け決定し実施します。</p>															
<b>業務内容</b> <b>4 義援品の募集</b>	情報チーム、生活再建チーム、避難所チーム、物資チーム						<b>業務内容</b> <b>4 義援品の募集</b>	情報チーム、生活再建チーム、避難所チーム、物資チーム									
<p>義援品の受付窓口を設置し、県と連携し、報道機関等の協力を得て、募集及び受け付けを実施します。時間経過とともに変わる被災者等のニーズに応じた物資を把握し、募集に反映させます。</p>		<p>義援品の受付窓口を設置し、県と連携し、報道機関等の協力を得て、募集及び受け付けを実施します。時間経過とともに変わる被災者等のニーズに応じた物資を把握し、募集に反映させます。</p>															
<b>業務内容</b> <b>5 義援品の受付・保管</b>	生活再建チーム、避難所チーム、物資チーム、						<b>業務内容</b> <b>5 義援品の受付・保管</b>	生活再建チーム、避難所チーム、物資チーム、									
<p>受領した義援品は、受付記録を作成して保管手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行します。</p>		<p>受領した義援品は、受付記録を作成して保管手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行します。</p>															

# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

179	第9章 復興に向けた始動 第2節 市民生活の復興	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">業務内容</th> <th style="width: 15%;">担当</th> <th style="width: 5%;">発災後 ～ 3時間</th> <th style="width: 5%;">3時間 ～ 24時間</th> <th style="width: 5%;">24時間 ～ 3日</th> <th style="width: 5%;">3日 ～ 7日</th> <th style="width: 5%;">7日 ～ 1ヶ月</th> <th style="width: 5%;">1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害公営住宅の建設</td> <td>建築住宅課</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">住宅被害の実態を把握し、災害公営住宅（大規模な災害により住宅被害が発生した場合に、低所得罹災世帯のために国庫の補助を受け整備するもの）の建設、及び既設公営住宅の復旧に関する建設計画を作成し、これに基づき建設または復旧を実施して、特定入居選定基準を作成の上、入居者の選定を行います。</td> </tr> <tr> <td>2 民間施設の借り上げ</td> <td>応急復旧チーム</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">被害の状況や、被災者数から必要であれば「みなし仮設住宅」の借り上げを検討します。</td> </tr> <tr> <td>3 保健、医療の充実</td> <td>健康課</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">保健・医療サービスの水準維持、充実により、特に、応急仮設住宅入居者や避難者等の健康管理、医療環境の維持、こころのケアに努めます。</td> </tr> <tr> <td>4 次世代育成支援</td> <td>こども課、学校教育課</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">子どもたちが明るく過ごせるよう子育て世代を支援するための保育サービスの確保、充実を図り災害により健全な次世代の育成環境が損なわれないように努めます。</td> </tr> <tr> <td>5 公費解体</td> <td>環境衛生チーム</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">倒壊等、撤去の緊急性が高い家屋については、市が所有者に代わって、家屋等の解体・撤去を行う公費解体を検討します。</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 災害公営住宅の建設	建築住宅課							住宅被害の実態を把握し、災害公営住宅（大規模な災害により住宅被害が発生した場合に、低所得罹災世帯のために国庫の補助を受け整備するもの）の建設、及び既設公営住宅の復旧に関する建設計画を作成し、これに基づき建設または復旧を実施して、特定入居選定基準を作成の上、入居者の選定を行います。								2 民間施設の借り上げ	応急復旧チーム							被害の状況や、被災者数から必要であれば「みなし仮設住宅」の借り上げを検討します。								3 保健、医療の充実	健康課							保健・医療サービスの水準維持、充実により、特に、応急仮設住宅入居者や避難者等の健康管理、医療環境の維持、こころのケアに努めます。								4 次世代育成支援	こども課、学校教育課							子どもたちが明るく過ごせるよう子育て世代を支援するための保育サービスの確保、充実を図り災害により健全な次世代の育成環境が損なわれないように努めます。								5 公費解体	環境衛生チーム							倒壊等、撤去の緊急性が高い家屋については、市が所有者に代わって、家屋等の解体・撤去を行う公費解体を検討します。								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">業務内容</th> <th style="width: 15%;">担当</th> <th style="width: 5%;">発災後 ～ 3時間</th> <th style="width: 5%;">3時間 ～ 24時間</th> <th style="width: 5%;">24時間 ～ 3日</th> <th style="width: 5%;">3日 ～ 7日</th> <th style="width: 5%;">7日 ～ 1ヶ月</th> <th style="width: 5%;">1ヶ月 ～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害公営住宅の建設</td> <td>建築住宅課</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">住宅被害の実態を把握し、災害公営住宅（大規模な災害により住宅被害が発生した場合に、低所得罹災世帯のために国庫の補助を受け整備するもの）の建設、及び既設公営住宅の復旧に関する建設計画を作成し、これに基づき建設または復旧を実施して、特定入居選定基準を作成の上、入居者の選定を行います。</td> </tr> <tr> <td>2 民間施設の借り上げ</td> <td>応急復旧チーム</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">被害の状況や、被災者数から必要であれば「みなし仮設住宅」の借り上げを検討します。</td> </tr> <tr> <td>3 保健、医療の充実</td> <td>健康課</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">保健・医療サービスの水準維持、充実により、特に、応急仮設住宅入居者や避難者等の健康管理、医療環境の維持、こころのケアに努めます。また、日常の移動手段の確保に配慮します。</td> </tr> <tr> <td>4 次世代育成支援</td> <td>こども課、学校教育課</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">子どもたちが明るく過ごせるよう子育て世代を支援するための保育サービスの確保、充実を図り災害により健全な次世代の育成環境が損なわれないように努めます。</td> </tr> <tr> <td>5 公費解体</td> <td>環境衛生チーム</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="8">倒壊等、撤去の緊急性が高い家屋については、市が所有者に代わって、家屋等の解体・撤去を行う公費解体を検討します。</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～	1 災害公営住宅の建設	建築住宅課							住宅被害の実態を把握し、災害公営住宅（大規模な災害により住宅被害が発生した場合に、低所得罹災世帯のために国庫の補助を受け整備するもの）の建設、及び既設公営住宅の復旧に関する建設計画を作成し、これに基づき建設または復旧を実施して、特定入居選定基準を作成の上、入居者の選定を行います。								2 民間施設の借り上げ	応急復旧チーム							被害の状況や、被災者数から必要であれば「みなし仮設住宅」の借り上げを検討します。								3 保健、医療の充実	健康課							保健・医療サービスの水準維持、充実により、特に、応急仮設住宅入居者や避難者等の健康管理、医療環境の維持、こころのケアに努めます。また、日常の移動手段の確保に配慮します。								4 次世代育成支援	こども課、学校教育課							子どもたちが明るく過ごせるよう子育て世代を支援するための保育サービスの確保、充実を図り災害により健全な次世代の育成環境が損なわれないように努めます。								5 公費解体	環境衛生チーム							倒壊等、撤去の緊急性が高い家屋については、市が所有者に代わって、家屋等の解体・撤去を行う公費解体を検討します。								修正	業務内容の見直し
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																																																																														
1 災害公営住宅の建設	建築住宅課																																																																																																																																																																																				
住宅被害の実態を把握し、災害公営住宅（大規模な災害により住宅被害が発生した場合に、低所得罹災世帯のために国庫の補助を受け整備するもの）の建設、及び既設公営住宅の復旧に関する建設計画を作成し、これに基づき建設または復旧を実施して、特定入居選定基準を作成の上、入居者の選定を行います。																																																																																																																																																																																					
2 民間施設の借り上げ	応急復旧チーム																																																																																																																																																																																				
被害の状況や、被災者数から必要であれば「みなし仮設住宅」の借り上げを検討します。																																																																																																																																																																																					
3 保健、医療の充実	健康課																																																																																																																																																																																				
保健・医療サービスの水準維持、充実により、特に、応急仮設住宅入居者や避難者等の健康管理、医療環境の維持、こころのケアに努めます。																																																																																																																																																																																					
4 次世代育成支援	こども課、学校教育課																																																																																																																																																																																				
子どもたちが明るく過ごせるよう子育て世代を支援するための保育サービスの確保、充実を図り災害により健全な次世代の育成環境が損なわれないように努めます。																																																																																																																																																																																					
5 公費解体	環境衛生チーム																																																																																																																																																																																				
倒壊等、撤去の緊急性が高い家屋については、市が所有者に代わって、家屋等の解体・撤去を行う公費解体を検討します。																																																																																																																																																																																					
業務内容	担当	発災後 ～ 3時間	3時間 ～ 24時間	24時間 ～ 3日	3日 ～ 7日	7日 ～ 1ヶ月	1ヶ月 ～																																																																																																																																																																														
1 災害公営住宅の建設	建築住宅課																																																																																																																																																																																				
住宅被害の実態を把握し、災害公営住宅（大規模な災害により住宅被害が発生した場合に、低所得罹災世帯のために国庫の補助を受け整備するもの）の建設、及び既設公営住宅の復旧に関する建設計画を作成し、これに基づき建設または復旧を実施して、特定入居選定基準を作成の上、入居者の選定を行います。																																																																																																																																																																																					
2 民間施設の借り上げ	応急復旧チーム																																																																																																																																																																																				
被害の状況や、被災者数から必要であれば「みなし仮設住宅」の借り上げを検討します。																																																																																																																																																																																					
3 保健、医療の充実	健康課																																																																																																																																																																																				
保健・医療サービスの水準維持、充実により、特に、応急仮設住宅入居者や避難者等の健康管理、医療環境の維持、こころのケアに努めます。また、日常の移動手段の確保に配慮します。																																																																																																																																																																																					
4 次世代育成支援	こども課、学校教育課																																																																																																																																																																																				
子どもたちが明るく過ごせるよう子育て世代を支援するための保育サービスの確保、充実を図り災害により健全な次世代の育成環境が損なわれないように努めます。																																																																																																																																																																																					
5 公費解体	環境衛生チーム																																																																																																																																																																																				
倒壊等、撤去の緊急性が高い家屋については、市が所有者に代わって、家屋等の解体・撤去を行う公費解体を検討します。																																																																																																																																																																																					

伊勢市地域防災計画新旧対照表

		南海トラフ地震防災対策推進計画			
2	第1節 総則	<p>4 指定地方行政機関が行う業務</p> <p>④ 中部地方整備局三重河川国道事務所</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実</p> <p>(2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用</p> <p>(4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備(耐震性の確保等)に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>(5) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>(6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>(7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保</p> <p>(8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・航路啓開に関する計画等の情報共有</p> <p>イ 初動対応</p> <p>(1) 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力</p> <p>(3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施</p> <p>(4) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</p> <p>(5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</p> <p>(6) 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>(7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p> <p>(8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</p> <p>(9) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(10) 情報の収集及び連絡</p> <p>(11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>(12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施</p> <p>(13) 要請に基づき、国土交通省が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動</p>	<p>4 指定地方行政機関が行う業務</p> <p>④ 中部地方整備局三重河川国道事務所</p> <p>ア 迅速な情報伝達</p> <p>イ 地震災害警戒体制の整備</p> <p>ウ 人員・資機材等の配備・手配</p> <p>エ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力</p> <p>オ 道路利用者に対する情報の提供</p>	修正	業務内容の見直し

伊勢市地域防災計画新旧対照表

		地震防災強化計画			
3	第1節 総則	<p>4 指定地方行政機関が行う業務</p> <p>④ 中部地方整備局三重河川国道事務所</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実</p> <p>(2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用</p> <p>(4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備(耐震性の確保等)に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>(5) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>(6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>(7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保</p> <p>(8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・航路啓開に関する計画等の情報共有</p> <p>イ 初動対応</p> <p>(1) 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力</p> <p>(3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施</p> <p>(4) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</p> <p>(5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</p> <p>(6) 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>(7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p> <p>(8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</p> <p>(9) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(10) 情報の収集及び連絡</p> <p>(11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>(12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施</p> <p>(13) 要請に基づき、国土交通省が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動</p>	<p>4 指定地方行政機関が行う業務</p> <p>④ 中部地方整備局三重河川国道事務所</p> <p>ア 迅速な情報伝達</p> <p>イ 地震災害警戒体制の整備</p> <p>ウ 人員・資機材等の配備・手配</p> <p>エ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力</p> <p>オ 道路利用者に対する情報の提供</p>	修正	業務内容の見直し

伊勢市地域防災計画新旧対照表

		資料編			
3	第1編 総則に関する資料	<p>2 県及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>②指定地方行政機関の処理すべき事務又は業務の大綱 中部地方整備局三重河川国道事務所</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実</p> <p>(2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用</p> <p>(4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備(耐震性の確保等)に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>(5) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>(6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>(7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保</p> <p>(8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・航路啓開に関する計画等の情報共有</p> <p>イ 初動対応</p> <p>(1) 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(2) 急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力</p> <p>(3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施</p> <p>(4) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</p> <p>(5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</p> <p>(6) 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>(7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p> <p>(8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</p> <p>(9) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(10) 情報の収集及び連絡</p> <p>(11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>(12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施</p> <p>(13) 要請に基づき、国土交通省が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動</p>	<p>2 県及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>②指定地方行政機関の処理すべき事務又は業務の大綱 中部地方整備局三重河川国道事務所</p> <p>所轄国道の維持管理、改修及び災害復旧と所轄河川区域における水防業務並びに所轄河川の維持管理、改修及び災害復旧</p> <p>(1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(2) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>(3) 所管施設の緊急点検の実施</p>	修正	業務内容の見直し



# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

47	第2編 自助・共助に関する資料	<p>⑧浸水区域内要配慮者利用施設 (2)宮川浸水区域内施設 ○水防法第15条により指定された区域内の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>施設名称</th> <th>施設種別</th> <th>郵便番号</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>有滝保育園</td><td>児童福祉施設</td><td>515-0501</td><td>有滝町 2102-55</td><td>37-4548</td><td>37-4549</td></tr> <tr><td>2</td><td>豊浜西保育所</td><td>児童福祉施設</td><td>515-0504</td><td>磯町 1736</td><td>37-0883</td><td>37-1146</td></tr> <tr><td>3</td><td>とよはま学童クラブ</td><td>児童福祉施設</td><td>515-0505</td><td>西豊浜町 1760</td><td>37-7071</td><td>37-7071</td></tr> <tr><td>4</td><td>きたはま学童クラブ</td><td>児童福祉施設</td><td>515-0507</td><td>村松町 3280-6</td><td>37-4099</td><td>65-7901</td></tr> <tr><td>5</td><td>放課後児童クラブ 鷺ヶ浜 L B</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0001</td><td>大湊町 1074-1</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>6</td><td>大湊保育園</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0001</td><td>大湊町 1080-1</td><td>36-3260</td><td>36-3260</td></tr> <tr><td>7</td><td>はまっこ学童クラブ</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0004</td><td>神社港 262-1</td><td>36-3755</td><td>36-3755</td></tr> <tr><td>8</td><td>三重ヤクルト販売株式会社 伊勢小木センター</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0007</td><td>小木町 153-1</td><td>35-0211</td><td>35-0211</td></tr> <tr><td>9</td><td>伊勢赤十字病院 (助産施設)</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0008</td><td>船江 1 丁目 10-30</td><td>28-2171</td><td>28-2965</td></tr> <tr><td>10</td><td>伊勢赤十字病院のぞみ保育所</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0008</td><td>船江 1 丁目 471-2</td><td>28-2259</td><td>28-2259</td></tr> <tr><td>11</td><td>船江保育園</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0008</td><td>船江 3 丁目 11-43</td><td>28-1532</td><td>28-1946</td></tr> <tr><td>12</td><td>放課後児童クラブ 銀のスプーン</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0009</td><td>河崎 1 丁目 14-21</td><td>63-5682</td><td>63-5685</td></tr> <tr><td>13</td><td>一色保育園</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0011</td><td>一色町 1316</td><td>22-2037</td><td>22-2082</td></tr> <tr><td>14</td><td>浜郷保育園</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0018</td><td>黒瀬町 1637-1</td><td>22-1964</td><td>22-1964</td></tr> <tr><td>15</td><td>藍ちゃんの家ふぁみりーくらぶ 浜郷学童部</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0018</td><td>黒瀬町 1736-2</td><td>080-1622-5575</td><td>20-5165</td></tr> <tr><td>16</td><td>伊勢市黒瀬児童センター</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0018</td><td>黒瀬町 1736-2</td><td>24-0182</td><td>24-0182</td></tr> <tr><td>17</td><td>保育所きらら館</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0041</td><td>常盤 2 丁目 4-40</td><td>21-4555</td><td>22-5591</td></tr> <tr><td>18</td><td>伊勢慶友病院保育所</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0041</td><td>常盤 2 丁目 8-28</td><td>22-1155</td><td>22-3003</td></tr> <tr><td>19</td><td>すみれ学童クラブ</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0041</td><td>常盤 3 丁目 10-44</td><td>29-0804</td><td>29-0804</td></tr> <tr><td>20</td><td>中須保育園</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0053</td><td>中須町 416-43</td><td>24-9258</td><td>28-5924</td></tr> <tr><td>21</td><td>明倫保育所</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0073</td><td>吹上 2 丁目 11-42</td><td>28-6775</td><td>28-6775</td></tr> </tbody> </table>	NO	施設名称	施設種別	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	1	有滝保育園	児童福祉施設	515-0501	有滝町 2102-55	37-4548	37-4549	2	豊浜西保育所	児童福祉施設	515-0504	磯町 1736	37-0883	37-1146	3	とよはま学童クラブ	児童福祉施設	515-0505	西豊浜町 1760	37-7071	37-7071	4	きたはま学童クラブ	児童福祉施設	515-0507	村松町 3280-6	37-4099	65-7901	5	放課後児童クラブ 鷺ヶ浜 L B	児童福祉施設	516-0001	大湊町 1074-1	-	-	6	大湊保育園	児童福祉施設	516-0001	大湊町 1080-1	36-3260	36-3260	7	はまっこ学童クラブ	児童福祉施設	516-0004	神社港 262-1	36-3755	36-3755	8	三重ヤクルト販売株式会社 伊勢小木センター	児童福祉施設	516-0007	小木町 153-1	35-0211	35-0211	9	伊勢赤十字病院 (助産施設)	児童福祉施設	516-0008	船江 1 丁目 10-30	28-2171	28-2965	10	伊勢赤十字病院のぞみ保育所	児童福祉施設	516-0008	船江 1 丁目 471-2	28-2259	28-2259	11	船江保育園	児童福祉施設	516-0008	船江 3 丁目 11-43	28-1532	28-1946	12	放課後児童クラブ 銀のスプーン	児童福祉施設	516-0009	河崎 1 丁目 14-21	63-5682	63-5685	13	一色保育園	児童福祉施設	516-0011	一色町 1316	22-2037	22-2082	14	浜郷保育園	児童福祉施設	516-0018	黒瀬町 1637-1	22-1964	22-1964	15	藍ちゃんの家ふぁみりーくらぶ 浜郷学童部	児童福祉施設	516-0018	黒瀬町 1736-2	080-1622-5575	20-5165	16	伊勢市黒瀬児童センター	児童福祉施設	516-0018	黒瀬町 1736-2	24-0182	24-0182	17	保育所きらら館	児童福祉施設	516-0041	常盤 2 丁目 4-40	21-4555	22-5591	18	伊勢慶友病院保育所	児童福祉施設	516-0041	常盤 2 丁目 8-28	22-1155	22-3003	19	すみれ学童クラブ	児童福祉施設	516-0041	常盤 3 丁目 10-44	29-0804	29-0804	20	中須保育園	児童福祉施設	516-0053	中須町 416-43	24-9258	28-5924	21	明倫保育所	児童福祉施設	516-0073	吹上 2 丁目 11-42	28-6775	28-6775	<p>⑧浸水区域内要配慮者利用施設 (2)宮川浸水区域内施設 ○水防法第15条により指定された区域内の施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>施設名称</th> <th>施設種別</th> <th>郵便番号</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>FAX 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>有滝保育園</td><td>児童福祉施設</td><td>515-0501</td><td>有滝町 2102-55</td><td>37-4548</td><td>37-4549</td></tr> <tr><td>2</td><td>豊浜西保育所</td><td>児童福祉施設</td><td>515-0504</td><td>磯町 1736</td><td>37-0883</td><td>37-1146</td></tr> <tr><td>3</td><td>とよはま学童クラブ</td><td>児童福祉施設</td><td>515-0505</td><td>西豊浜町 1760</td><td>37-7071</td><td>37-7071</td></tr> <tr><td>4</td><td>きたはま学童クラブ</td><td>児童福祉施設</td><td>515-0507</td><td>村松町 3280-6</td><td>37-4099</td><td>65-7901</td></tr> <tr><td>5</td><td>放課後児童クラブ 鷺ヶ浜 L B</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0001</td><td>大湊町 1074-1</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>6</td><td>大湊保育園</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0001</td><td>大湊町 1080-1</td><td>36-3260</td><td>36-3260</td></tr> <tr><td>7</td><td>はまっこ学童クラブ</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0004</td><td>神社港 262-1</td><td>36-3755</td><td>36-3755</td></tr> <tr><td>8</td><td>三重ヤクルト販売株式会社 伊勢小木センター</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0007</td><td>小木町 153-1</td><td>35-0211</td><td>35-0211</td></tr> <tr><td>9</td><td>伊勢赤十字病院 (助産施設)</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0008</td><td>船江 1 丁目 10-30</td><td>28-2171</td><td>28-2965</td></tr> <tr><td>10</td><td>伊勢赤十字病院のぞみ保育所</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0008</td><td>船江 1 丁目 471-2</td><td>28-2259</td><td>28-2259</td></tr> <tr><td>11</td><td>船江保育園</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0008</td><td>船江 3 丁目 11-43</td><td>28-1532</td><td>28-1946</td></tr> <tr><td>12</td><td>放課後児童クラブ 銀のスプーン</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0009</td><td>河崎 1 丁目 14-21</td><td>63-5682</td><td>63-5685</td></tr> <tr><td>13</td><td>一色保育園</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0011</td><td>一色町 1316</td><td>22-2037</td><td>22-2082</td></tr> <tr><td>14</td><td>浜郷保育園</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0018</td><td>黒瀬町 1637-1</td><td>22-1964</td><td>22-1964</td></tr> <tr><td>15</td><td>藍ちゃんの家ふぁみりーくらぶ 浜郷学童部</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0018</td><td>黒瀬町 1736-2</td><td>080-1622-5575</td><td>20-5165</td></tr> <tr><td>16</td><td>伊勢市黒瀬児童センター</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0018</td><td>黒瀬町 1736-2</td><td>24-0182</td><td>24-0182</td></tr> <tr><td>17</td><td>保育所きらら館</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0041</td><td>常盤 2 丁目 4-40</td><td>21-4555</td><td>22-5591</td></tr> <tr><td>18</td><td>伊勢慶友病院保育所</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0041</td><td>常盤 2 丁目 8-28</td><td>22-1155</td><td>22-3003</td></tr> <tr><td>19</td><td>すみれ学童クラブ 第1、第2</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0041</td><td>常盤 3 丁目 10-44</td><td>29-0804</td><td>29-0804</td></tr> <tr><td>20</td><td>中須保育園</td><td>児童福祉施設</td><td>516-0053</td><td>中須町 416-43</td><td>24-9258</td><td>28-5924</td></tr> </tbody> </table>	NO	施設名称	施設種別	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号	1	有滝保育園	児童福祉施設	515-0501	有滝町 2102-55	37-4548	37-4549	2	豊浜西保育所	児童福祉施設	515-0504	磯町 1736	37-0883	37-1146	3	とよはま学童クラブ	児童福祉施設	515-0505	西豊浜町 1760	37-7071	37-7071	4	きたはま学童クラブ	児童福祉施設	515-0507	村松町 3280-6	37-4099	65-7901	5	放課後児童クラブ 鷺ヶ浜 L B	児童福祉施設	516-0001	大湊町 1074-1	-	-	6	大湊保育園	児童福祉施設	516-0001	大湊町 1080-1	36-3260	36-3260	7	はまっこ学童クラブ	児童福祉施設	516-0004	神社港 262-1	36-3755	36-3755	8	三重ヤクルト販売株式会社 伊勢小木センター	児童福祉施設	516-0007	小木町 153-1	35-0211	35-0211	9	伊勢赤十字病院 (助産施設)	児童福祉施設	516-0008	船江 1 丁目 10-30	28-2171	28-2965	10	伊勢赤十字病院のぞみ保育所	児童福祉施設	516-0008	船江 1 丁目 471-2	28-2259	28-2259	11	船江保育園	児童福祉施設	516-0008	船江 3 丁目 11-43	28-1532	28-1946	12	放課後児童クラブ 銀のスプーン	児童福祉施設	516-0009	河崎 1 丁目 14-21	63-5682	63-5685	13	一色保育園	児童福祉施設	516-0011	一色町 1316	22-2037	22-2082	14	浜郷保育園	児童福祉施設	516-0018	黒瀬町 1637-1	22-1964	22-1964	15	藍ちゃんの家ふぁみりーくらぶ 浜郷学童部	児童福祉施設	516-0018	黒瀬町 1736-2	080-1622-5575	20-5165	16	伊勢市黒瀬児童センター	児童福祉施設	516-0018	黒瀬町 1736-2	24-0182	24-0182	17	保育所きらら館	児童福祉施設	516-0041	常盤 2 丁目 4-40	21-4555	22-5591	18	伊勢慶友病院保育所	児童福祉施設	516-0041	常盤 2 丁目 8-28	22-1155	22-3003	19	すみれ学童クラブ 第1、第2	児童福祉施設	516-0041	常盤 3 丁目 10-44	29-0804	29-0804	20	中須保育園	児童福祉施設	516-0053	中須町 416-43	24-9258	28-5924	修正	内容の見直し及び表現の適正化
NO	施設名称	施設種別	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1	有滝保育園	児童福祉施設	515-0501	有滝町 2102-55	37-4548	37-4549																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2	豊浜西保育所	児童福祉施設	515-0504	磯町 1736	37-0883	37-1146																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3	とよはま学童クラブ	児童福祉施設	515-0505	西豊浜町 1760	37-7071	37-7071																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
4	きたはま学童クラブ	児童福祉施設	515-0507	村松町 3280-6	37-4099	65-7901																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
5	放課後児童クラブ 鷺ヶ浜 L B	児童福祉施設	516-0001	大湊町 1074-1	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
6	大湊保育園	児童福祉施設	516-0001	大湊町 1080-1	36-3260	36-3260																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
7	はまっこ学童クラブ	児童福祉施設	516-0004	神社港 262-1	36-3755	36-3755																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
8	三重ヤクルト販売株式会社 伊勢小木センター	児童福祉施設	516-0007	小木町 153-1	35-0211	35-0211																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9	伊勢赤十字病院 (助産施設)	児童福祉施設	516-0008	船江 1 丁目 10-30	28-2171	28-2965																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
10	伊勢赤十字病院のぞみ保育所	児童福祉施設	516-0008	船江 1 丁目 471-2	28-2259	28-2259																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
11	船江保育園	児童福祉施設	516-0008	船江 3 丁目 11-43	28-1532	28-1946																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
12	放課後児童クラブ 銀のスプーン	児童福祉施設	516-0009	河崎 1 丁目 14-21	63-5682	63-5685																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
13	一色保育園	児童福祉施設	516-0011	一色町 1316	22-2037	22-2082																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
14	浜郷保育園	児童福祉施設	516-0018	黒瀬町 1637-1	22-1964	22-1964																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
15	藍ちゃんの家ふぁみりーくらぶ 浜郷学童部	児童福祉施設	516-0018	黒瀬町 1736-2	080-1622-5575	20-5165																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
16	伊勢市黒瀬児童センター	児童福祉施設	516-0018	黒瀬町 1736-2	24-0182	24-0182																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
17	保育所きらら館	児童福祉施設	516-0041	常盤 2 丁目 4-40	21-4555	22-5591																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
18	伊勢慶友病院保育所	児童福祉施設	516-0041	常盤 2 丁目 8-28	22-1155	22-3003																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
19	すみれ学童クラブ	児童福祉施設	516-0041	常盤 3 丁目 10-44	29-0804	29-0804																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
20	中須保育園	児童福祉施設	516-0053	中須町 416-43	24-9258	28-5924																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
21	明倫保育所	児童福祉施設	516-0073	吹上 2 丁目 11-42	28-6775	28-6775																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
NO	施設名称	施設種別	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1	有滝保育園	児童福祉施設	515-0501	有滝町 2102-55	37-4548	37-4549																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2	豊浜西保育所	児童福祉施設	515-0504	磯町 1736	37-0883	37-1146																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3	とよはま学童クラブ	児童福祉施設	515-0505	西豊浜町 1760	37-7071	37-7071																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
4	きたはま学童クラブ	児童福祉施設	515-0507	村松町 3280-6	37-4099	65-7901																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
5	放課後児童クラブ 鷺ヶ浜 L B	児童福祉施設	516-0001	大湊町 1074-1	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
6	大湊保育園	児童福祉施設	516-0001	大湊町 1080-1	36-3260	36-3260																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
7	はまっこ学童クラブ	児童福祉施設	516-0004	神社港 262-1	36-3755	36-3755																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
8	三重ヤクルト販売株式会社 伊勢小木センター	児童福祉施設	516-0007	小木町 153-1	35-0211	35-0211																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9	伊勢赤十字病院 (助産施設)	児童福祉施設	516-0008	船江 1 丁目 10-30	28-2171	28-2965																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
10	伊勢赤十字病院のぞみ保育所	児童福祉施設	516-0008	船江 1 丁目 471-2	28-2259	28-2259																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
11	船江保育園	児童福祉施設	516-0008	船江 3 丁目 11-43	28-1532	28-1946																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
12	放課後児童クラブ 銀のスプーン	児童福祉施設	516-0009	河崎 1 丁目 14-21	63-5682	63-5685																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
13	一色保育園	児童福祉施設	516-0011	一色町 1316	22-2037	22-2082																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
14	浜郷保育園	児童福祉施設	516-0018	黒瀬町 1637-1	22-1964	22-1964																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
15	藍ちゃんの家ふぁみりーくらぶ 浜郷学童部	児童福祉施設	516-0018	黒瀬町 1736-2	080-1622-5575	20-5165																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
16	伊勢市黒瀬児童センター	児童福祉施設	516-0018	黒瀬町 1736-2	24-0182	24-0182																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
17	保育所きらら館	児童福祉施設	516-0041	常盤 2 丁目 4-40	21-4555	22-5591																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
18	伊勢慶友病院保育所	児童福祉施設	516-0041	常盤 2 丁目 8-28	22-1155	22-3003																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
19	すみれ学童クラブ 第1、第2	児童福祉施設	516-0041	常盤 3 丁目 10-44	29-0804	29-0804																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
20	中須保育園	児童福祉施設	516-0053	中須町 416-43	24-9258	28-5924																																																																																																																																																																																																																																																																																																												





# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

50	第2編 自助・共助に関する資料	98	小規模多機能センター みその	高齢者施設	516-0804	御園町長屋 3067-1	29-1177	29-1178	96	メディカルガーデン伊勢	高齢者施設	516-0802	御園町新開字音潮寺 893-2	31-1165	31-0165
		99	かがやき伊勢デイサービスセンター	高齢者施設	516-0805	御園町高向 1999	22-0589	22-0611	97	デイサービスセンター いっき	高齢者施設	516-0804	御園町長屋 2234	20-1165	20-1166
		100	小規模多機能ホーム みそのむら	高齢者施設	516-0805	御園町高向 481	29-2826	29-2826	98	伊勢社協 御園	高齢者施設	516-0804	御園町長屋 2767	22-6617	22-6604
		101	グループホーム みその むら	高齢者施設	516-0805	御園町高向 481	29-2827	29-2822	99	ウェルガーデンみその	高齢者施設	516-0804	御園町長屋 3043	21-1166	21-1167
		102	デイホームみそのむら	高齢者施設	516-0805	御園町高向 481	29-2827	29-2822	100	有料老人ホームみその	高齢者施設	516-0804	御園町長屋 3067-1	29-1177	29-1178
		103	伊勢志摩中央リハビリテーションセンター	高齢者施設	516-0805	御園町高向字沖川原 1746-2	63-8882	28-8832	101	小規模多機能センター みその	高齢者施設	516-0804	御園町長屋 3067-1	29-1177	29-1178
		104	虹の苑	高齢者施設	516-0805	御園町高向字上千田 775-1	27-5015	20-5060	102	かがやき伊勢デイサービスセンター	高齢者施設	516-0805	御園町高向 1999	22-0589	22-0611
		105	小規模多機能ホーム 森神宮川	高齢者施設	516-1102	佐八町 2027-4	39-6363	39-6364	103	小規模多機能ホーム みそのむら	高齢者施設	516-0805	御園町高向 481	29-2826	29-2826
		106	グループホームあした葉 結の家みやがわ	高齢者施設	516-1102	佐八町 712-1	39-6789	39-8188	104	グループホーム みその むら	高齢者施設	516-0805	御園町高向 481	29-2827	29-2822
		107	デイサービス あしたば	高齢者施設	519-0503	小俣町元町 1069	64-8439	64-8439	105	デイホームみそのむら	高齢者施設	516-0805	御園町高向 481	29-2827	29-2822
		108	レッツ倶楽部伊勢	高齢者施設	519-0503	小俣町元町 455	63-8140	63-8141	106	伊勢志摩中央リハビリテーションセンター	高齢者施設	516-0805	御園町高向字沖川原 1746-2	63-8882	28-8832
		109	リバーサイドせせらぎ	高齢者施設	519-0504	小俣町宮前 31-2	20-8520	20-8521	107	虹の苑	高齢者施設	516-0805	御園町高向字上千田 775-1	27-5015	20-5060
		110	高砂寮（特養、養護、短期入所）	高齢者施設	519-0504	小俣町宮前 38	22-1045	27-3256	108	小規模多機能ホーム 森神宮川	高齢者施設	516-1102	佐八町 2027-4	39-6363	39-6364
		111	高砂寮（通所介護）	高齢者施設	519-0504	小俣町宮前 38	27-6688	27-6611	109	グループホームあした葉 結の家みやがわ	高齢者施設	516-1102	佐八町 712-1	39-6789	39-8188
		112	生活リハビリ えがおの木	高齢者施設	519-0504	小俣町宮前 641-1	20-8711	20-5372	110	デイサービス あしたば	高齢者施設	519-0503	小俣町元町 1069	64-8439	64-8439
		113	あさひ	高齢者施設	519-0504	小俣町宮前 757	21-2111	21-2112	111	レッツ倶楽部伊勢	高齢者施設	519-0503	小俣町元町 455	63-8140	63-8141
		114	デイサービスあさひ	高齢者施設	519-0504	小俣町宮前 757-2	21-2111	21-2112	112	リバーサイドせせらぎ	高齢者施設	519-0504	小俣町宮前 31-2	20-8520	20-8521
		115	デイサービス こころの いえボス	高齢者施設	519-0505	小俣町本町 133	20-9800	20-9822	113	高砂寮（特養、養護、短期入所）	高齢者施設	519-0504	小俣町宮前 38	22-1045	27-3256
		116	特定非営利活動法人 MAYO	障がい児・者 施設	516-0004	神社港字三軒屋 306-1	050-7000- 4988	050-7000- 4988	114	高砂寮（通所介護）	高齢者施設	519-0504	小俣町宮前 38	27-6688	27-6611
		117	ドリームズ・２１st 伊勢ラパーク前校	障がい児・者 施設	516-0007	小木町 492-1 アーク Fuji2-1 号	63-8710	63-8720	115	生活リハビリ えがおの木	高齢者施設	519-0504	小俣町宮前 641-1	20-8711	20-5372
		118	クロフネファーム へやさしい風が吹きます ように～	障がい児・者 施設	516-0007	小木町 560-8	36-7800	36-7575	116	あさひ	高齢者施設	519-0504	小俣町宮前 757	21-2111	21-2112
		119	あさひワーク伊勢	障がい児・者 施設	516-0008	船江 2 丁目 2-1	28-0525	28-0526	117	デイサービスあさひ	高齢者施設	519-0504	小俣町宮前 757-2	21-2111	21-2112
		120	発達支援室クオール伊勢	障がい児・者 施設	516-0018	黒瀬町 1359	26-0906	26-0907	118	デイサービス こころの いえボス	高齢者施設	519-0505	小俣町本町 133	20-9800	20-9822
		121	みなくる	障がい児・者 施設	516-0037	岩瀬 2 丁目 4-5	22-7713	67-7687	119	特定非営利活動法人 MAYO	障がい児・者 施設	516-0004	神社港字三軒屋 306-1	050-7000- 4988	050-7000- 4988
		122	はじまり作業所駅前 くらぶ	障がい児・者 施設	516-0064	二俣 1 丁目 1-22 号 伊勢二俣ビル 2 階・3 階	28-5632	61-8189	120	ドリームズ・２１st 伊勢ラパーク前校	障がい児・者 施設	516-0007	小木町 492-1 アーク Fuji2-1 号	63-8710	63-8720
		123	ふらっと	障がい児・者 施設	516-0066	辻久留 3 丁目 17-5	22-3212	27-1360	121	クロフネファーム へやさしい風が吹きます ように～	障がい児・者 施設	516-0007	小木町 560-8	36-7800	36-7575
124	すばる	障がい児・者 施設	516-0066	辻久留 3 丁目 17-5	22-3212	27-1360	122	あさひワーク伊勢	障がい児・者 施設	516-0008	船江 2 丁目 2-1	28-0525	28-0526		
							123	発達支援室クオール伊勢	障がい児・者 施設	516-0018	黒瀬町 1359	26-0906	26-0907		
							124	みなくる	障がい児・者 施設	516-0037	岩瀬 2 丁目 4-5	22-7713	67-7687		
							125	はじまり作業所駅前 くらぶ	障がい児・者 施設	516-0064	二俣 1 丁目 1-22 号 伊勢二俣ビル 2 階・3 階	28-5632	61-8189		
							126	ふらっと	障がい児・者 施設	516-0066	辻久留 3 丁目 17-5	22-3212	27-1360		

修正

内容の見直し及び  
表現の適正化



# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

52	第2編 自助・共助に関する資料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">165</td> <td style="width: 25%;">田中病院</td> <td style="width: 15%;">病院・診療所</td> <td style="width: 10%;">516-0078</td> <td style="width: 15%;">曾祢1丁目7-21</td> <td style="width: 10%;">25-3111</td> <td style="width: 10%;">27-5771</td> </tr> <tr> <td>166</td> <td>ハートクリニック福井</td> <td>病院・診療所</td> <td>516-0804</td> <td>御園町長屋1997-1</td> <td>26-2111</td> <td>26-2121</td> </tr> <tr> <td>167</td> <td>玉石産婦人科</td> <td>病院・診療所</td> <td>516-0804</td> <td>御園町長屋2049</td> <td>22-5656</td> <td>22-5880</td> </tr> <tr> <td>168</td> <td>宮川医療少年院医務室</td> <td>病院・診療所</td> <td>519-0504</td> <td>小俣町宮前25</td> <td>22-4844</td> <td>21-0048</td> </tr> </table>	165	田中病院	病院・診療所	516-0078	曾祢1丁目7-21	25-3111	27-5771	166	ハートクリニック福井	病院・診療所	516-0804	御園町長屋1997-1	26-2111	26-2121	167	玉石産婦人科	病院・診療所	516-0804	御園町長屋2049	22-5656	22-5880	168	宮川医療少年院医務室	病院・診療所	519-0504	小俣町宮前25	22-4844	21-0048	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">161</td> <td style="width: 25%;">伊勢慶友病院</td> <td style="width: 15%;">病院・診療所</td> <td style="width: 10%;">516-0041</td> <td style="width: 15%;">常磐2丁目7-28</td> <td style="width: 10%;">22-1155</td> <td style="width: 10%;">22-3003</td> </tr> <tr> <td>162</td> <td>本橋産婦人科</td> <td>病院・診療所</td> <td>516-0071</td> <td>一之木1丁目8-7</td> <td>23-4103</td> <td>27-3710</td> </tr> <tr> <td>163</td> <td>菊川産婦人科</td> <td>病院・診療所</td> <td>516-0071</td> <td>一之木5丁目15-5</td> <td>23-1515</td> <td>24-9494</td> </tr> <tr> <td>164</td> <td>小原産婦人科</td> <td>病院・診療所</td> <td>516-0072</td> <td>宮後1丁目5-3</td> <td>28-8111</td> <td>27-5775</td> </tr> <tr> <td>165</td> <td>畑江門産婦人科</td> <td>病院・診療所</td> <td>516-0072</td> <td>宮後1丁目8-7</td> <td>28-2260</td> <td>27-0728</td> </tr> <tr> <td>166</td> <td>整形外科綱谷医院</td> <td>病院・診療所</td> <td>516-0076</td> <td>八日市場町9-12</td> <td>28-1122</td> <td>22-5250</td> </tr> <tr> <td>167</td> <td>うにた医院</td> <td>病院・診療所</td> <td>516-0077</td> <td>宮町1丁目7-18</td> <td>25-0161</td> <td>25-0162</td> </tr> <tr> <td>168</td> <td>田中病院</td> <td>病院・診療所</td> <td>516-0078</td> <td>曾祢1丁目7-21</td> <td>25-3111</td> <td>27-5771</td> </tr> <tr> <td>169</td> <td>ハートクリニック福井</td> <td>病院・診療所</td> <td>516-0804</td> <td>御園町長屋1997-1</td> <td>26-2111</td> <td>26-2121</td> </tr> <tr> <td>170</td> <td>玉石産婦人科</td> <td>病院・診療所</td> <td>516-0804</td> <td>御園町長屋2049</td> <td>22-5656</td> <td>22-5880</td> </tr> <tr> <td>171</td> <td>宮川医療少年院医務室</td> <td>病院・診療所</td> <td>519-0504</td> <td>小俣町宮前25</td> <td>22-4844</td> <td>21-0048</td> </tr> </table>	161	伊勢慶友病院	病院・診療所	516-0041	常磐2丁目7-28	22-1155	22-3003	162	本橋産婦人科	病院・診療所	516-0071	一之木1丁目8-7	23-4103	27-3710	163	菊川産婦人科	病院・診療所	516-0071	一之木5丁目15-5	23-1515	24-9494	164	小原産婦人科	病院・診療所	516-0072	宮後1丁目5-3	28-8111	27-5775	165	畑江門産婦人科	病院・診療所	516-0072	宮後1丁目8-7	28-2260	27-0728	166	整形外科綱谷医院	病院・診療所	516-0076	八日市場町9-12	28-1122	22-5250	167	うにた医院	病院・診療所	516-0077	宮町1丁目7-18	25-0161	25-0162	168	田中病院	病院・診療所	516-0078	曾祢1丁目7-21	25-3111	27-5771	169	ハートクリニック福井	病院・診療所	516-0804	御園町長屋1997-1	26-2111	26-2121	170	玉石産婦人科	病院・診療所	516-0804	御園町長屋2049	22-5656	22-5880	171	宮川医療少年院医務室	病院・診療所	519-0504	小俣町宮前25	22-4844	21-0048	修正	内容の見直し及び表現の適正化																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
165	田中病院	病院・診療所	516-0078	曾祢1丁目7-21	25-3111	27-5771																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
166	ハートクリニック福井	病院・診療所	516-0804	御園町長屋1997-1	26-2111	26-2121																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
167	玉石産婦人科	病院・診療所	516-0804	御園町長屋2049	22-5656	22-5880																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
168	宮川医療少年院医務室	病院・診療所	519-0504	小俣町宮前25	22-4844	21-0048																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
161	伊勢慶友病院	病院・診療所	516-0041	常磐2丁目7-28	22-1155	22-3003																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
162	本橋産婦人科	病院・診療所	516-0071	一之木1丁目8-7	23-4103	27-3710																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
163	菊川産婦人科	病院・診療所	516-0071	一之木5丁目15-5	23-1515	24-9494																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
164	小原産婦人科	病院・診療所	516-0072	宮後1丁目5-3	28-8111	27-5775																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
165	畑江門産婦人科	病院・診療所	516-0072	宮後1丁目8-7	28-2260	27-0728																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
166	整形外科綱谷医院	病院・診療所	516-0076	八日市場町9-12	28-1122	22-5250																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
167	うにた医院	病院・診療所	516-0077	宮町1丁目7-18	25-0161	25-0162																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
168	田中病院	病院・診療所	516-0078	曾祢1丁目7-21	25-3111	27-5771																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
169	ハートクリニック福井	病院・診療所	516-0804	御園町長屋1997-1	26-2111	26-2121																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
170	玉石産婦人科	病院・診療所	516-0804	御園町長屋2049	22-5656	22-5880																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
171	宮川医療少年院医務室	病院・診療所	519-0504	小俣町宮前25	22-4844	21-0048																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
54	第2編 自助・共助に関する資料	<p>6 指定緊急避難場所及び指定避難場所の内容 ①災害時指定避難場所一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">0</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th rowspan="2">指定避難所</th> <th rowspan="2">津波緊急避難所</th> <th rowspan="2">安全度ランク</th> <th colspan="4">災害対策基本法上の位置づけ</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>指定緊急避難場所</th> <th>洪水への対応</th> <th>土砂災害への対応</th> <th>地震への対応</th> <th>津波への対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>宇治館町510</td> <td>三重交通C スポーツの杜 伊勢 体育館別館 (県営総合競技場体育館 (サブ))</td> <td>22-0189</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>☆☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>宇治今在家町511</td> <td>高麗広公民館 (ふれあい工房)</td> <td>25-9551</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>▲</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>孤立</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>宇治浦田2丁目16-43</td> <td>進修小学校 校舎</td> <td>22-2427</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>☆☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>自主</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>中村町444</td> <td>五十鈴中学校 校舎</td> <td>24-4888</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>☆☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>自主</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>久世戸町5-1</td> <td>修道小学校 校舎</td> <td>24-9694</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>☆☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>岡本1丁目18-21</td> <td>明倫小学校 校舎</td> <td>24-3199</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>岩淵1丁目2-29</td> <td>いせ市民活動センター</td> <td>20-4385</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>岩淵1丁目13-15</td> <td>シンフォニアテックノロジーホール伊勢 (観光文化会館)</td> <td>28-5105</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>自主</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>船江2丁目2-5</td> <td>有観小学校 校舎</td> <td>28-2450</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>一之木5丁目5-3</td> <td>厚生中学校 校舎</td> <td>28-3703</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>一志町1-4</td> <td>厚生小学校 校舎</td> <td>25-8386</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>宮後1丁目1-1</td> <td>三交イン伊勢駅前</td> <td>20-3539</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>☆</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>宮後2丁目14-10</td> <td>クレド宮後</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>八日市場町13-1</td> <td>伊勢市福祉健康センター</td> <td>27-2425</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>自主</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>八日市場町13-13</td> <td>サンライフ伊勢</td> <td>28-1266</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>常磐3丁目10-19</td> <td>早修小学校 校舎</td> <td>23-2993</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>☆☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>浦口3丁目13-1</td> <td>早修小学校 屋内運動場</td> <td>23-2993</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>☆☆☆</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>浦口3丁目13-1</td> <td>宇治山田高等学校 校舎</td> <td>28-7158</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>☆☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	0	所在地	名称	電話番号	指定避難所	津波緊急避難所	安全度ランク	災害対策基本法上の位置づけ				備考	指定緊急避難場所	洪水への対応	土砂災害への対応	地震への対応	津波への対応		宇治館町510	三重交通C スポーツの杜 伊勢 体育館別館 (県営総合競技場体育館 (サブ))	22-0189	○	-	☆☆☆	-	○	○	○	-			宇治今在家町511	高麗広公民館 (ふれあい工房)	25-9551	○	-	▲	-	○	○	○	-	孤立	1	宇治浦田2丁目16-43	進修小学校 校舎	22-2427	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○	自主	1	中村町444	五十鈴中学校 校舎	24-4888	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○	自主	1	久世戸町5-1	修道小学校 校舎	24-9694	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○		1	岡本1丁目18-21	明倫小学校 校舎	24-3199	○	2階以上	☆☆	-	○	○	○	○		1	岩淵1丁目2-29	いせ市民活動センター	20-4385	○	2階以上	☆☆	○	○	○	○	○		2	岩淵1丁目13-15	シンフォニアテックノロジーホール伊勢 (観光文化会館)	28-5105	○	2階以上	☆☆	○	○	○	○	○	自主	3	船江2丁目2-5	有観小学校 校舎	28-2450	○	2階以上	☆☆	-	○	○	○	○		4	一之木5丁目5-3	厚生中学校 校舎	28-3703	○	2階以上	☆☆	-	○	○	○	○		5	一志町1-4	厚生小学校 校舎	25-8386	○	2階以上	☆☆	-	○	○	○	○		7	宮後1丁目1-1	三交イン伊勢駅前	20-3539	-	○	☆	-	-	-	-	○	民間	8	宮後2丁目14-10	クレド宮後	-	-	○	2階以上	☆☆	-	-	-	-	民間	1	八日市場町13-1	伊勢市福祉健康センター	27-2425	○	2階以上	☆☆	○	○	○	○	○	自主	2	八日市場町13-13	サンライフ伊勢	28-1266	○	2階以上	☆☆	○	○	○	○	○		3	常磐3丁目10-19	早修小学校 校舎	23-2993	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○		4	浦口3丁目13-1	早修小学校 屋内運動場	23-2993	○	○	☆☆☆	○	○	○	○	○		5	浦口3丁目13-1	宇治山田高等学校 校舎	28-7158	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○		<p>6 指定緊急避難場所及び指定避難場所の内容 ①災害時指定避難場所一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">NO</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">電話番号</th> <th rowspan="2">指定避難所</th> <th rowspan="2">津波緊急避難所</th> <th rowspan="2">安全度ランク</th> <th colspan="4">災害対策基本法上の位置づけ</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>指定緊急避難場所</th> <th>洪水への対応</th> <th>土砂災害への対応</th> <th>地震への対応</th> <th>津波への対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>宇治館町510</td> <td>県営総合競技場体育館 (サブ)</td> <td>22-0189</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>☆☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>宇治今在家町511</td> <td>高麗広公民館 (ふれあい工房)</td> <td>25-9551</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>▲</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>孤立</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>宇治浦田2丁目16-43</td> <td>進修小学校 校舎</td> <td>22-2427</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>☆☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>自主</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>中村町444</td> <td>五十鈴中学校 校舎</td> <td>24-4888</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>☆☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>自主</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>久世戸町5-1</td> <td>修道小学校 校舎</td> <td>24-9694</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>☆☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>岡本1丁目18-21</td> <td>明倫小学校 校舎</td> <td>24-3199</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>岩淵1丁目2-29</td> <td>いせ市民活動センター</td> <td>20-4385</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>岩淵1丁目13-15</td> <td>シンフォニアテックノロジーホール伊勢 (観光文化会館)</td> <td>28-5105</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>自主</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>船江2丁目2-5</td> <td>有観小学校 校舎</td> <td>28-2450</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>一之木5丁目5-3</td> <td>厚生中学校 校舎</td> <td>28-3703</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>一志町1-4</td> <td>厚生小学校 校舎</td> <td>25-8386</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>宮後1丁目1-1</td> <td>三交イン伊勢駅前</td> <td>20-3539</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>☆</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>宮後2丁目14-10</td> <td>クレド宮後</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>八日市場町13-1</td> <td>伊勢市福祉健康センター</td> <td>27-2425</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>自主</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>八日市場町13-13</td> <td>サンライフ伊勢</td> <td>28-1266</td> <td>○</td> <td>2階以上</td> <td>☆☆</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>常磐3丁目10-19</td> <td>早修小学校 校舎</td> <td>23-2993</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>☆☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>浦口3丁目13-1</td> <td>早修小学校 屋内運動場</td> <td>23-2993</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>☆☆☆</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>浦口3丁目13-1</td> <td>宇治山田高等学校 校舎</td> <td>28-7158</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>☆☆☆</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>常磐2丁目4-40</td> <td>伊勢市子育て支援センター きらら館</td> <td>22-5592</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>2階7クラス</td> <td>☆☆</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	NO	所在地	名称	電話番号	指定避難所	津波緊急避難所	安全度ランク	災害対策基本法上の位置づけ				備考	指定緊急避難場所	洪水への対応	土砂災害への対応	地震への対応	津波への対応	1	宇治館町510	県営総合競技場体育館 (サブ)	22-0189	○	-	☆☆☆	-	○	○	○	-		2	宇治今在家町511	高麗広公民館 (ふれあい工房)	25-9551	○	-	▲	-	○	○	○	-	孤立	3	宇治浦田2丁目16-43	進修小学校 校舎	22-2427	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○	自主	4	中村町444	五十鈴中学校 校舎	24-4888	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○	自主	5	久世戸町5-1	修道小学校 校舎	24-9694	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○		6	岡本1丁目18-21	明倫小学校 校舎	24-3199	○	2階以上	☆☆	-	○	○	○	○		7	岩淵1丁目2-29	いせ市民活動センター	20-4385	○	2階以上	☆☆	○	○	○	○	○		8	岩淵1丁目13-15	シンフォニアテックノロジーホール伊勢 (観光文化会館)	28-5105	○	2階以上	☆☆	○	○	○	○	○	自主	9	船江2丁目2-5	有観小学校 校舎	28-2450	○	2階以上	☆☆	-	○	○	○	○		10	一之木5丁目5-3	厚生中学校 校舎	28-3703	○	2階以上	☆☆	-	○	○	○	○		11	一志町1-4	厚生小学校 校舎	25-8386	○	2階以上	☆☆	-	○	○	○	○		12	宮後1丁目1-1	三交イン伊勢駅前	20-3539	-	○	☆	-	-	-	-	○	民間	13	宮後2丁目14-10	クレド宮後	-	-	○	2階以上	☆☆	-	-	-	-	民間	14	八日市場町13-1	伊勢市福祉健康センター	27-2425	○	2階以上	☆☆	○	○	○	○	○	自主	15	八日市場町13-13	サンライフ伊勢	28-1266	○	2階以上	☆☆	○	○	○	○	○		16	常磐3丁目10-19	早修小学校 校舎	23-2993	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○		17	浦口3丁目13-1	早修小学校 屋内運動場	23-2993	○	○	☆☆☆	○	○	○	○	○		18	浦口3丁目13-1	宇治山田高等学校 校舎	28-7158	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○		19	常磐2丁目4-40	伊勢市子育て支援センター きらら館	22-5592	-	○	2階7クラス	☆☆	-	-	-	○		追加及び修正	県ネーミングライツ事業による名称変更、新たな協定の締結、土砂災害(特別)警戒区域の指定に伴うもの及び表現の適正化
0	所在地	名称								電話番号	指定避難所	津波緊急避難所	安全度ランク		災害対策基本法上の位置づけ				備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			指定緊急避難場所	洪水への対応	土砂災害への対応	地震への対応	津波への対応																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	宇治館町510	三重交通C スポーツの杜 伊勢 体育館別館 (県営総合競技場体育館 (サブ))	22-0189	○	-	☆☆☆	-	○	○	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	宇治今在家町511	高麗広公民館 (ふれあい工房)	25-9551	○	-	▲	-	○	○	○	-	孤立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1	宇治浦田2丁目16-43	進修小学校 校舎	22-2427	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○	自主																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1	中村町444	五十鈴中学校 校舎	24-4888	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○	自主																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1	久世戸町5-1	修道小学校 校舎	24-9694	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
1	岡本1丁目18-21	明倫小学校 校舎	24-3199	○	2階以上	☆☆	-	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
1	岩淵1丁目2-29	いせ市民活動センター	20-4385	○	2階以上	☆☆	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2	岩淵1丁目13-15	シンフォニアテックノロジーホール伊勢 (観光文化会館)	28-5105	○	2階以上	☆☆	○	○	○	○	○	自主																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3	船江2丁目2-5	有観小学校 校舎	28-2450	○	2階以上	☆☆	-	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
4	一之木5丁目5-3	厚生中学校 校舎	28-3703	○	2階以上	☆☆	-	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5	一志町1-4	厚生小学校 校舎	25-8386	○	2階以上	☆☆	-	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
7	宮後1丁目1-1	三交イン伊勢駅前	20-3539	-	○	☆	-	-	-	-	○	民間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
8	宮後2丁目14-10	クレド宮後	-	-	○	2階以上	☆☆	-	-	-	-	民間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1	八日市場町13-1	伊勢市福祉健康センター	27-2425	○	2階以上	☆☆	○	○	○	○	○	自主																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2	八日市場町13-13	サンライフ伊勢	28-1266	○	2階以上	☆☆	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3	常磐3丁目10-19	早修小学校 校舎	23-2993	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
4	浦口3丁目13-1	早修小学校 屋内運動場	23-2993	○	○	☆☆☆	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5	浦口3丁目13-1	宇治山田高等学校 校舎	28-7158	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
NO	所在地	名称	電話番号	指定避難所	津波緊急避難所	安全度ランク	災害対策基本法上の位置づけ				備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
							指定緊急避難場所	洪水への対応	土砂災害への対応	地震への対応		津波への対応																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1	宇治館町510	県営総合競技場体育館 (サブ)	22-0189	○	-	☆☆☆	-	○	○	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2	宇治今在家町511	高麗広公民館 (ふれあい工房)	25-9551	○	-	▲	-	○	○	○	-	孤立																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3	宇治浦田2丁目16-43	進修小学校 校舎	22-2427	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○	自主																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
4	中村町444	五十鈴中学校 校舎	24-4888	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○	自主																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
5	久世戸町5-1	修道小学校 校舎	24-9694	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
6	岡本1丁目18-21	明倫小学校 校舎	24-3199	○	2階以上	☆☆	-	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
7	岩淵1丁目2-29	いせ市民活動センター	20-4385	○	2階以上	☆☆	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
8	岩淵1丁目13-15	シンフォニアテックノロジーホール伊勢 (観光文化会館)	28-5105	○	2階以上	☆☆	○	○	○	○	○	自主																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
9	船江2丁目2-5	有観小学校 校舎	28-2450	○	2階以上	☆☆	-	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
10	一之木5丁目5-3	厚生中学校 校舎	28-3703	○	2階以上	☆☆	-	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
11	一志町1-4	厚生小学校 校舎	25-8386	○	2階以上	☆☆	-	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
12	宮後1丁目1-1	三交イン伊勢駅前	20-3539	-	○	☆	-	-	-	-	○	民間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
13	宮後2丁目14-10	クレド宮後	-	-	○	2階以上	☆☆	-	-	-	-	民間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
14	八日市場町13-1	伊勢市福祉健康センター	27-2425	○	2階以上	☆☆	○	○	○	○	○	自主																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
15	八日市場町13-13	サンライフ伊勢	28-1266	○	2階以上	☆☆	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
16	常磐3丁目10-19	早修小学校 校舎	23-2993	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
17	浦口3丁目13-1	早修小学校 屋内運動場	23-2993	○	○	☆☆☆	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
18	浦口3丁目13-1	宇治山田高等学校 校舎	28-7158	○	○	☆☆☆	-	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
19	常磐2丁目4-40	伊勢市子育て支援センター きらら館	22-5592	-	○	2階7クラス	☆☆	-	-	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													











# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

## 第2編 自助・共助に関する資料

9	二見町西 185-58	県営住宅(五十鈴川団地)	-	-	○ 2階	▲	-	-	-	-	○	
					○ 3階以上	☆	-	-	-	-	○	
30	二見町茶屋 104-5	茶屋区防災センター	43-2363	-	○ 2階	☆	-	-	-	-	○	民間
					○ 3階以上	☆	-	-	-	-	○	民間
31	二見町三津 1164-16	安土桃山文化村駐車場	43-2300	-	○	☆☆☆	-	-	-	-	○	民間
32	二見町三津 字池田 855	シルバークア豊壽園	44-2525	-	○ 2階以上	▲	-	-	-	-	○	民間
33	二見町西 1122	西農業研修センター	43-2230	-	○ 2階	▲	-	-	-	-	○	民間
					○ 屋上	☆	-	-	-	-	○	
34	二見町西 1017-363	カーサ二見A	-	-	○ 2階以上 階段・連絡	☆☆☆	-	-	-	-	○	
35	二見町西 2088-1	カーサ二見B	-	-	○ 2階以上 階段・連絡	☆☆☆	-	-	-	-	○	
36	二見町西 2088-1	二見町西津波避難施設(タワー)	-	-	○	☆☆☆	-	-	-	-	○	
37	二見町茶屋 1210-2	音無山	-	-	-	▲	-	-	-	-	○	
38	二見町三津 1659	国道42号 緑の一里塚(パーキング)	-	-	○	☆☆☆	-	-	-	-	○	
39	二見町江 536	小保健康センター	22-7870	-	○ 2階以上	☆☆	○	○	○	○	○	自主
40	小保町元町 663-1	小保小学校 校舎	22-3555	-	○ 2階以上	☆☆	-	○	○	○	○	
41	小保町元町 750	小保小学校 屋内運動場	22-3610	-	-	-	-	-	-	-	-	
42	小保町相合 1481	小保中学校 校舎	22-5021	-	○ 2階以上	☆☆	-	○	○	○	○	
43	小保町相合 1481	小保中学校 屋内運動場	22-5021	-	-	-	-	-	-	-	-	
44	小保町本町3 1939	小保農村環境改善センター	25-5021	-	○ 2階以上	☆☆	○	○	○	○	○	
45	野村町 5-3 1481	小保北部公民館	37-2246	-	○ 2階以上	☆☆☆	-	-	-	-	○	
46	小保町明野 1481	明野高等学校 校舎	37-4125	-	○	☆☆☆	-	○	○	○	○	
47	小保町明野 1481	明野高等学校 体育館	37-4125	-	○	☆☆☆	-	○	○	○	○	
48	小保町明野 1939	明野小学校 校舎	24-5171	-	○	☆☆☆	-	○	○	○	○	
49	小保町明野 1939	明野小学校 屋内運動場	24-5171	-	○	☆☆☆	○	○	○	○	○	
50	小保町新村 菊迫間 605	市営大仏山公園	-	-	○	☆☆☆	-	-	-	-	○	
51	御園町長屋 1074-9	御園小学校 校舎	22-3414	-	○ 2階以上	☆☆	-	○	○	○	○	
52	御園町長屋 2225	御園小学校 屋内運動場	22-3414	-	-	-	-	○	-	-	-	
53	磯町 2225	御園中学校 校舎	36-5139	-	○ 2階以上	☆	-	○	○	○	○	
54	磯町 2767	御園中学校 屋内運動場	36-5139	-	-	-	-	○	-	-	-	

118	二見町茶屋 104-5	茶屋区防災センター	43-2363	-	○ 2階	▲	-	-	-	-	○	民間
					○ 3階以上	☆	-	-	-	-	○	民間
119	二見町三津 1164-16	安土桃山文化村駐車場	43-2300	-	○	☆☆☆	-	-	-	-	○	民間
120	二見町三津 字池田 855	シルバークア豊壽園	44-2525	-	○ 2階以上	▲	-	-	-	-	○	民間
121	二見町西 1122	西農業研修センター	43-2230	-	○ 2階	▲	-	-	-	-	○	民間
					○ 屋上	☆	-	-	-	-	○	
122	二見町西 1017-363	カーサ二見A	-	-	○ 2階以上 階段・連絡	☆☆☆	-	-	-	-	○	
123	二見町西 2088-1	カーサ二見B	-	-	○ 2階以上 階段・連絡	☆☆☆	-	-	-	-	○	
124	二見町茶屋 1210-2	音無山	-	-	-	▲	-	-	-	-	○	
124	二見町三津 1210-2	国道42号 緑の一里塚(パーキング)	-	-	○	☆☆☆	-	-	-	-	○	
125	二見町江 1659	太江寺境内	-	-	-	▲	-	-	-	-	○	民間
126	小保町元町 536	小保健康センター	22-7870	-	○ 2階以上	☆☆	○	○	○	○	○	自主
127	小保町元町 663-1	小保小学校 校舎	22-3555	-	○ 2階以上	☆☆	-	○	○	○	○	
128	小保町元町 663-1	小保小学校 屋内運動場	22-3555	-	-	-	-	○	-	-	-	
129	小保町相合 750	小保中学校 校舎	22-3610	-	○ 2階以上	☆☆	-	○	○	○	○	
130	小保町相合 750	小保中学校 屋内運動場	22-3610	-	-	-	-	○	-	-	-	
131	小保町本町3 1481	小保農村環境改善センター	25-5021	-	○ 2階以上	☆☆	○	○	○	○	○	
132	野村町 5-3 1481	小保北部公民館	37-2246	-	○ 2階以上	☆☆☆	-	-	-	-	○	
133	小保町明野 1481	明野高等学校 校舎	37-4125	-	○	☆☆☆	-	○	○	○	○	
134	小保町明野 1481	明野高等学校 体育館	37-4125	-	○	☆☆☆	-	○	○	○	○	
135	小保町明野 1939	明野小学校 校舎	24-5171	-	○	☆☆☆	-	○	○	○	○	
136	小保町明野 1939	明野小学校 屋内運動場	24-5171	-	○	☆☆☆	○	○	○	○	○	
137	小保町新村 菊迫間 605	市営大仏山公園	-	-	○	☆☆☆	-	-	-	-	○	
138	御園町長屋 1074-9	御園小学校 校舎	22-3414	-	○ 2階以上	☆☆	-	○	○	○	○	
139	御園町長屋 1074-9	御園小学校 屋内運動場	22-3414	-	-	-	-	○	-	-	-	
140	磯町 2225	御園中学校 校舎	36-5139	-	○ 2階以上	☆	-	○	○	○	○	
141	磯町 2767	御園中学校 屋内運動場	36-5139	-	-	-	-	○	-	-	-	
142	磯町 2767	御園中学校 屋内運動場	22-6602	-	○ 2階以上	☆☆	○	○	○	○	○	自主

追加及び修正

県ネーミングライツ事業による名称変更、新たな協定の締結、土砂災害(特別)警戒区域の指定に伴うもの及び表現の適正化

伊勢市地域防災計画新旧対照表

第2編 自助・共助に関する資料

15		御歳中学校 屋内運動場		-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	自主
16	御歳町長屋 2767	ハートプラザみその	22-6602	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	御歳町上條 1173-1	御歳B&G海洋センター	36-4511	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
18	御歳町高向 731	御歳第二保育園	28-7300	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	
19	御歳町高向 686-8	新高公民館	25-2196	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
20	御歳町高向 2658-1	高向公民館	22-8551	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
21	御歳町長屋 2863-2	上長屋公民館	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
22	御歳町長屋 1074-1	中長屋公民館	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
23	御歳町長屋 1599-2	下長屋公民館	23-6093	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
24	御歳町王中島 594	王中島公民館	36-0184	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
25	御歳町王中島 23	ゆたかこども園	22-3480	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	民間	
26	御歳町新開 941-5	新開公民館	36-0127	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	-	
27	御歳町上條 88	上條公民館	36-1195	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	-	
28	御歳町小林 343	小林公民館	-	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	-	
29	御歳町小林 1612	小林ポンプ場	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
30	御歳町上條 1469-5	マンション大山	-	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	民間	
31	御歳町上條 1469-8	アビーロード	-	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	民間	
32	御歳町上條 1469-1	アルタイル	-	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	民間	
33	御歳町新開 712	マエストロ御歳	-	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	民間	
34	御歳町上條 1244	マンション K&K	-	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	民間	
35	御歳町上條 1473	マンション M&E	-	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	民間	

143	御歳町上條 1173-1	御歳B&G海洋センター	36-4511	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
144	御歳町高向 731	御歳第二保育園	28-7300	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	
145	御歳町高向 686-8	新高公民館	25-2196	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
146	御歳町高向 2658-1	高向公民館	22-8551	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
147	御歳町長屋 2863-2	上長屋公民館	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
148	御歳町長屋 1074-1	中長屋公民館	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
149	御歳町長屋 1599-2	下長屋公民館	23-6093	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
150	御歳町王中島 594	王中島公民館	36-0134	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
151	御歳町王中島 23	ゆたか幼稚園	22-3480	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	民間	
152	御歳町新開 941-5	新開公民館	36-0127	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	-	
153	御歳町上條 88	上條公民館	36-1195	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	-	
154	御歳町小林 343	小林公民館	-	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	-	
155	御歳町小林 1612	小林ポンプ場	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
156	御歳町上條 1469-5	マンション大山	-	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	民間	
157	御歳町上條 1469-8	アビーロード	-	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	民間	
158	御歳町上條 1469-1	アルタイル	-	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	民間	
159	御歳町新開 712	マエストロ御歳	-	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	民間	
160	御歳町上條 1244	マンション K&K	-	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	民間	
161	御歳町上條 1473	マンション M&E	-	-	○	▲	-	-	-	-	-	-	民間	

追加及び修正

県ネーミングライツ事業による名称変更、新たな協定の締結、土砂災害(特別)警戒区域の指定に伴うもの及び表現の適正化

# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

61	第2編 自助・共助に関する資料	②福祉避難所					②福祉避難所							
		所在地	名称	電話番号	災害対策基本法の位置づけ		備考	所在地	名称	電話番号	災害対策基本法の位置づけ			備考
		1	二見町三津字池田 855	シルバークア豊壽園	44-2525	○	民間	1	二見町三津字池田 855	シルバークア豊壽園	44-2525	○	民間	追加 新たな協定の締結に伴う
		2	二俣町 577-9	特別養護老人ホーム神路園	22-6010	○	民間	2	二俣町 577-9	特別養護老人ホーム神路園	22-6010	○	民間	
		3	河崎 3-15-33	特別養護老人ホーム双寿園	23-9227	○	民間	3	特別養護老人ホーム双寿園	23-9227	○	民間		
		4		特別養護老人ホーム第2 双寿園				○	民間					
		5	上地町 3130	特別養護老人ホーム白百合園	27-1511	○	民間	5	上地町 3130	特別養護老人ホーム白百合園	27-1511	○	民間	
		5	上野町字外野 2855-1	介護老人保健施設上野の郷	39-8088	○	民間	6	上野町字外野 2855-1	介護老人保健施設上野の郷	39-8088	○	民間	
		7	村松町 3294-1	特別養護老人ホーム 正邦苑	38-1800	○	民間	7	村松町 3294-1	特別養護老人ホーム 正邦苑	38-1800	○	民間	
		8	村松町 3355-1	特別養護老人ホーム 正邦苑 静苑	38-0505	○	民間	8	村松町 3355-1	特別養護老人ホーム 正邦苑 静苑	38-0505	○	民間	
		9	朝熊町字秋ヶ口 3074-1	特別養護老人ホーム 伊勢あさま苑	20-5511	○	民間	9	朝熊町字秋ヶ口 3074-1	特別養護老人ホーム 伊勢あさま苑	20-5511	○	民間	
		0	桶部町若ノ山 2605-13	介護老人保健施設山映苑	23-8000	○	民間	10	桶部町若ノ山 2605-13	介護老人保健施設山映苑	23-8000	○	民間	
		1	桶部町若ノ山 2605-33	特別養護老人ホームいすず苑	28-1010	○	民間	11	桶部町若ノ山 2605-33	特別養護老人ホームいすず苑	28-1010	○	民間	
		2	御薮町高向上千田 775-1	伊勢赤十字老人保健施設 紅の苑	27-5015	○	民間	12	御薮町高向上千田 775-1	伊勢赤十字老人保健施設 紅の苑	27-5015	○	民間	
		3	小俣町宮前 38	老人ホーム 高砂寮	22-1045	○	民間	13	小俣町宮前 38	老人ホーム 高砂寮	22-1045	○	民間	
		4	度会郡玉城町宮古 728 番地 18	指定障害者支援施設・指定生活介護事業所 宮の里ミタスメリアルホーム	58-5030	○	民間	14	度会郡玉城町宮古 728 番地 18	指定障害者支援施設・指定生活介護事業所 宮の里ミタスメリアルホーム	58-5030	○	民間	
		5	二俣町 577 番地 1	養護老人ホーム 万亀会館	24-5052	○	民間	15	二俣町 577 番地 1	養護老人ホーム 万亀会館	24-5052	○	民間	
		6	黒瀬町 562 番地 3	伊勢市重度身体障害者 デイサービスセンター	20-8422	○	市	16	黒瀬町 562 番地 3	伊勢市重度身体障害者 デイサービスセンター	20-8422	○	市	
		7	宮後 1 丁目 1-1	三交イン伊勢駅前	20-3539	○	民間							
		8	佐八町字池ノ上 1071 番地 3	千の杜	39-1200	○	民間							

伊勢市地域防災計画新旧対照表

62		<p>③自治会避難所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>階数指定</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 中村町 325-283</td><td>五十鈴ヶ丘公民館</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>2 倭町 19-1</td><td>倭岡岡地集会所</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>3 勢田町 915-50</td><td>船江山公民館</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>4 古市町 90-1</td><td>古市公民館</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>5 常磐 1丁目 12</td><td>伊勢市コミュニティ消防センター</td><td>28-2939</td><td>2階以上</td><td></td></tr> <tr><td>6 馬瀬町 770-1</td><td>馬瀬町公民館</td><td>36-0912</td><td>2階以上</td><td></td></tr> <tr><td>7 佐八町 2129</td><td>佐八公民館</td><td>39-1080</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>8 津村町 482</td><td>宝寿寺</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>9 東豊浜町 1089</td><td>東豊浜町土路区町民会館</td><td>37-2501</td><td>2階以上</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>10 西豊浜町 3657-3</td><td>小川町民会館</td><td>37-1908</td><td>2階以上</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>11 上地町 1767-1</td><td>上地町公民館</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>12 伊勢市朝熊町 2602-7</td><td>大久保市民館</td><td>28-9024</td><td>2階以上</td><td></td></tr> <tr><td>13 朝熊町 1433</td><td>朝熊ふれあい会館</td><td>26-2321</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>14 朝熊町 1188</td><td>朝熊町公民館</td><td>22-3452</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>15 一宇田町 524-6</td><td>一宇田公民館</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>16 円座町 1573-4</td><td>円座町自治会館</td><td>39-1205</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>17 上野町 1215-1</td><td>沼木農村環境改善センター</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>18 神園町字里 1098</td><td>神園町公民館</td><td>39-1209</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>19 藤里町 477-2</td><td>藤里町集会所</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>20 有滝町 2638</td><td>有滝町民会館</td><td>37-3114</td><td>2階以上</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>21 大湊町 98-5</td><td>大湊地区コミュニティセンター</td><td>36-4534</td><td>2階以上</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>22 二見町西 866</td><td>西コミュニティセンター</td><td>43-2230</td><td>2階以上</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>23 二見町西 1122</td><td>西農業研修センター</td><td>43-2230</td><td>2階以上</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>24 二見町三津 301</td><td>三津農業集落センター</td><td>43-3501</td><td>2階以上</td><td></td></tr> <tr><td>25 二見町今一色 120</td><td>今一色コミュニティセンター</td><td>43-3586</td><td>2階以上</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>26 二見町茶屋 104-5</td><td>茶屋区防災センター</td><td>43-2363</td><td>2階以上</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>27 小俣町元町 1282-1</td><td>下小俣公民館</td><td>22-5384</td><td>2階以上</td><td></td></tr> <tr><td>28 小俣町元町 860</td><td>第一部公民館</td><td>29-0661</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>29 小俣町宮前 787-3</td><td>高畑公民館</td><td>29-0658</td><td>2階以上</td><td></td></tr> <tr><td>30 野村町 5-3</td><td>小俣北部公民館</td><td>37-2246</td><td>-</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td></td><td>小俣北部児童体育館</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> </tbody> </table>	所在地	名称	電話番号	階数指定	備考	1 中村町 325-283	五十鈴ヶ丘公民館	-	-		2 倭町 19-1	倭岡岡地集会所	-	-		3 勢田町 915-50	船江山公民館	-	-		4 古市町 90-1	古市公民館	-	-		5 常磐 1丁目 12	伊勢市コミュニティ消防センター	28-2939	2階以上		6 馬瀬町 770-1	馬瀬町公民館	36-0912	2階以上		7 佐八町 2129	佐八公民館	39-1080	-		8 津村町 482	宝寿寺	-	-		9 東豊浜町 1089	東豊浜町土路区町民会館	37-2501	2階以上	津波緊急避難所に指定	10 西豊浜町 3657-3	小川町民会館	37-1908	2階以上	津波緊急避難所に指定	11 上地町 1767-1	上地町公民館	-	-		12 伊勢市朝熊町 2602-7	大久保市民館	28-9024	2階以上		13 朝熊町 1433	朝熊ふれあい会館	26-2321	-		14 朝熊町 1188	朝熊町公民館	22-3452	-		15 一宇田町 524-6	一宇田公民館	-	-		16 円座町 1573-4	円座町自治会館	39-1205	-		17 上野町 1215-1	沼木農村環境改善センター	-	-		18 神園町字里 1098	神園町公民館	39-1209	-		19 藤里町 477-2	藤里町集会所	-	-		20 有滝町 2638	有滝町民会館	37-3114	2階以上	津波緊急避難所に指定	21 大湊町 98-5	大湊地区コミュニティセンター	36-4534	2階以上	津波緊急避難所に指定	22 二見町西 866	西コミュニティセンター	43-2230	2階以上	津波緊急避難所に指定	23 二見町西 1122	西農業研修センター	43-2230	2階以上	津波緊急避難所に指定	24 二見町三津 301	三津農業集落センター	43-3501	2階以上		25 二見町今一色 120	今一色コミュニティセンター	43-3586	2階以上	津波緊急避難所に指定	26 二見町茶屋 104-5	茶屋区防災センター	43-2363	2階以上	津波緊急避難所に指定	27 小俣町元町 1282-1	下小俣公民館	22-5384	2階以上		28 小俣町元町 860	第一部公民館	29-0661	-		29 小俣町宮前 787-3	高畑公民館	29-0658	2階以上		30 野村町 5-3	小俣北部公民館	37-2246	-	津波緊急避難所に指定		小俣北部児童体育館	-	-		<p>③自治会避難所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>階数指定</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 中村町 325-283</td><td>五十鈴ヶ丘公民館</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>2 倭町 19-1</td><td>倭岡岡地集会所</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>3 勢田町 915-50</td><td>船江山公民館</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>4 古市町 90-1</td><td>古市公民館</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>5 常磐 1丁目 12</td><td>伊勢市コミュニティ消防センター</td><td>28-2939</td><td>2階以上</td><td></td></tr> <tr><td>6 馬瀬町 770-1</td><td>馬瀬町公民館</td><td>36-0912</td><td>2階以上</td><td></td></tr> <tr><td>7 佐八町 2129</td><td>佐八公民館</td><td>39-1080</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>8 津村町 482</td><td>宝寿寺</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>9 東豊浜町 1089</td><td>東豊浜町土路区町民会館</td><td>37-2501</td><td>2階以上</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>10 西豊浜町 3657-3</td><td>小川町民会館</td><td>37-1908</td><td>2階以上</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>11 上地町 1767-1</td><td>上地町公民館</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>12 伊勢市朝熊町 2602-7</td><td>大久保市民館</td><td>28-9024</td><td>2階以上</td><td></td></tr> <tr><td>13 朝熊町 1433</td><td>朝熊ふれあい会館</td><td>26-2321</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>14 一宇田町 524-6</td><td>一宇田公民館</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>15 円座町 1573-4</td><td>円座町自治会館</td><td>39-1205</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>16 上野町 1215-1</td><td>沼木農村環境改善センター</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>17 神園町字里 1098</td><td>神園町公民館</td><td>39-1209</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>18 藤里町 477-2</td><td>藤里町集会所</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>19 有滝町 2638</td><td>有滝町民会館</td><td>37-3114</td><td>2階以上</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>20 大湊町 98-5</td><td>大湊地区コミュニティセンター</td><td>36-4534</td><td>2階以上</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>21 二見町西 866</td><td>西コミュニティセンター</td><td>43-2230</td><td>2階以上</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>22 二見町西 1122</td><td>西農業研修センター</td><td>43-2230</td><td>2階以上</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>23 二見町三津 301</td><td>三津農業集落センター</td><td>43-3501</td><td>2階以上</td><td></td></tr> <tr><td>24 二見町今一色 120</td><td>今一色コミュニティセンター</td><td>43-3586</td><td>2階以上</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>25 二見町茶屋 104-5</td><td>茶屋区防災センター</td><td>43-2363</td><td>2階以上</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>26 小俣町元町 1282-1</td><td>下小俣公民館</td><td>22-5384</td><td>2階以上</td><td></td></tr> <tr><td>27 小俣町元町 860</td><td>第一部公民館</td><td>29-0661</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>28 小俣町宮前 787-3</td><td>高畑公民館</td><td>29-0658</td><td>2階以上</td><td></td></tr> <tr><td>29 野村町 5-3</td><td>小俣北部公民館</td><td>37-2246</td><td>-</td><td>津波緊急避難所に指定</td></tr> <tr><td>30 野村町 5-3</td><td>小俣北部児童体育館</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr> </tbody> </table>	所在地	名称	電話番号	階数指定	備考	1 中村町 325-283	五十鈴ヶ丘公民館	-	-		2 倭町 19-1	倭岡岡地集会所	-	-		3 勢田町 915-50	船江山公民館	-	-		4 古市町 90-1	古市公民館	-	-		5 常磐 1丁目 12	伊勢市コミュニティ消防センター	28-2939	2階以上		6 馬瀬町 770-1	馬瀬町公民館	36-0912	2階以上		7 佐八町 2129	佐八公民館	39-1080	-		8 津村町 482	宝寿寺	-	-		9 東豊浜町 1089	東豊浜町土路区町民会館	37-2501	2階以上	津波緊急避難所に指定	10 西豊浜町 3657-3	小川町民会館	37-1908	2階以上	津波緊急避難所に指定	11 上地町 1767-1	上地町公民館	-	-		12 伊勢市朝熊町 2602-7	大久保市民館	28-9024	2階以上		13 朝熊町 1433	朝熊ふれあい会館	26-2321	-		14 一宇田町 524-6	一宇田公民館	-	-		15 円座町 1573-4	円座町自治会館	39-1205	-		16 上野町 1215-1	沼木農村環境改善センター	-	-		17 神園町字里 1098	神園町公民館	39-1209	-		18 藤里町 477-2	藤里町集会所	-	-		19 有滝町 2638	有滝町民会館	37-3114	2階以上	津波緊急避難所に指定	20 大湊町 98-5	大湊地区コミュニティセンター	36-4534	2階以上	津波緊急避難所に指定	21 二見町西 866	西コミュニティセンター	43-2230	2階以上	津波緊急避難所に指定	22 二見町西 1122	西農業研修センター	43-2230	2階以上	津波緊急避難所に指定	23 二見町三津 301	三津農業集落センター	43-3501	2階以上		24 二見町今一色 120	今一色コミュニティセンター	43-3586	2階以上	津波緊急避難所に指定	25 二見町茶屋 104-5	茶屋区防災センター	43-2363	2階以上	津波緊急避難所に指定	26 小俣町元町 1282-1	下小俣公民館	22-5384	2階以上		27 小俣町元町 860	第一部公民館	29-0661	-		28 小俣町宮前 787-3	高畑公民館	29-0658	2階以上		29 野村町 5-3	小俣北部公民館	37-2246	-	津波緊急避難所に指定	30 野村町 5-3	小俣北部児童体育館	-	-		追加	新たな指定に伴う
所在地	名称	電話番号	階数指定	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1 中村町 325-283	五十鈴ヶ丘公民館	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2 倭町 19-1	倭岡岡地集会所	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3 勢田町 915-50	船江山公民館	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
4 古市町 90-1	古市公民館	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5 常磐 1丁目 12	伊勢市コミュニティ消防センター	28-2939	2階以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
6 馬瀬町 770-1	馬瀬町公民館	36-0912	2階以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
7 佐八町 2129	佐八公民館	39-1080	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
8 津村町 482	宝寿寺	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9 東豊浜町 1089	東豊浜町土路区町民会館	37-2501	2階以上	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
10 西豊浜町 3657-3	小川町民会館	37-1908	2階以上	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
11 上地町 1767-1	上地町公民館	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
12 伊勢市朝熊町 2602-7	大久保市民館	28-9024	2階以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
13 朝熊町 1433	朝熊ふれあい会館	26-2321	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
14 朝熊町 1188	朝熊町公民館	22-3452	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
15 一宇田町 524-6	一宇田公民館	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
16 円座町 1573-4	円座町自治会館	39-1205	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
17 上野町 1215-1	沼木農村環境改善センター	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
18 神園町字里 1098	神園町公民館	39-1209	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
19 藤里町 477-2	藤里町集会所	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
20 有滝町 2638	有滝町民会館	37-3114	2階以上	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
21 大湊町 98-5	大湊地区コミュニティセンター	36-4534	2階以上	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
22 二見町西 866	西コミュニティセンター	43-2230	2階以上	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
23 二見町西 1122	西農業研修センター	43-2230	2階以上	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
24 二見町三津 301	三津農業集落センター	43-3501	2階以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
25 二見町今一色 120	今一色コミュニティセンター	43-3586	2階以上	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
26 二見町茶屋 104-5	茶屋区防災センター	43-2363	2階以上	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
27 小俣町元町 1282-1	下小俣公民館	22-5384	2階以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
28 小俣町元町 860	第一部公民館	29-0661	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
29 小俣町宮前 787-3	高畑公民館	29-0658	2階以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
30 野村町 5-3	小俣北部公民館	37-2246	-	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	小俣北部児童体育館	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
所在地	名称	電話番号	階数指定	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1 中村町 325-283	五十鈴ヶ丘公民館	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2 倭町 19-1	倭岡岡地集会所	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3 勢田町 915-50	船江山公民館	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
4 古市町 90-1	古市公民館	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
5 常磐 1丁目 12	伊勢市コミュニティ消防センター	28-2939	2階以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
6 馬瀬町 770-1	馬瀬町公民館	36-0912	2階以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
7 佐八町 2129	佐八公民館	39-1080	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
8 津村町 482	宝寿寺	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9 東豊浜町 1089	東豊浜町土路区町民会館	37-2501	2階以上	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
10 西豊浜町 3657-3	小川町民会館	37-1908	2階以上	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
11 上地町 1767-1	上地町公民館	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
12 伊勢市朝熊町 2602-7	大久保市民館	28-9024	2階以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
13 朝熊町 1433	朝熊ふれあい会館	26-2321	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
14 一宇田町 524-6	一宇田公民館	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
15 円座町 1573-4	円座町自治会館	39-1205	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
16 上野町 1215-1	沼木農村環境改善センター	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
17 神園町字里 1098	神園町公民館	39-1209	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
18 藤里町 477-2	藤里町集会所	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
19 有滝町 2638	有滝町民会館	37-3114	2階以上	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
20 大湊町 98-5	大湊地区コミュニティセンター	36-4534	2階以上	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
21 二見町西 866	西コミュニティセンター	43-2230	2階以上	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
22 二見町西 1122	西農業研修センター	43-2230	2階以上	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
23 二見町三津 301	三津農業集落センター	43-3501	2階以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
24 二見町今一色 120	今一色コミュニティセンター	43-3586	2階以上	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
25 二見町茶屋 104-5	茶屋区防災センター	43-2363	2階以上	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
26 小俣町元町 1282-1	下小俣公民館	22-5384	2階以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
27 小俣町元町 860	第一部公民館	29-0661	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
28 小俣町宮前 787-3	高畑公民館	29-0658	2階以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
29 野村町 5-3	小俣北部公民館	37-2246	-	津波緊急避難所に指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
30 野村町 5-3	小俣北部児童体育館	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
78	第3編 公助	<p>12 津波避難施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設数</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二見町今一色津波避難施設（平成30年度完成予定）</td> <td>1箇所</td> <td>二見町今一色地内</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	施設数	所在地	二見町今一色津波避難施設（平成30年度完成予定）	1箇所	二見町今一色地内	<p>12 津波避難施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設数</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二見町今一色津波避難施設（平成29年度完成予定）</td> <td>1箇所</td> <td>二見町今一色地内</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	施設数	所在地	二見町今一色津波避難施設（平成29年度完成予定）	1箇所	二見町今一色地内	修正	内容の適正化																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
施設名	施設数	所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
二見町今一色津波避難施設（平成30年度完成予定）	1箇所	二見町今一色地内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
施設名	施設数	所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
二見町今一色津波避難施設（平成29年度完成予定）	1箇所	二見町今一色地内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
78	第3編 公助	<p>13 公共施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施行面積</th> <th>工事内容</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンフォニアテクノロジープール伊勢（観光文化会館） 【平成31年度実施予定】</td> <td>大ホール1,060㎡ ロビー 200㎡</td> <td>天井耐震改修</td> <td>岩淵1丁目地内</td> </tr> <tr> <td>伊勢市生涯学習センター（いせトピア） 【平成30年度工事調査開始】</td> <td>多目的ホール 508.68㎡</td> <td>天井耐震改修</td> <td>黒瀬町地内</td> </tr> <tr> <td>小俣農村環境改善センター 【平成30年度工事調査開始】</td> <td>多目的ホール 432.0㎡</td> <td>天井耐震改修</td> <td>小俣町本町地内</td> </tr> <tr> <td>小俣総合体育館 【平成30年度実施】</td> <td>アリーナ2,410㎡</td> <td>天井耐震改修</td> <td>小俣町新村地内</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	施行面積	工事内容	所在地	シンフォニアテクノロジープール伊勢（観光文化会館） 【平成31年度実施予定】	大ホール1,060㎡ ロビー 200㎡	天井耐震改修	岩淵1丁目地内	伊勢市生涯学習センター（いせトピア） 【平成30年度工事調査開始】	多目的ホール 508.68㎡	天井耐震改修	黒瀬町地内	小俣農村環境改善センター 【平成30年度工事調査開始】	多目的ホール 432.0㎡	天井耐震改修	小俣町本町地内	小俣総合体育館 【平成30年度実施】	アリーナ2,410㎡	天井耐震改修	小俣町新村地内		追加	新たな計画に伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
施設名	施行面積	工事内容	所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
シンフォニアテクノロジープール伊勢（観光文化会館） 【平成31年度実施予定】	大ホール1,060㎡ ロビー 200㎡	天井耐震改修	岩淵1丁目地内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
伊勢市生涯学習センター（いせトピア） 【平成30年度工事調査開始】	多目的ホール 508.68㎡	天井耐震改修	黒瀬町地内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
小俣農村環境改善センター 【平成30年度工事調査開始】	多目的ホール 432.0㎡	天井耐震改修	小俣町本町地内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
小俣総合体育館 【平成30年度実施】	アリーナ2,410㎡	天井耐震改修	小俣町新村地内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

89	第3編 公助	<p><b>17 県が指定する土砂災害(特別)警戒区域</b> 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づいて、<b>平成29年10月3日</b>現在、県が指定する土砂災害(特別)警戒区域は下記のとおりとなっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">警戒区域</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>矢持 1</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>矢持 2</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>矢持 3</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>矢持 4</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>矢持 5-1</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>矢持 1-1</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>矢持 2-1</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>矢持 1-2</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>矢持 2-2</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>矢持 3-1</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>矢持 4-1</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>矢持 5</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>矢持 6</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>矢持 7</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>矢持 8</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>矢持 9</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>考</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>庵ノ上</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>助ヶ谷</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>奥ノ谷</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>菖蒲川 1</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>菖蒲川 4</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>菖蒲川 5</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>菖蒲川 6</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>菖蒲川 7</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>菖蒲川 8</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>菖蒲川 9</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>西五十鈴川 1</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>西五十鈴川 2</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>西五十鈴川 3</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>西五十鈴川 4</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>西五十鈴川 5</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>西五十鈴川 6</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>下村 1</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>下村 2</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>菖蒲 1</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>菖蒲 2</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>菖蒲 3</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>上村 1</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>上村 2</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>床木 1</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>床木 2</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> <tr><td>床木 3</td><td>伊勢市矢持町</td><td>上野小学校、みどり保育園</td></tr> </tbody> </table>	警戒区域	所在地	避難所	矢持 1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	矢持 2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	矢持 3	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	矢持 4	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	矢持 5-1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	矢持 1-1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	矢持 2-1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	矢持 1-2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	矢持 2-2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	矢持 3-1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	矢持 4-1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	矢持 5	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	矢持 6	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	矢持 7	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	矢持 8	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	矢持 9	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	考	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	庵ノ上	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	助ヶ谷	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	奥ノ谷	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	菖蒲川 1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	菖蒲川 4	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	菖蒲川 5	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	菖蒲川 6	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	菖蒲川 7	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	菖蒲川 8	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	菖蒲川 9	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	西五十鈴川 1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	西五十鈴川 2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	西五十鈴川 3	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	西五十鈴川 4	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	西五十鈴川 5	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	西五十鈴川 6	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	下村 1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	下村 2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	菖蒲 1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	菖蒲 2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	菖蒲 3	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	上村 1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	上村 2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	床木 1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	床木 2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	床木 3	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	<p><b>17 県が指定する土砂災害(特別)警戒区域</b> 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づいて、<b>平成28年10月28日</b>現在、県が指定する土砂災害(特別)警戒区域は下記のとおりとなっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">警戒区域</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>朝熊 1-2</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 2-2</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 3-3</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 1-3</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 2-1</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 3-1</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 4-2</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 5-1</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>一字田 4-2</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>一字田 6-2</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>一字田 7</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 7-2</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>一字田 9</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 1-5</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 1-1</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 2-3</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 3-2</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 4-1</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 5-2</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>一字田 2</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>一字田 3</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>一字田 4-1</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>一字田 5</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>一字田 6-1</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>豊川 1</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 6</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 7-1</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 8</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 1-4</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>龍ヶ谷</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>床ノ木谷</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>奥ノ谷</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>虫喰ヶ谷</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>鎌尾</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>三段坂</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>猪刺谷</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>木尻谷</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>潮来谷</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊谷 3</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊谷 4</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> </tbody> </table>	警戒区域	所在地	避難所	朝熊 1-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 2-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 3-3	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 1-3	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 2-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 3-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 4-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 5-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園	一字田 4-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園	一字田 6-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園	一字田 7	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 7-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園	一字田 9	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 1-5	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 1-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 2-3	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 3-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 4-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 5-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園	一字田 2	伊勢市朝熊町	しごうこども園	一字田 3	伊勢市朝熊町	しごうこども園	一字田 4-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園	一字田 5	伊勢市朝熊町	しごうこども園	一字田 6-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園	豊川 1	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 6	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 7-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 8	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 1-4	伊勢市朝熊町	しごうこども園	龍ヶ谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園	床ノ木谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園	奥ノ谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園	虫喰ヶ谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園	鎌尾	伊勢市朝熊町	しごうこども園	三段坂	伊勢市朝熊町	しごうこども園	猪刺谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園	木尻谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園	潮来谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊谷 3	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊谷 4	伊勢市朝熊町	しごうこども園	追加及び修正	新たな指定に伴う
警戒区域	所在地	避難所																																																																																																																																																																																																																																																																		
矢持 1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
矢持 2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
矢持 3	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
矢持 4	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
矢持 5-1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
矢持 1-1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
矢持 2-1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
矢持 1-2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
矢持 2-2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
矢持 3-1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
矢持 4-1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
矢持 5	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
矢持 6	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
矢持 7	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
矢持 8	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
矢持 9	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
考	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
庵ノ上	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
助ヶ谷	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
奥ノ谷	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
菖蒲川 1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
菖蒲川 4	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
菖蒲川 5	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
菖蒲川 6	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
菖蒲川 7	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
菖蒲川 8	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
菖蒲川 9	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
西五十鈴川 1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
西五十鈴川 2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
西五十鈴川 3	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
西五十鈴川 4	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
西五十鈴川 5	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
西五十鈴川 6	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
下村 1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
下村 2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
菖蒲 1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
菖蒲 2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
菖蒲 3	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
上村 1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
上村 2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
床木 1	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
床木 2	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
床木 3	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園																																																																																																																																																																																																																																																																		
警戒区域	所在地	避難所																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 1-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 2-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 3-3	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 1-3	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 2-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 3-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 4-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 5-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
一字田 4-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
一字田 6-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
一字田 7	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 7-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
一字田 9	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 1-5	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 1-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 2-3	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 3-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 4-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 5-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
一字田 2	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
一字田 3	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
一字田 4-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
一字田 5	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
一字田 6-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
豊川 1	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 6	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 7-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 8	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊 1-4	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
龍ヶ谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
床ノ木谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
奥ノ谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
虫喰ヶ谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
鎌尾	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
三段坂	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
猪刺谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
木尻谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
潮来谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊谷 3	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		
朝熊谷 4	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																																																																																																																																		

# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

第3編 公助	警戒区域	所在地	避難所	警戒区域	所在地	避難所
	床木 4	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	丸山	伊勢市小俣町新村	明野小学校
	床木 5	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	新村Ⅱ-1	伊勢市小俣町新村	明野小学校
	床木 6	伊勢市矢持町	上野小学校、みどり保育園	新村Ⅰ	伊勢市小俣町新村	明野小学校
	横輪 1	伊勢市横輪町	上野小学校	新村Ⅱ	伊勢市小俣町新村	明野小学校
	横輪 2	伊勢市横輪町	上野小学校	新村 3	伊勢市小俣町新村	明野小学校
	横輪 3	伊勢市横輪町	上野小学校	新村 1	伊勢市小俣町新村	明野小学校
	横輪 4	伊勢市横輪町	上野小学校	新村 1	伊勢市小俣町新村	明野小学校
	横輪 5	伊勢市横輪町	上野小学校	新村 2	伊勢市小俣町新村	明野小学校
	横輪 6	伊勢市横輪町	上野小学校	小俣町 1	伊勢市小俣町新村	明野小学校
	横輪 7	伊勢市横輪町	上野小学校	小俣町 2	伊勢市小俣町新村	明野小学校
	横輪 8	伊勢市横輪町	上野小学校	新村Ⅱ-2	伊勢市小俣町新村	明野小学校
	横輪 9	伊勢市横輪町	上野小学校	新村Ⅲ-1	伊勢市小俣町新村	明野小学校
	横輪 10	伊勢市横輪町	上野小学校	新村Ⅲ-2	伊勢市小俣町新村	明野小学校
	横輪町 1	伊勢市横輪町	上野小学校			
	横輪町 2	伊勢市横輪町	上野小学校			
	横輪町 3	伊勢市横輪町	上野小学校			
	広 第三	伊勢市横輪町	上野小学校			
	広 第一	伊勢市横輪町	上野小学校			
	横輪町 4	伊勢市横輪町	上野小学校			
	新村 3	伊勢市小俣町新村	明野小学校			
	新村 1	伊勢市小俣町新村	明野小学校			
	新村 1	伊勢市小俣町新村	明野小学校			
	新村 2	伊勢市小俣町新村	明野小学校			
	小俣町 1	伊勢市小俣町新村	明野小学校			
	小俣町 2	伊勢市小俣町新村	明野小学校			
	新村Ⅱ-2	伊勢市小俣町新村	明野小学校			
	新村Ⅲ-1	伊勢市小俣町新村	明野小学校			
	新村Ⅲ-2	伊勢市小俣町新村	明野小学校			
	新村Ⅰ	伊勢市小俣町新村	明野小学校			
	新村Ⅱ	伊勢市小俣町新村	明野小学校			
	高麗広Ⅱ-1	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校			
	高麗広Ⅱ-2	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校			
	高麗広Ⅱ-3	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校			
	高麗広Ⅱ-4	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校			
	高麗広Ⅱ-5	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校			
	高麗広Ⅱ-6	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校			
	高麗広Ⅱ-7	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校			
	高麗広Ⅱ-8	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校			
	高麗広Ⅱ-9	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校			
	高麗広Ⅱ-10	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校			
	高麗広Ⅱ-11	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校			
	高麗広Ⅱ-12	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館、進修小学校			
	松下 7	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校			
	松下 8	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校			
	松下 9	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校			
	松下 10	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校			
	松下 15	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校			

追加及び修正  
新たな指定に伴う



# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

第3編 公助	警戒区域	所在地	避難所	警戒区域	所在地	避難所		
	松下 14	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 7	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター	追加及び修正	新たな指定に伴う
	松下 16	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 8	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 19	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 9	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 2	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 10	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 24	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 15	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 20	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 14	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 17	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 16	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 11	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 19	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 1	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 2	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 12	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 24	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 3	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 20	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 4	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 17	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 5	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 11	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 6	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 1	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 13	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 12	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 18	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 3	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 21	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 4	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	アオリ坂ノ谷	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館・進修小学校	松下 5	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	冷水谷	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館・進修小学校	松下 6	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	蔭谷	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館・進修小学校	松下 13	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	灰ノ木原谷川	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館・進修小学校	松下 18	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	高麗広Ⅱ-2	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館・進修小学校	松下 21	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	高麗広Ⅱ-3	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館・進修小学校	松下 1	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	高麗広Ⅱ-4	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館・進修小学校	松下 2	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	高麗広Ⅱ-5	伊勢市宇治今在家町	高麗広公民館・進修小学校	松下大谷川	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 1	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下小谷川	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 2	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 5	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下大谷川	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 6	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下小谷川	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 3	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 5	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 10	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 6	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 11	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 3	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 12	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 10	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 13	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 11	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校	松下 14	伊勢市二見町松下	二見老人福祉センター		
	松下 12	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校					
	松下 13	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校					
	松下 14	伊勢市二見町松下	二見公民館・二見浦小学校					
	虫喰ヶ谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園					
	猪剥谷-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園					
	猪剥谷-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園					
	箕曲瀬 1	伊勢市朝熊町	しごうこども園					
	箕曲瀬 3	伊勢市朝熊町	しごうこども園					
	箕曲瀬 4	伊勢市朝熊町	しごうこども園					
	木売谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園					
	大谷川-1	伊勢市朝熊町	しごうこども園					
	大谷川-2	伊勢市朝熊町	しごうこども園					
	大谷川-3	伊勢市朝熊町	しごうこども園					

※地すべりの土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は、伊勢市内に該当箇所がありません。

伊勢市地域防災計画新旧対照表

<p>第3編 公助</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒区域</th> <th>所在地</th> <th>避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>朝熊谷</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 1</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 2</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 3</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 4</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 5</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 6</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 7</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 8</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 9</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 10</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 11</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 12</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 13</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 14</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 15</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 16</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 17</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 18</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 19</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 20</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 21</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 22</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 23</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 24</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 25</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 26</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 27</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 28</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 29</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 30</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>朝熊 31</td><td>伊勢市朝熊町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>鹿海</td><td>伊勢市鹿海町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>一字田</td><td>伊勢市一字田町</td><td>しごうこども園</td></tr> <tr><td>江</td><td>伊勢市二見町江</td><td>二見公民館・二見浦小学校</td></tr> <tr><td>明神前</td><td>伊勢市二見町江</td><td>二見公民館・二見浦小学校</td></tr> <tr><td>江山</td><td>伊勢市二見町江</td><td>二見公民館・二見浦小学校</td></tr> <tr><td>子ヶ谷</td><td>伊勢市二見町茶屋</td><td>二見公民館・二見浦小学校</td></tr> <tr><td>滝坪谷</td><td>伊勢市二見町茶屋</td><td>二見公民館・二見浦小学校</td></tr> <tr><td>茶屋 1</td><td>伊勢市二見町茶屋</td><td>二見公民館・二見浦小学校</td></tr> <tr><td>茶屋 2</td><td>伊勢市二見町茶屋</td><td>二見公民館・二見浦小学校</td></tr> <tr><td>江 1</td><td>伊勢市二見町江</td><td>二見公民館・二見浦小学校</td></tr> <tr><td>江 2</td><td>伊勢市二見町江</td><td>二見公民館・二見浦小学校</td></tr> <tr><td>溝口 1</td><td>伊勢市二見町溝口</td><td>二見公民館・二見浦小学校</td></tr> <tr><td>山田原 1</td><td>伊勢市二見町山田原</td><td>二見公民館・二見浦小学校</td></tr> <tr><td>三津 1</td><td>伊勢市二見町三津</td><td>二見公民館・二見浦小学校</td></tr> <tr><td>光の街 1</td><td>伊勢市二見町光の街</td><td>二見公民館・二見浦小学校</td></tr> </tbody> </table>	警戒区域	所在地	避難所	朝熊谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 1	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 2	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 3	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 4	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 5	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 6	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 7	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 8	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 9	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 10	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 11	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 12	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 13	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 14	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 15	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 16	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 17	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 18	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 19	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 20	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 21	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 22	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 23	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 24	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 25	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 26	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 27	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 28	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 29	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 30	伊勢市朝熊町	しごうこども園	朝熊 31	伊勢市朝熊町	しごうこども園	鹿海	伊勢市鹿海町	しごうこども園	一字田	伊勢市一字田町	しごうこども園	江	伊勢市二見町江	二見公民館・二見浦小学校	明神前	伊勢市二見町江	二見公民館・二見浦小学校	江山	伊勢市二見町江	二見公民館・二見浦小学校	子ヶ谷	伊勢市二見町茶屋	二見公民館・二見浦小学校	滝坪谷	伊勢市二見町茶屋	二見公民館・二見浦小学校	茶屋 1	伊勢市二見町茶屋	二見公民館・二見浦小学校	茶屋 2	伊勢市二見町茶屋	二見公民館・二見浦小学校	江 1	伊勢市二見町江	二見公民館・二見浦小学校	江 2	伊勢市二見町江	二見公民館・二見浦小学校	溝口 1	伊勢市二見町溝口	二見公民館・二見浦小学校	山田原 1	伊勢市二見町山田原	二見公民館・二見浦小学校	三津 1	伊勢市二見町三津	二見公民館・二見浦小学校	光の街 1	伊勢市二見町光の街	二見公民館・二見浦小学校		<p>追加及び修正</p>	<p>新たな指定に伴う</p>
警戒区域	所在地	避難所																																																																																																																																																		
朝熊谷	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 1	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 2	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 3	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 4	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 5	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 6	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 7	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 8	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 9	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 10	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 11	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 12	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 13	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 14	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 15	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 16	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 17	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 18	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 19	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 20	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 21	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 22	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 23	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 24	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 25	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 26	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 27	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 28	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 29	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 30	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
朝熊 31	伊勢市朝熊町	しごうこども園																																																																																																																																																		
鹿海	伊勢市鹿海町	しごうこども園																																																																																																																																																		
一字田	伊勢市一字田町	しごうこども園																																																																																																																																																		
江	伊勢市二見町江	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																																		
明神前	伊勢市二見町江	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																																		
江山	伊勢市二見町江	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																																		
子ヶ谷	伊勢市二見町茶屋	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																																		
滝坪谷	伊勢市二見町茶屋	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																																		
茶屋 1	伊勢市二見町茶屋	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																																		
茶屋 2	伊勢市二見町茶屋	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																																		
江 1	伊勢市二見町江	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																																		
江 2	伊勢市二見町江	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																																		
溝口 1	伊勢市二見町溝口	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																																		
山田原 1	伊勢市二見町山田原	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																																		
三津 1	伊勢市二見町三津	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																																		
光の街 1	伊勢市二見町光の街	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																																		
<p>第3編 公助</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒区域</th> <th>所在地</th> <th>避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>三津 2</td><td>伊勢市二見町三津</td><td>二見公民館・二見浦小学校</td></tr> <tr><td>三津 3</td><td>伊勢市二見町三津</td><td>二見公民館・二見浦小学校</td></tr> <tr><td>光の街 2</td><td>伊勢市二見町光の街</td><td>二見公民館・二見浦小学校</td></tr> </tbody> </table> <p>※地すべりの土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域は、伊勢市内に該当箇所がありません。</p>	警戒区域	所在地	避難所	三津 2	伊勢市二見町三津	二見公民館・二見浦小学校	三津 3	伊勢市二見町三津	二見公民館・二見浦小学校	光の街 2	伊勢市二見町光の街	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																							
警戒区域	所在地	避難所																																																																																																																																																		
三津 2	伊勢市二見町三津	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																																		
三津 3	伊勢市二見町三津	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																																		
光の街 2	伊勢市二見町光の街	二見公民館・二見浦小学校																																																																																																																																																		

# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

93	第3編 公助	<p><b>19 各段階で収集する情報の種類</b>  <b>②第2次情報(二次災害防止、災害救助法の適用可否の判断のために収集する情報)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">家屋被害</td> <td style="width: 30%;">全壊、半壊等の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・被災建築物応急危険度判定調査(2~3日後)</td> <td style="width: 50%;">生活再建チーム 応急復旧チーム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全焼、半焼等の状況 津波による浸水の状況</td> <td>生活再建チーム 消防チーム 生活再建チーム</td> </tr> </table> <p><b>③第3次情報(詳細な状況把握のために収集する情報)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">家屋被害</td> <td style="width: 30%;">全壊、半壊等の状況 ・被害認定調査 ・建築物応急危険度判定調査(2~3日後)</td> <td style="width: 50%;">生活再建チーム 応急復旧チーム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全焼、半焼等の状況 津波による浸水の状況</td> <td>生活再建チーム 消防チーム 生活再建チーム</td> </tr> </table>	家屋被害	全壊、半壊等の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・被災建築物応急危険度判定調査(2~3日後)	生活再建チーム 応急復旧チーム		全焼、半焼等の状況 津波による浸水の状況	生活再建チーム 消防チーム 生活再建チーム	家屋被害	全壊、半壊等の状況 ・被害認定調査 ・建築物応急危険度判定調査(2~3日後)	生活再建チーム 応急復旧チーム		全焼、半焼等の状況 津波による浸水の状況	生活再建チーム 消防チーム 生活再建チーム	<p><b>18 各段階で収集する情報の種類</b>  <b>②第2次情報(二次災害防止、災害救助法の適用可否の判断のために収集する情報)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">家屋被害</td> <td style="width: 30%;">全壊、半壊等の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建築物応急危険度判定調査(2~3日後)</td> <td style="width: 50%;">生活再建チーム 応急復旧チーム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全焼、半焼等の状況 津波による浸水の状況</td> <td>生活再建チーム 消防チーム 生活再建チーム</td> </tr> </table> <p><b>③第3次情報(詳細な状況把握のために収集する情報)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">家屋被害</td> <td style="width: 30%;">全壊、半壊等の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建築物応急危険度判定調査(2~3日後)</td> <td style="width: 50%;">生活再建チーム 応急復旧チーム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全焼、半焼等の状況 津波による浸水の状況</td> <td>生活再建チーム 消防チーム 生活再建チーム</td> </tr> </table>	家屋被害	全壊、半壊等の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建築物応急危険度判定調査(2~3日後)	生活再建チーム 応急復旧チーム		全焼、半焼等の状況 津波による浸水の状況	生活再建チーム 消防チーム 生活再建チーム	家屋被害	全壊、半壊等の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建築物応急危険度判定調査(2~3日後)	生活再建チーム 応急復旧チーム		全焼、半焼等の状況 津波による浸水の状況	生活再建チーム 消防チーム 生活再建チーム	修正	表現の適正化																										
家屋被害	全壊、半壊等の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・被災建築物応急危険度判定調査(2~3日後)	生活再建チーム 応急復旧チーム																																																					
	全焼、半焼等の状況 津波による浸水の状況	生活再建チーム 消防チーム 生活再建チーム																																																					
家屋被害	全壊、半壊等の状況 ・被害認定調査 ・建築物応急危険度判定調査(2~3日後)	生活再建チーム 応急復旧チーム																																																					
	全焼、半焼等の状況 津波による浸水の状況	生活再建チーム 消防チーム 生活再建チーム																																																					
家屋被害	全壊、半壊等の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建築物応急危険度判定調査(2~3日後)	生活再建チーム 応急復旧チーム																																																					
	全焼、半焼等の状況 津波による浸水の状況	生活再建チーム 消防チーム 生活再建チーム																																																					
家屋被害	全壊、半壊等の状況 ・目視調査による概数の把握(至急) ・建築物応急危険度判定調査(2~3日後)	生活再建チーム 応急復旧チーム																																																					
	全焼、半焼等の状況 津波による浸水の状況	生活再建チーム 消防チーム 生活再建チーム																																																					
119	第6編 協定等一覧	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>名称</th> <th>協定先</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定</td> <td>公益社団法人日本水道協会中部地方支部及び中部地方支部内の県支部</td> <td>上下水道チーム</td> </tr> </tbody> </table>	No	名称	協定先	担当	4	公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	公益社団法人日本水道協会中部地方支部及び中部地方支部内の県支部	上下水道チーム	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>名称</th> <th>協定先</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定</td> <td>公益社団法人日本水道協会中部地方支部</td> <td>上下水道チーム</td> </tr> </tbody> </table>	No	名称	協定先	担当	4	日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	公益社団法人日本水道協会中部地方支部	上下水道チーム	修正	協定の見直しに伴う																																		
No	名称	協定先	担当																																																				
4	公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	公益社団法人日本水道協会中部地方支部及び中部地方支部内の県支部	上下水道チーム																																																				
No	名称	協定先	担当																																																				
4	日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	公益社団法人日本水道協会中部地方支部	上下水道チーム																																																				
122	第6編 協定等一覧	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">102</td> <td style="width: 30%;">津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書</td> <td style="width: 20%;">株式会社マサグループ本社</td> <td style="width: 30%;">危機管理課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">103</td> <td>災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書</td> <td>株式会社海栄館</td> <td>避難所チーム</td> </tr> </tbody> </table>	102	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	株式会社マサグループ本社	危機管理課	103	災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書	株式会社海栄館	避難所チーム		追加	新たな協定の締結に伴う																																										
102	津波発生時における津波緊急避難所としての使用に関する協定書	株式会社マサグループ本社	危機管理課																																																				
103	災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書	株式会社海栄館	避難所チーム																																																				
409	第9編 法令等一覧	<p><b>6 災害救助法による救助の程度と期間</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>援助の種類</th> <th>対象</th> <th>費用の限度額</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>災害により現に被害を受け、又は、受けのおそれのある者に供与する。</td> <td>(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり320円以内 (加算額) 冬期別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> <td>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td> <td>1 1戸あたりの規模及びその費用は、基準告示に定める規模及び額以内とする。 ・単身用(6坪タイプ:19.8㎡) ・小家族用(9坪タイプ:29.7㎡) ・大家族用(12坪タイプ:39.6㎡) 2 限度額1戸あたり5,516,000円以内 3 概ね50戸以上設置した場合、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は内閣府と協議が必要)</td> <td>災害発生の日から20日以内着工</td> <td>1 地域の実情や世帯構成等に応じて多様なタイプの応急仮設住宅を提供する。 2 バリアフリー仕様とすることが望ましく、街並みや地域社会づくりにも配慮する。 3 供与期間 2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる施設も対象とする。</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与</td> <td>1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者</td> <td>1 1人1日当たり1,130円以内</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> <td>食品給与のための総経費を延給食日数で除いた金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)</td> <td>当該地域における通常の実費</td> <td>災害の発生の日から7日以内</td> <td>1 輸送費、人件費は別途計上</td> </tr> </tbody> </table>	援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けのおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり320円以内 (加算額) 冬期別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 1戸あたりの規模及びその費用は、基準告示に定める規模及び額以内とする。 ・単身用(6坪タイプ:19.8㎡) ・小家族用(9坪タイプ:29.7㎡) ・大家族用(12坪タイプ:39.6㎡) 2 限度額1戸あたり5,516,000円以内 3 概ね50戸以上設置した場合、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は内閣府と協議が必要)	災害発生の日から20日以内着工	1 地域の実情や世帯構成等に応じて多様なタイプの応急仮設住宅を提供する。 2 バリアフリー仕様とすることが望ましく、街並みや地域社会づくりにも配慮する。 3 供与期間 2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる施設も対象とする。	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり1,130円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除いた金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害の発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上	<p><b>6 災害救助法による救助の程度と期間</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>援助の種類</th> <th>対象</th> <th>費用の限度額</th> <th>期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>災害により現に被害を受け、又は、受けのおそれのある者に供与する。</td> <td>(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり320円以内 (加算額) 冬期別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> <td>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td> <td>1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸あたり2,660,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)</td> <td>災害発生の日から20日以内着工</td> <td>1 平均1戸当たり29.7㎡、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与</td> <td>1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者</td> <td>1 1人1日当たり1,110円以内</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> <td>食品給与のための総経費を延給食日数で除いた金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)</td> <td>当該地域における通常の実費</td> <td>災害の発生の日から7日以内</td> <td>1 輸送費、人件費は別途計上</td> </tr> </tbody> </table>	援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けのおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり320円以内 (加算額) 冬期別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸あたり2,660,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり1,110円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除いた金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害の発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上	修正	災害救助法による救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償の基準の一部改正に伴う
援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																																			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けのおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり320円以内 (加算額) 冬期別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上																																																			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 1戸あたりの規模及びその費用は、基準告示に定める規模及び額以内とする。 ・単身用(6坪タイプ:19.8㎡) ・小家族用(9坪タイプ:29.7㎡) ・大家族用(12坪タイプ:39.6㎡) 2 限度額1戸あたり5,516,000円以内 3 概ね50戸以上設置した場合、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は内閣府と協議が必要)	災害発生の日から20日以内着工	1 地域の実情や世帯構成等に応じて多様なタイプの応急仮設住宅を提供する。 2 バリアフリー仕様とすることが望ましく、街並みや地域社会づくりにも配慮する。 3 供与期間 2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる施設も対象とする。																																																			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり1,130円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除いた金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)																																																			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害の発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上																																																			
援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																																			
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けのおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり320円以内 (加算額) 冬期別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上																																																			
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸あたり2,660,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。																																																			
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり1,110円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除いた金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)																																																			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害の発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上																																																			

# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

第9編 法令等一覧	旧	新	修正																																																																																																								
	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与</p> <p>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>1 夏季（4月～9月）</td> <td>2 冬季（10月～3月）</td> <td>災害発生の日から10日以内</td> <td>1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額</td> <td>2 現物給付に限ること</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>1 世帯</td> <td>2 世帯</td> <td>3 世帯</td> <td>4 世帯</td> <td>5 世帯</td> </tr> <tr> <td>全壊全焼</td> <td>18,400</td> <td>23,700</td> <td>34,900</td> <td>41,800</td> <td>53,000</td> </tr> <tr> <td>流失</td> <td>30,400</td> <td>39,500</td> <td>54,900</td> <td>64,200</td> <td>80,800</td> </tr> <tr> <td>半壊半焼</td> <td>6,000</td> <td>8,100</td> <td>12,100</td> <td>14,700</td> <td>18,600</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>9,800</td> <td>12,700</td> <td>18,000</td> <td>21,400</td> <td>27,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6人以上</td> <td>7人以上</td> <td>8人以上</td> <td>9人以上</td> <td>10人以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,800</td> <td>11,100</td> <td>2,600</td> <td>3,500</td> <td></td> </tr> </table>		1 夏季（4月～9月）	2 冬季（10月～3月）	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額	2 現物給付に限ること	区分	1 世帯	2 世帯	3 世帯	4 世帯	5 世帯	全壊全焼	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	流失	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	半壊半焼	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	床上浸水	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000		6人以上	7人以上	8人以上	9人以上	10人以上		7,800	11,100	2,600	3,500		<p>被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与</p> <p>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>1 夏季（4月～9月）</td> <td>2 冬季（10月～3月）</td> <td>災害発生の日から10日以内</td> <td>1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額</td> <td>2 現物給付に限ること</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>1 世帯</td> <td>2 世帯</td> <td>3 世帯</td> <td>4 世帯</td> <td>5 世帯</td> </tr> <tr> <td>全壊全焼</td> <td>18,400</td> <td>23,700</td> <td>34,900</td> <td>41,800</td> <td>53,000</td> </tr> <tr> <td>流失</td> <td>30,400</td> <td>39,500</td> <td>55,000</td> <td>64,300</td> <td>80,900</td> </tr> <tr> <td>半壊半焼</td> <td>6,000</td> <td>8,100</td> <td>12,100</td> <td>14,700</td> <td>18,600</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>9,800</td> <td>12,700</td> <td>18,000</td> <td>21,400</td> <td>27,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6人以上</td> <td>7人以上</td> <td>8人以上</td> <td>9人以上</td> <td>10人以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,800</td> <td>11,100</td> <td>2,600</td> <td>3,500</td> <td></td> </tr> </table>		1 夏季（4月～9月）	2 冬季（10月～3月）	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額	2 現物給付に限ること	区分	1 世帯	2 世帯	3 世帯	4 世帯	5 世帯	全壊全焼	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	流失	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	半壊半焼	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	床上浸水	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000		6人以上	7人以上	8人以上	9人以上	10人以上		7,800	11,100	2,600	3,500		<p>医療の途を失った者（応急的処置）</p> <p>1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費</p> <p>2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内</p> <p>3 施術者…協定料金の額以内</p> <p>災害の発生の日から14日以内</p> <p>患者等の移送費は、別途計上</p>	<p>医療の途を失った者（応急的処置）</p> <p>1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費</p> <p>2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内</p> <p>3 施術者…協定料金の額以内</p> <p>災害の発生の日から14日以内</p> <p>患者等の移送費は、別途計上</p>	<p>助産</p> <p>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</p> <p>1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費</p> <p>2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</p> <p>分べんした日から7日以内</p> <p>妊婦等の移送費は、別途計上</p>	<p>助産</p> <p>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</p> <p>1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費</p> <p>2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</p> <p>分べんした日から7日以内</p> <p>妊婦等の移送費は、別途計上</p>	<p>被災者の救出</p> <p>1 現に生命、身体が危険な状態にある者</p> <p>2 生死不明な状態にある者</p> <p>当該地域における通常の実費</p> <p>災害発生の日から3日以内</p> <p>1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。</p> <p>2 輸送費、人件費は、別途計上</p>	<p>被災者の救出</p> <p>1 現に生命、身体が危険な状態にある者</p> <p>2 生死不明な状態にある者</p> <p>当該地域における通常の実費</p> <p>災害発生の日から3日以内</p> <p>1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。</p> <p>2 輸送費、人件費は、別途計上</p>	<p>被災した住宅の応急修理</p> <p>1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p> <p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり574,000円以内</p> <p>災害発生の日から1ヵ月以内</p> <p>1 空家は対象外</p> <p>2 被災住宅復旧工事補助金との併用は不可</p>	<p>被災した住宅の応急修理</p> <p>1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者</p> <p>2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p> <p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり576,000円以内</p> <p>災害発生の日から1ヵ月以内</p>	<p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償の基準の一部改正に伴う</p>
	1 夏季（4月～9月）	2 冬季（10月～3月）	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額	2 現物給付に限ること																																																																																																						
区分	1 世帯	2 世帯	3 世帯	4 世帯	5 世帯																																																																																																						
全壊全焼	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000																																																																																																						
流失	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800																																																																																																						
半壊半焼	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600																																																																																																						
床上浸水	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000																																																																																																						
	6人以上	7人以上	8人以上	9人以上	10人以上																																																																																																						
	7,800	11,100	2,600	3,500																																																																																																							
	1 夏季（4月～9月）	2 冬季（10月～3月）	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額	2 現物給付に限ること																																																																																																						
区分	1 世帯	2 世帯	3 世帯	4 世帯	5 世帯																																																																																																						
全壊全焼	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000																																																																																																						
流失	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900																																																																																																						
半壊半焼	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600																																																																																																						
床上浸水	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000																																																																																																						
	6人以上	7人以上	8人以上	9人以上	10人以上																																																																																																						
	7,800	11,100	2,600	3,500																																																																																																							

# 伊勢市地域防災計画新旧対照表

409 第9編 法令等一覧

学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用する教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,000円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）210,200円以内 小人（12歳未満）168,100円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,400円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,300円以内 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1世帯当たり 135,100円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定に従事させた都道府県知事の総括する都道府県常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用する教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,300円 中学校生徒 4,600円 高等学校等生徒 5,000円	災害発生の日から1ヵ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）210,400円以内 小人（12歳未満）168,300円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,400円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,300円以内 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1世帯当たり 134,800円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

修正

災害救助法による救助の程度、方法及び期間ならびに実費弁償の基準の一部改正に伴う